

輸入自動車特別取扱制度

目次

- 第1 用語の定義
- 第2 本要領の適用
- 第3 輸入自動車特別取扱届出書の提出要領等
- 第4 経過措置

第1 用語の定義

本制度における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「法」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）をいう。
- (2) 「施行規則」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）をいう。
- (3) 「保安基準」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）をいう。
- (4) 「細目告示」とは「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）をいう。
- (5) 「協定規則」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則をいう。
- (6) 「適用関係告示」とは「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」（平成15年国土交通省告示第1318号）をいう。
- (7) 「旧技術基準」とは「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」（昭和58年10月1日付け自車第899号）に掲げる別添技術基準をいう。
- (8) 「細目告示技術基準」とは「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）に掲げる別添技術基準をいう。
- (9) 「装置指定規則」とは、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）をいう。
- (10) 「指定装置等」とは、法第75条の3第1項による指定を受けた装置及び同条第7項により指定を受けたと見なされる装置をいう。
- (11) 「装置指定通知書等」とは、装置型式指定規則第9条の装置型式指定通知書又は既指定装置型式指定通知書をいう。
- (12) 「認定証」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則に定める認定証をいう。
- (13) ① 「不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面」とは、法第63条の3第1項に規定する改善措置の届出（以下「改善措置の届出」という。）に関する重大な不正行為を行った者から届出があった輸入自動車に、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のものが使用されている場合に提出する書面をいう。
 - ② 「改善措置の届出に関する重大な不正行為」とは、次の各号に掲げる行為であって、その行為に係る部品の不具合が原因で、死亡事故又は重傷事故が発生している又はその発生が明らかに見込まれる場合等をいう。

(ア) 法第63条の2第5項の規定による命令に違反したこと。

(イ) 法第63条の3第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたこと。

(ウ) 法第63条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。

③ 「当該改善措置に係る自動車の部品と同種のものが使用されている自動車」とは、自動車の種別に係らず、法第63条の3第1項の規定により適切に改善措置を行うべきであった部品と同じ機能の部品が使用されている自動車をいう。

(14) 「研究所」とは、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所をいう。

(15) 「外国自動車試験機関」とは、研究所が外国で製作された自動車の保安基準への適合性の審査に係る業務を円滑に実施するため、その定めるところにより、当該機関により外国で実施した試験結果（当該機関の職員が出張して、研究所が予め確認した自動車製作者の試験施設において、試験を実施した場合の試験結果を含む。）を活用することが認められた機関をいう。

(16) 「電子申請」とは、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）に基づき、電子申請の総合窓口（e-Gov）電子申請システムを利用し、国土交通省オンライン申請システムを経由して行うオンライン申請・届出等をいう。

(17) 「審査事務規程」とは、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項に基づき、研究所において定めた審査事務の実施に関する規程をいう。

(18) 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有するものをいう。

(19) 軽中量車の「プラグインハイブリッド自動車」とは、次の全ての要件を満たすものをいう。

①(18)の自動車のうち、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能及び蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えていること。

②バッテリー容量レシオ（単位車両重量あたりの走行に関与するバッテリー容量）が、0.002kWh/kg以上であること。

第2 本制度の適用

外国において製作され、かつ、販売することが認められている自動車（法第58条第1項に規定する自動車をいう。以下同じ。）と同じ型式の自動車（その相違が附則1「自動車等の同一型式判定要領」別表第1に掲げる「型式を区別する事項」（気筒内径、気筒行程、総排気量、ステータ内容積、適合する排出ガス規制値を除く。）のいずれにも該当しない自動車をいう。）を本邦に輸出する場合において、当該型式の自動車を製作することを業とする者、又はその者と当該型式の自動車について販売契約を締結している者（以下「製作者等」という。）が本邦において販売する自動車（一型式当たりの年間販売予定台数が5,000台以下のものに限る。以下「輸入自動車特別取扱」という。）について、国土交通大臣に対して行う届出その他の取扱手続きは、別紙「輸入自動車特別取扱要領」（以下「取扱要領」という。）の定めるところによる。

第3 輸入自動車特別取扱届出書の提出要領等

取扱要領において定める輸入自動車特別取扱届出書の提出要領、諸元要目表の記載要領及び審査の実施要領等については、次表の第1欄の要領に応じて、同表第2欄の附則により取り扱うものとする。

		第1欄	第2欄
附 則 の 適 用 段 階	届 出 の 準 備	自動車等の同一型式判定要領	附則 1
		自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等の取扱要領	附則 2
		自動車排出ガス規制の識別記号	附則 3
	届 出 書 類 等 の 作 成	輸入自動車特別取扱届出書等の提出要領	附則 4
		車両諸元要目表の記載要領	附則 5
		電子申請を行う場合の車両諸元要目表等の書面の作成要領	附則5の2
		自動車等の外観図の記載要領	附則 6
		輸入自動車特別取扱制度における仕様の相違が軽微なものの取扱要領	附則 7
		製作者試験に係る実施要領	附則 9
		製作者試験における確認者	附則10
		輸入自動車特別取扱要領別表の4(2)の公的な試験機関等として認められる機関等	附則11
		輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法	附則12
	外国の自動車試験機関による試験結果の活用	附則13	
	認 可 後	輸入自動車特別取扱制度における仕様の相違が軽微なものの取扱い	附則 7
		輸入自動車特別取扱届出済書の交付	附則15

第4 経過措置

本制度の施行の際現に、「輸入車特別取扱制度」の創設について（依命通達）（昭和60年12月27日、地審第1161号・地技第433号）別添輸入車特別取扱要領第2の規定により輸入車特別取扱自動車の届出をした自動車にあっては、平成10年11月24日以降においても同要領第5の規定により届出書等の変更届出（自動車の構造・装置に係る変更であって、当該変更の結果、騒音の大きさ又は排出ガスの排出量に影響を与えるものに限る。）の届出を行うまでの間は、なお、従前の例により輸入車特別取扱自動車の取扱いを受けることができる。

輸入自動車特別取扱要領

目次

- 第1 輸入自動車特別取扱の届出
- 第2 審査の方法
- 第3 届出済書の交付
- 第4 届出済書の交付の特例措置
- 第5 点検整備方式の周知
- 第6 変更届出
- 第7 届出書等へ記入する署名
- 第8 届出済書の使用停止
- 第9 新規検査等の申請に際しての届出者の措置等
- 第10 指定装置等を装着している場合等の取扱い
- 第11 電子申請による届出

第1 輸入自動車特別取扱の届出

- 1 製作者等は、輸入自動車特別取扱による届出をする自動車を販売することを目的として製作し又は販売する前に、あらかじめ、国土交通大臣に対し、第1号様式による輸入自動車特別取扱届出書（以下「届出書」という。）を提出することができる。
- 2 届出書には、次に掲げる書面を別表の定めるところにより作成し、添付するものとする。
 - (1) 車両諸元要目表
 - (2) 外観図及び外観写真
 - (3) 構造・装置の概要説明書
 - (4) 保安基準の規定に適合することを証する書面
 - ① 保安基準適合等検討書
 - ② 試験成績表
 - (5) 騒音及び排出ガスの品質管理説明書
 - (6) 前項の届出（以下「輸入自動車特別取扱届出」という。）を行った者（以下「届出者」という。）が自動車の販売を業とする者である場合は、自動車の製作を業とする者（以下「製作者」という。）との間に締結した販売契約書の写し
 - (7) 車台番号の打刻届出書（写し）及び原動機の型式の打刻届出書（写し）
 - (8) その他審査の実施に当たって必要があると認められる書面
 - ① 構造基準等適合検討書
 - ② その他
- 3 前項(4)②の試験成績表のうち騒音試験、ガソリン自動車排出ガス試験、ディーゼル自動車排出ガス試験及び熱害試験に係るものについては、製作者が附則9「製作者試験に係る実施要領」に基づく試験を同附則第1項により指定され

た附則10「製作者試験における確認者」が立ち会いの確認の下で実施した試験結果を記載した書面又は研究所がその定めるところにより予め自ら所有しない外国の施設及び設備を用いて実施した試験結果を記載した書面（当該型式の自動車のものに限る。）とすることができる。

- 4 第2項の添付書面は、届出に係る自動車について、複数の仕様のもの（附則7「輸入自動車特別取扱制度における仕様の相違が軽微なものの取扱い」による仕様の相違が軽微なものに限る。）がある場合には、標準的な仕様の自動車に係るものを提出すれば足りる。

第2 審査の方法

- 1 国土交通大臣は、第1の届出又は第6の変更届出があったときは、当該届出に係る自動車が保安基準の規定に適合しているかどうかの審査を研究所に行わせるものとする。

この場合において、改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った自動車製作者等により第1の届出があった自動車のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のもが使用されている自動車については、国土交通大臣は、当該不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び当該改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを審査するものとする。

- 2 研究所が行う前項の審査は、法第75条及び第75条の5並びに独立行政法人自動車技術総合機構法の規定に従って行う型式指定に係る審査と同様の方法で適正に行わなければならない。

第3 届出済書の交付

- 1 国土交通省自動車局審査・リコール課の長（以下「審査・リコール課長」という。）は、輸入自動車特別取扱の届出があった場合であって、届出書の添付書面の記載内容が第2に規定する審査により保安基準の規定に適合しているとされたときは、当該届出者に対し、第4号様式による輸入自動車特別取扱届出済書（以下「届出済書」という。）を50部交付するものとする。
- 2 審査・リコール課長は、前項の届出済書の交付部数を超えて届出済書を交付する場合には、附則15「輸入自動車特別取扱届出済書の交付」による所定の試験成績表が1部提出される毎に、届出済書を50部交付するものとする。
- 3 届出者は、第1の規定により届出を行った自動車について、製作又は販売をやめたときは、第5号様式による「輸入自動車特別取扱届出済書」返納届とともに、未使用の届出済書を速やかに審査・リコール課長に対し返納するものとする。
- 4 届出済書の再交付は行わない。

第4 届出済書の交付の特例措置

- 1 第1の届出に係る自動車が第3の届出済書の交付の度に行われる第1第3項の規定により附則10「製作者試験の確認者」の確認の下で実施した試験又は別表の4（2）に示す試験機関等における試験において、過去に保安基準に適合しないと認められたことがない場合にあつては、審査・リコール課長は、300部を超えて交付する届出済書について、第3第2項の規定にかかわらず、所定の試験成績表が1部提出される毎に届出済書を100部を限度として交付することができるものとする。ただし提出された試験成績表について疑義が生じたときを除く。
- 2 第1の規定により届出を行った自動車について、第3第2項の規定により交付部数を超えて届出済書を交付する場合において、届出を行った自動車が電気自動車等排出ガス試験が適用とされない自動車にあつては、所定の試験成績表の

うち、排出ガス試験成績書は除く。

第5 点検整備方式の周知

届出者は、輸入自動車特別取扱の届出に係る自動車について、点検整備方式を使用者に周知するものとする。

第6 変更届出

届出者は、届出書又はその添付書面のうち別表第1項、第2項、第3項、第4項及び第5項の書面の記載事項について変更があった場合には、第6号様式による輸入自動車特別取扱変更届出書及び変更に関する資料を国土交通大臣に提出するものとする。ただし、別表第1項及び第2項の書面の記載事項について変更があった場合は、軽微な変更以外の変更のときのみ当該書面を提出すればよい。

第7 届出書等へ記入する署名

外国人又は外国法人が輸入自動車特別取扱の届出その他の届出又は報告をする場合における届出書又は報告書には、押印に代えて届出又は報告をする者（法人にあつてはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から届出又は報告に関する権限の委任を受けた者）が署名してもよい。

第8 届出済書の使用停止

審査・リコール課長は、第1若しくは第6の規定により提出された書面について疑義が生じたとき又は届出済書が不正に使用されたことが判明したときは、当該型式の自動車に係る未使用の届出済書の使用を停止する旨を、当該届出者及び地方運輸局自動車技術安全部長等に対し、通知することができる。

第9 新規検査等の申請に際しての届出者の措置等

- 1 届出者は、法第59条第1項の規定による新規検査又は法第71条第1項の規定による予備検査（以下「新規検査等」という。）の申請書に次に掲げる書面を添付するよう措置するものとする。
 - (1) 車両諸元要目表（写し）
 - (2) 外観図（写し）表の備構造・装置の概要説明書（写し）
 - (4) 届出済書
- 2 届出者は、新規検査等の申請をすることとなる前に、あらかじめ、当該申請に係る自動車の構造・装置の仕様と第1及び第6の規定により国土交通大臣に提出した書面に記載した仕様との相違の有無を確認し、相違があるときはその内容を当該届出済書の所定の欄に記載し、押印するものとする。
- 3 運輸監理部長、運輸支局長、自動車検査登録事務所長又は沖縄総合事務局陸運事務所長若しくはその支所長（以下「運輸監理部長等」という。）は、同一型式の自動車について2台以上の新規検査等の申請があったときは、2台目以降の自動車に係る第1項の添付書面（第4号の書面を除く。）を返付することができる。

第10 指定装置等を装着している場合等の取扱い

指定装置等を届出自動車に装着している場合には、装置指定通知書等又は認定証の写しを添付することにより別表に

掲げる届出書の添付書面のうち、当該装置に係る書面の提出を省略することができる。

第11 電子申請による届出

第1の届出、第3の第2項及び第3項の届出並びに第6の届出を行う際、電子申請により行うことができる。

別表 (届出書の添付書面の記載要領等) (第1関係)

添付書面	記載要領等
1 車両諸元要目表	<p>1 様式は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車にあつては第2号様式及び第3号様式、その他の自動車で2軸車にあつては第2号様式の1及び第3号様式、それ以外にあつては第2号様式の2及び3号様式とする。</p> <p>また、第3号様式にあつては、当該自動車に装着されていない装置の項目については削除することができる。</p> <p>2 記載要領は、附則5「車両諸元要目表の記載要領」の例によること。</p>
2 外観図及び外観写真	<p>1 外観図(前面、後面、側面及び平面の4面図)は、附則6「自動車等の外観図の記載要領」の例によること。</p> <p>2 外観写真は、少なくとも、自動車の斜め前、斜め後から撮影し、自動車の外観を判別できるものであること。ただし、エンブレム、バッジ、エアスポイラー等の装飾物が含まれていなくともよい。</p>
3 構造・装置の概要説明書	自動車の構造・装置の特徴を中心として記載すること。
4 保安基準の規定に適合することを証する書面	<p>保安基準及び細目告示の規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載すること。また、次に掲げる書面を添付すること。</p> <p>① 灯火三面図</p> <p>② 技術基準適合証明書(附則12「輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法」の別表に掲げる技術基準又は同等と認められる外国の試験方法の規定に適合しているかどうかを当該自動車の製作者が検討した結果を記載した書面若しくは適合していることを証した書面をいう。)</p> <p>なお、(2)試験成績表が提出される試験については、提出を要しない。</p> <p>③ 装置指定通知書等又は認定証の写しを添付するとともに指定装置等一覧表を添付すること(指定装置等に限る。)</p>
(1) 保安基準等適合検討書	<p>保安基準及び細目告示の規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載すること。また、次に掲げる書面を添付すること。</p> <p>① 灯火三面図</p> <p>② 技術基準適合証明書(附則12「輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法」の別表に掲げる技術基準又は同等と認められる外国の試験方法の規定に適合しているかどうかを当該自動車の製作者が検討した結果を記載した書面若しくは適合していることを証した書面をいう。)</p> <p>なお、(2)試験成績表が提出される試験については、提出を要しない。</p> <p>③ 装置指定通知書等又は認定証の写しを添付するとともに指定装置等一覧表を添付すること(指定装置等に限る。)</p>
(2) 試験成績表	細目告示技術基準、審査事務規程別添の試験規程又は附則12「輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法」の別表に掲げる同等と認められる外国の試験方法(以下「同等試験方法」という。)により実施し、その結果を、審査事務規程別添の試験規程に定められている試験成績表の様式に

	<p>記載すること。</p> <p>なお、同等試験方法により試験を実施した場合には、試験成績表の備考欄に当該試験方法を記載すること。</p> <p>また、装置指定通知書等又は認定証の写しの提出がある場合はこれら試験成績表の提出は要しない。</p> <p>さらに、複数の仕様の自動車について届出がなされる場合であって、それぞれの仕様の自動車について、① ((a)及び(b)に限る。)、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑩、⑪、⑫(c)(d)(e)及び⑬から⑮に係る試験を行った場合に、その試験結果に差異がないと認められるときは、当該試験成績表については、当該複数の仕様のうち代表的な仕様の自動車に係る試験成績表の写しを添付しても差し支えない。</p>
<p>① 騒音試験 (a) 定常走行 (b) 加速走行 (c) 近接排気</p> <p>② 前面衝突時の乗員保護装置試験</p> <p>③ オフセット衝突時の乗員保護装置試験</p> <p>④ 側面衝突時の乗員保護装置試験</p> <p>⑤ ポールとの側面衝突時の乗員保護装置試験</p> <p>⑥ 歩行者頭部保護装置試験</p> <p>⑦ 歩行者頭部装置及び脚部保護装置試験</p> <p>⑧ 車両転覆時の乗員保護装置</p>	<p>施行規則第36条第7項第3号の規定に基づく登録試験機関、外国自動車試験機関若しくはこれらの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第1第3項の規定により自動車製作者若しくは研究所が発行したものとする。</p> <p>②及び③の試験成績表については、同等試験方法によって自動車製作者が試験を実施したものでも差し支えない。</p> <p>また、1型式当たりの販売台数が5年間で1,000台以下のものにあつては、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については4(1)②の技術基準適合証明書の提出があつた場合は、試験成績表の提出を要しない。</p>
<p>⑨ ガソリン自動車排出ガス試験 (a) JC08H+JC08Cモード (b) JE05モード (c) ガソリン二輪自動車アイドリング、二輪車モード又はWMTICモード</p>	<p>施行規則第36条第7項第3号の規定に基づく登録試験機関、外国自動車試験機関若しくはこれらの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第1第3項の規定により自動車製作者若しくは研究所が発行したものとする。</p>
<p>⑩ ガソリン自動車燃料蒸発ガス試験(暖機放置時及び終日保管時排出試験)</p> <p>⑪ ガソリン自動車車載式故障診断装置試験</p>	<p>同等試験方法によって自動車製作者が試験を実施したものでも差し支えない。</p>

<p>⑫ ディーゼル自動車 排出ガス試験 (a) JC08H+JC08Cモード (b) WHTCモード及びWHSCモード (c) 無負荷急加速黒煙 (d) 無負荷急加速光吸収係数 (e) 8モード黒煙</p>	<p>施行規則第36条第7項第3号の規定に基づく登録試験機関、外国自動車試験機関若しくはこれらの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第1第3項の規定により自動車製作者若しくは研究所が発行したものとする。</p>
<p>⑬ ディーゼル自動車 車載式故障診断装置 試験 ⑭ 熱害試験 ⑮ 乗用車の制動装置 試験 ⑯ トラック及びバスの 制動装置試験 ⑰ トレーラの制動装置 試験 ⑱ 二輪車等の制動装置 試験 ⑲ 急制動試験 ⑳ 連結車両の制動作動 おくれ試験 ㉑ 燃料ガス容器取付部 試験 ㉒ 燃料ガス気密・換気 試験 ㉓ 灯火装置試験 ㉔ 視界試験 (a) 直接前方視界 試験 (b) 直前直左確認鏡 試験 ㉕ 圧縮水素ガスを燃料 とする自動車の燃料 装置試験 ㉖ 電力により作動する 原動機を有する自動車 の高電圧からの乗員保 護に関する試験 (a) 高電圧からの乗員 保護試験 (b) 前面衝突後の高電 圧からの乗員保護試</p>	<p>⑬、⑮、⑲、㉓（前部霧灯試験、側方照射灯試験、番号灯試験、後退灯試験及び後部霧灯試験に限る。）、㉔、㉕、㉖及び㉗の試験成績表については、同等試験方法によって自動車製作者が試験を実施したものでも差し支えない。</p> <p>また、㉓（番号灯試験に限る。）、㉗（圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く）、㉔、㉕及び㉖にあつては、4(1)②の技術基準適合証明書の提出があつた場合は、試験成績表の提出を要しない。</p> <p>さらに、㉔の試験成績表については研究所が定める条件を満たす場合、4(1)②の技術基準適合証明書に代えることができる。</p>

<p>験</p> <p>(c) オフセット前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験</p> <p>(d) 側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験</p> <p>(e) 衝突後の高電圧からの乗員保護試験</p> <p>⑳ 衝突時等における燃料漏れ防止に関する試験</p> <p>㉑ 外装の試験</p> <p>㉒ 外装の手荷物積載用部品の試験</p> <p>㉓ 外装の電波送受信アンテナの試験</p> <p>㉔ 電磁両立性試験</p> <p>㉕ WNTF試験</p>	
<p>5 騒音及び排出ガスの品質管理説明書</p>	<p>当該自動車の騒音防止装置及び一酸化炭素等発散防止装置について、出荷する際に行う品質管理の方法及びその体制を具体的に説明したものであること。</p> <p>なお、協定規則第41号及び第51号に対応した自動車であって、騒音防止装置の装置指定通知書又は認定証の写しの提出がある場合は、騒音の品質管理説明書の提出は要しない。</p>
<p>6 届出者が自動車の販売を業とする者である場合は、自動車の製作者との間に締結した販売契約書の写し</p>	<p>(1) 契約書が日本語で記載されているもの以外のものにあつては、これを翻訳した書面を添付すること。</p> <p>(2) 輸入自動車特別取扱の届出に係る自動車に関して、必要な技術情報の提供及び補修用部品の供給が当該自動車の製作者から届出者に対してなされる旨の契約が締結されていることが、当該契約書等から明らかであること。</p>
<p>7 車台番号の打刻届出書（写し）及び原動機の型式の打刻届出書（写し）</p>	
<p>8 不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面</p>	<p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>1 当該不正行為に係る部品について講じられた改善措置の内容、及び届出に係る自動車に使用されている部品のうち当該不正行為に係る部品と同種のものについても、これと同様の措置が講じられており、問題が解消されていること</p> <p>2 当該不正行為が発生した理由（具体的事実に基づく説明）及び不正行為の再発を防止するための措置</p>
<p>9 その他審査の実施に当たって必要があると認められる書面</p>	<p>構造基準の規定に適合しているかどうか等を検討した結果を記載すること。</p>

(1) 構造基準等適合検討書	
(2) その他	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折り畳んだ状態でこの大きさとする。
- 2 第9に掲げる提出書面を除き、既に同一の書面を提出しているときは、その旨を申し出ることによつて当該書面の提出を省略することができる。

第1号様式 (輸入自動車特別取扱届出書) (取扱要領第1関係)

<p>輸入自動車特別取扱届出書</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>届出者の氏名又は名称</p> <p>_____ 印</p> <p>_____ 住所</p>	
車 名 及 び 型 式	
種 別	
主たる製作工場の名称及び所在地	
年 間 販 売 予 定 台 数	
備 考	

(日本工業規格A列4番)

- 注) 1. 主たる製作工場の名称及び所在地欄には、原動機、車台、車体及び完成車について、それぞれの製作工場の名称及び所在地を記載すること。
なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについて記載すること。
2. 年間販売予定台数欄には、5年間の販売予定台数が1,000台以下のものにあつては、括弧書きで5年間の販売予定台数を記載すること。

第2号様式（車両諸元要目表）（第1関係）（用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。）

車 両 諸 元 要 目 表

P H P 番 号	類 別 区 分 番 号		
届 出 年 月 日	仕 様		
変 更 届 出 年 月 日			
車 名 及 び 型 式			
車 台 の 名 称 及 び 型 式	通 称 名		
	用 途		
	車 体 の 形 状		
車 体 の 名 称	車 体 の 型 式		
	長 さ (m)		
	幅 (m)		
届 出 者 等 の 氏 名 又 は 名 称	高 さ (m)		
	軸 距 (m)		
	車 両 (kg) 重 量	前 軸 重	
後 軸 重			
計			
自 動 車 の 種 別	乗 者 定 員 (人)		
	車 両 (kg) 総重量	前 軸 重	
		後 軸 重	
計			
燃 料 の 種 類	車 輪 配 列		
	旅 客 運 送 事 業 用 適 否 (詳 細 説 明)		
	最 高 出 力 (k W / r p m)		

原 動 機 の 型 式	最大トルク (N・m/rpm)		
	騒	規 制 区 分	
		近接(dB/rpm)	
総排気量(L)又は定格出力(kw)	音	定常(dB(km/h))	
		加速(dB)	
車台番号の打刻様式	排 出 ガ ス	試験モード	
		CO ()	
		HC ()	
		NMHC ()	
車台番号の打刻位置	ガ	HC ()	
		NOx ()	
原動機の型式の打刻様式	ス	PM ()	
		試験モード	
	重 量	CO (g/テスト)	
		HC (g/テスト)	
原動機の型式の打刻位置		NMHC (g/テスト)	
		NOx (g/テスト)	

第2号様式の1（車両諸元要目表）（第1関係）（用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。）

車 両 諸 元 要 目 表

P H P 番 号	類 別 区 分 番 号			
届 出 年 月 日	仕 様			
変 更 届 出 年 月 日				
車 名 及 び 型 式				
通 称 名				
用 途				
車 台 の 名 称 及 び 型 式	車 体 の 形 状			
車 体 の 名 称	車 体 の 型 式			
	長 さ (m)			
	幅 (m)			
	高 さ (m)			
	軸 距 (m)			
	届 出 者 等 の 氏 名 又 は 名 称	荷 台 の 内 側 寸 法 (m)	長 さ	
			幅	
高 さ				
自 動 車 の 種 別	荷 台 オ フ セ ッ ト (m)			
	車 両 (kg) 重 量	前 軸 重		
		後 軸 重		
		計		
燃 料 の 種 類	乗 車 定 員 (人)			
	最 大 積 載 量 (k g)			

	車 両 (kg) 総重量	前軸重	
原 動 機 の 型 式		後軸重	
		計	
	最大安定 傾斜角度	左	
総排気量(L)又は定格出力(kw)		右	
	車 輪 配 列		
車台番号の打刻様式	旅客運送事業用適否 (詳 細 説 明)		
	最 高 出 力 (k W / r p m)		
車台番号の打刻位置	最大トルク (N ・ m / r p m)		
	騒 音	規 制 区 分	
原動機の型式の打刻様式		近接(dB/rpm)	
		定常(dB(km/h))	
	加速(dB)		
原動機の型式の打刻位置	排 出 ガ ス 重 量	試験モード	
		CO ()	
		HC ()	
		NMHC ()	
		NOx ()	
		PM ()	
		試験モード	
		CO (g/テスト)	
		HC (g/テスト)	
		NMHC (g/テスト)	
	NOx (g/テスト)		

第2号様式の2（車両諸元要目表）（第1関係）（用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。）

車 両 諸 元 要 目 表

P H P 番 号	類 別 区 分 番 号		
届 出 年 月 日	仕 様		
変 更 届 出 年 月 日			
車 名 及 び 型 式			
	通 称 名		
	用 途		
車 台 の 名 称 及 び 型 式	車 体 の 形 状		
	車 体 の 型 式		
	長 さ (m)		
	幅 (m)		
車 体 の 名 称	高 さ (m)		
	軸 距 (m)		
届 出 者 等 の 氏 名 又 は 名 称	荷 台 の 内 側 寸 法 (m)	長 さ	
		幅	
		高 さ	
	荷 台 オ フ セ ッ ト (m)		
自 動 車 の 種 別	車 両 (kg) 重 量	前 前 軸 重	
		前 後 軸 重	
後 前 軸 重			
後 後 軸 重			
計			
燃 料 の 種 類	乗 車 定 員 (人)		

原 動 機 の 型 式	最 大 積 載 量 (k g)		
総排気量(L)又は定格出力(kw)	車 両 (kg) 総重量	前前軸重	
		前後軸重	
		後前軸重	
		後後軸重	
		計	
車台番号の打刻様式	最 大 安 定 傾 斜 角 度	左	
車台番号の打刻位置		右	
原動機の型式の打刻様式	車 輪 配 列		
	旅 客 運 送 事 業 用 適 否 (詳 細 説 明)		
	最 高 出 力 (k W / r p m)		
	最 大 ト ル ク (N ・ m / r p m)		
原動機の型式の打刻位置	騒 音	規 制 区 分	
		近接(dB/rpm)	
		定常(dB(km/h))	
		加速(dB)	
	排 出 ガ ス 重 量	試験モード	
		CO()	
		HC()	
		NMHC()	
		NOx()	
		PM()	

第3号様式（車両諸元要目表）（第1関係）（用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。）

原動機（内燃機関）

種類	
気筒配列、気筒数及び配置	
内径×行程（mm）	

原動機（電動機）

取付位置及び個数	
種類	
定格電圧（V）	
定格出力（kW）	
最高出力（kW）	
最大トルク（N・m）	
冷却方式	
ステータ寸法（mm）	
ステータ内容積（cm ³ ）	

原動機（電動機）用制御装置

主制御装置：形式	
主制御装置：制御方式	
作動電圧（V）	

原動機（電動機）用電源装置

主電池：種類及び型式	
主電池：電圧（V）	
主電池：容量（Ah）	
主電池：数及び総電圧	
過電流保護デバイス：形式	
充電装置：形式	
充電装置：制御方式	
充電装置：交流入力電源	
充電装置：直流入力電源	
充電装置：発電用内燃機関	
燃料電池：種類及び型式	
燃料電池：数及び総電圧並びに定格出力	
絶縁抵抗低下モニタ：形式	

燃料装置

燃料タンク：材質	
燃料タンク：容量（L）	
気化器：型式	
燃料噴射装置：形式	

高圧ガス減圧装置：形式	
-------------	--

電気装置

点火装置：断続器：形式	
-------------	--

動力伝達装置

クラッチ：倍力装置：形式	
--------------	--

変速機：形式	
--------	--

変速機：操作方式	
----------	--

変速機：変速比：一速	
------------	--

変速機：変速比：二速	
------------	--

変速機：変速比：三速	
------------	--

変速機：変速比：四速	
------------	--

変速機：変速比：五速	
------------	--

変速機：変速比：六速	
------------	--

変速機：変速比：七速	
------------	--

変速機：変速比：後退	
------------	--

副変速機：形式	
---------	--

副変速機：操作方式	
-----------	--

副変速機：変速比：高	
------------	--

副変速機：変速比：低	
------------	--

推進軸の長さ・外径（mm）：第一	
------------------	--

推進軸の長さ・外径（mm）：第二	
------------------	--

推進軸の長さ・外径（mm）：第三	
------------------	--

減速機：第一：減速比	
------------	--

減速機：第二：減速比	
------------	--

走行装置

輪距：前輪（m）	
----------	--

輪距：後輪（m）	
----------	--

タイヤの呼び：前輪	
-----------	--

タイヤの呼び：後輪	
-----------	--

タイヤの空気圧（kPa）：前輪	
-----------------	--

タイヤの空気圧（kPa）：後輪	
-----------------	--

許容限度：前軸	
---------	--

許容限度：後軸	
---------	--

許容限度：車両総重量	
------------	--

かじ取装置

ハンドル：位置	
---------	--

軸及び継手：形式	
----------	--

盗難防止装置

施錠装置	
------	--

イモビライザ	
--------	--

盗難発生警報装置	
制動装置：主ブレーキ	
形式	
作動系統及び制動車輪	
ライニング又はパッド：材質	
ライニング又はパッド：寸法 (mm)：前輪	
ライニング又はパッド：寸法 (mm)：後輪	
ライニング又はパッド：面積 (cm ²)：前輪	
ライニング又はパッド：面積 (cm ²)：後輪	
ブレーキの胴径又はディスク有効径 (mm)：前輪	
ブレーキの胴径又はディスク有効径 (mm)：後輪	
マスタ・シリンダ [※] 又はブレーキ弁：形式	
マスタ・シリンダ [※] 内径 (mm)	
サプライ・タンク：形式	
ホール・シリンダ [※] の内径又はブレーキ室膜板径 (mm)：前輪	
ホール・シリンダ [※] の内径又はブレーキ室膜板径 (mm)：後輪	
制動倍力装置：形式	
制動倍力装置：倍率	
空気圧縮機等：真空又は空気圧 (MPa)	
空気圧縮機等：真空ポンプ又は空気圧縮機：形式	
空気圧縮機等：タンク：容量 (L)	
制動力制御装置：形式	
制動警報装置：形式及び性能	
安全装置：形式	
制動装置：駐車ブレーキ	
形式	
制動車輪	
ライニング又はパッド：材質	
ライニング又はパッド：寸法 (mm)	
ライニング又はパッド：面積 (cm ²)	
ブレーキの胴径又はディスク有効径 (mm)	
制動装置：補助ブレーキ	
形式	
制動装置：非常ブレーキ	
形式	
制動装置：分離ブレーキ	
形式	
緩衝装置	
前輪：懸架方式	
前輪：ばね：形式	

前輪：主ばね：寸法 (mm)	
前輪：補助ばね：寸法 (mm)	
後輪：懸架方式	
後輪：ばね：形式	
後輪：主ばね：寸法 (mm)	
後輪：補助ばね：寸法 (mm)	

車わく

形式	
断面形状	

上部構造支持台

寸法 (m)	
--------	--

車体

前部潜り込み防止装置：形式	
巻込防止装置：形式	
突入防止装置：形式	

連結装置

連結器：形式	
電気配線連結器：形式	
ブレーキ・ホース連結器：形式	
キングピン：径 (mm)	

乗車装置

座席：形式	
座席ベルト取付装置等：形式	
座席ベルト取付装置等：数	
座席ベルト：形式	
座席ベルト：数	
頭部後傾抑止装置：形式	
頭部後傾抑止装置：数	
エアバッグ：容量(L)及びインフレーター出力(kPa)	
乗降扉：形式	

ガラス

前面ガラス：種類	
前面ガラス以外のガラス：種類	

騒音防止装置

消音器：型式	
消音器：個数	

排出ガス発散防止装置

ブローバイ・ガス還元装置：形式	
燃料蒸発ガス抑止装置：形式	

触媒：種類及び形式	
触媒：個数、容量(L)及び主要成分	
その他の装置：形式	
警報装置：表示部：形式	
警報装置：検出部：形式	
警報装置：検出部：個数	

灯火装置

前照灯：個数、色及び性能	
前部雾灯：個数、色及び性能	
側方照射灯：性能	
車幅灯：個数、色及び性能	
昼間走行灯：性能	
側方灯：前部：個数及び性能	
側方灯：後部：個数、色及び性能	
側方灯：中央部：個数及び性能	
番号灯：個数及び性能	
尾灯：個数及び性能	
後部雾灯：個数及び性能	
駐車灯：前面：個数、色及び性能	
駐車灯：後面：個数及び性能	
制動灯：個数及び性能	
補助制動灯：個数及び性能	
後退灯：個数及び性能	
方向指示器：前面：個数及び性能	
方向指示器：後面：個数及び性能	
方向指示器：側面：前部：個数及び性能	
方向指示器：側面：中央部：個数及び性能	
方向指示器：補助：性能	
非常点滅表示灯：前面：個数及び性能	
非常点滅表示灯：後面：個数及び性能	
非常点滅表示灯：側面：個数及び性能	
反射器：前面：性能	
反射器：後面：個数及び性能	
反射器：側面：前部：個数及び性能	
反射器：側面：後部：個数及び性能	
反射器：側面：中央部：個数及び性能	

視野確保装置

後写鏡：左：形式	
後写鏡：左：寸法 (mm)	
後写鏡：右：形式	

後写鏡：右：寸法 (mm)	
後写鏡：室内：形式	
後写鏡：室内：寸法 (mm)	
直前確認鏡：形式	
直前確認鏡：寸法 (mm)	
直左確認鏡：形式	
直左確認鏡：寸法 (mm)	
窓ふき器：個数	

消火器

型式	
性能	

内圧容器

容量 (L)	
最高使用圧力 (MPa)	

性能

最高速度 (km/h)	
制動停止距離 (m) (初速 (km/h))	
最小回轉半径 (m)	
主ブレーキ：効きおくれ時間 (秒)	
排出ガス濃度：8モード黒煙 (%)	
その他	

その他 (構造、装置に係る事項)

--	--

備考

--	--

第4号様式 (輸入自動車特別取扱届出済書) (取扱要領第3関係)

(表)

輸入自動車特別取扱届出済書

殿

次の自動車について、輸入自動車特別取扱要領により届出があつた。

車名及び型式		自動車の種別	
自動車の用途		車体の形状	
原動機の型式 (総排気量)	(L)	軸 距 (m)	
窒素酸化物 (g/km, g/kWh)		粒子状物質 (g/km, g/kWh)	
届出年月日、決裁番号			
変更届出年月日、決裁番号			
備考			

第 号
年 月 日

国土交通省自動車局
審査・リコール課長 印

(裏)

(取扱要領第9第2項の確認結果)

年 月 日

届出者の氏名又は名称

印

(車台番号拓本の貼付位置)

注) 当該自動車に係る車台番号の全ての字体が、車台番号の打刻届出書等に貼付等された拓本等によって確認できる場合は、上欄に車台番号の拓本の貼付を省略することができる。
この場合、当該自動車の車台番号は、上欄にインク等により記載するものとする。

第5号様式 「輸入自動車特別取扱届出済書」返納届出書（取扱要領第3関係）

「輸入自動車特別取扱届出済書」返納届出書

国土交通省自動車局
審査・リコール課長 殿

年 月 日

届出者の氏名又は名称

印

住所

さきに交付を受けた下記1の自動車の届出済書については、下記2の理由により、下表のとおり返納します。

記

1. 対象自動車

車名・型式（PHP番号）

決裁番号（自審第 号）

年月日

2. 返納の理由

3. 返納する届出済書

届出済書番号		枚数	届出済書番号		枚数
始番号	終番号		始番号	終番号	
			合計(C)		
交付を受けた枚数(A)			使用枚数(B)		

注) (C) = (A) - (B)

第6号様式 (輸入自動車特別取扱変更届出書) (取扱要領第6関係)

<p>輸入自動車特別取扱変更届出書</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>届出者の氏名又は名称</p> <p>_____ 印</p> <p>住所 _____</p>	
<p>車 名 及 び 型 式 (P H P 番 号)</p>	
<p>変 更 事 項 及 び 変 更 事 由</p>	
<p>変 更 年 月 日</p>	
<p>備 考</p>	

(日本工業規格A列4番)

附則1 自動車等の同一型式判定要領

第1 自動車等の同一型式の範囲

自動車の届出を現に行う場合において同一の型式として処理できる範囲は、自動車の構造・装置が、過去において届出書を提出し届出済書の交付を受けた自動車等の構造・装置と比較して、その相違が別表第1に掲げる「型式を区別する事項」のいずれにも該当しないときとする。

第2 類別

1 自動車等の構造・装置が、過去において届出書を提出し届出済書の交付を受けた自動車の構造・装置と比較して、その相違が第1の同一型式の範囲内にあり、かつ、この通達の別紙「輸入自動車特別取扱要領」で定める第2号様式、第2号様式の1及び第2号様式の2の車両諸元要目表の類別区分番号を区分する項目の基準諸元（車体の形状、長さ、幅、高さ、軸距、荷台の内側寸法、荷台オフセット、車両重量（軸重を含む）、乗車定員、最大積載量、車両総重量（軸重を含む）、最大安定傾斜角度、車輪配列、旅客運送事業用適否、最高出力、最大トルク、騒音、排出ガス重量及び燃料の規格をいう。（以下同じ。））の一つが異なるときは、相違する当該基準諸元ごとに「類別」を設けなければならない。

2 類別は次に掲げる例により表すものとする。

セダン、ハッチバック、ワゴン、コンバーチブル、ロングボデー、1.25トン積、6人乗、4WD、4WS、サイドダンブ、高床三方、ダブルタイヤ、エアバッグ、ABS、ディスクブレーキ、2扉、中扉前向、フレーム断面形状ロ型、軸距1.850m、E10対応車

別表第1（自動車等の同一型式の範囲）

型式を区別する事項	例	示
1 種別（道路運送車両法施行規則第1条及び第2条の規定による。）	普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、第一種原動機付自転車、第二種原動機付自転車	
2 用途（「自動車の用途等の区分」による。）	乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、特種用途自動車	
3 車体の外形	(1) 乗用自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、セミキャブ、オートバイ、側車付オートバイ (2) 乗合自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、リヤエンジン、アンダフロア (3) 貨物自動車の場合	

	<p>ボンネット、キャブオーバ、セミキャブ、ダンプ、バン、ピックアップ、三輪トラック、三輪ダンプ、三輪バン、トラクタ、フルトレーラ、セミトレーラ、ドリー付トレーラ</p> <p>(4) 特種用途自動車の場合 消防車、警察車、救急車、道路作業車、医療防疫車、寝台車、冷蔵冷凍車、放送宣伝車、霊柩車、護送車、タンク車、散水車、工作車、架線修理車、クレーン車、郵便車、糞尿車、移動電話車、コンクリートミキサー車、塵芥車</p> <p>(5) 大型特殊自動車及び小型特殊自動車の場合（作業用附属装置の装着による相違を除く。） ブルドーザ、ロードローラ、タイヤローラ、ロードスタビライザ、タイヤドーザ、グレーダ、スクレーパ、ショベルローダ、ダンプ、モータスイーパ、フォークリフト、ホイールクレーン、ストラドルキャリア、アスファルトフィニッシャ、ホイールハンマ、ロータリ除雪車、農耕トラクタ、ポールトレーラ</p>
4 原動機の種類及び主要構造 （農耕作業用に係る小型特殊自動車を除く。）	<p>(ア) レシプロエンジン、ロータリエンジン、ガスタービン</p> <p>(イ) 火花点火式、圧縮着火式</p> <p>(ウ) 2サイクル、4サイクル</p> <p>(エ) 気筒数、気筒内径、気筒行程の相違</p> <p>(オ) 気筒配列の相違</p> <p>(カ) 頭上弁式、側弁式</p> <p>(キ) 冷却方式の相違</p> <p>(ク) 総排気量の相違</p> <p>(ケ) ステータ内容積の相違</p> <p>(コ) 電動機の種類相違</p>
5 燃料の種類及び動力用電源装置の種類	<p>(ア) メタノール、ガソリン、軽油、LPG、灯油、電気、ガソリン LPG、ガソリン 灯油、CNG、LNG、ANG、圧縮水素、ガソリン・電気、LPG・電気、軽油・電気</p> <p>(イ) 主電池の種類相違</p> <p>(ウ) 燃料電池の種類相違</p>
6 動力伝達装置の種類及び主要構造	<p>(ア) 推進軸式、チェーン式</p> <p>(イ) 前輪駆動（全輪駆動を基本としたものを除く。）、後輪駆動（全輪駆動を基本としたものを除く。）、全輪駆動（前輪又は後輪駆動を基本としたものを除く。)</p> <p>(ウ) 後複軸一軸駆動、後複軸二軸駆動</p>
7 走行装置の種類及び主要構造	<p>(ア) 車軸数の相違</p> <p>(イ) タイヤ、カタピラ</p> <p>(ウ) ホチキス式、トルク管式</p>
8 操縦装置の種類及び主要構造	<p>(ア) 直接操向ハンドル式、間接操向ハンドル式</p> <p>(イ) 操向車輪の数（後輪が前輪の操向と連動し、かつ、補助的に操向することによる操向車輪数の相違を除く。)</p> <p>(ウ) 操向車輪の関係位置の相違</p>
9 懸架装置の種類及び主要構造	<p>(ア) 独立懸架、普通懸架</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (イ) トランスバース式、パラレル式 (ウ) テレスコピック式、ボトムリンク式 (エ) 空気ばね、コイルばね、板ばね
10 車わく	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 梯子形、背骨形 (イ) フレームレス、フレーム付
11 軸距	<p>軸距（複軸の場合は車軸毎の距離とする。）の相違であって、次に掲げるもの以外のもの。ただし、カタピラを有する大型特殊自動車にあつては、上部構造支持台寸法の相違</p> <p>(ア) 車枠を有する自動車（けん引車及び被けん引車を除く。）であって、車わくの構造が梯子形、背骨型のもの（複軸間の距離が相違するもの、複軸間の距離が同一であつて当該2軸の荷重合成中心位置が相違するもの及び各軸独立支持の軸を有する自動車であつて前前軸と前後軸との距離が相違するものを除く。）</p> <p>(イ) キャスタ、トレール、ばね、スイングアーム、チェーン式減速機の減速比、緩衝装置の寸法の相違又はカウンタウエイトの変更によって相違する場合</p> <p>(ウ) 小型特殊自動車</p>
12 主制動装置の種類	油圧ブレーキ、空気ブレーキ、機械式ブレーキ
13 適合する排出ガス規制値	排出ガス規制年の相違
14 車両総重量 8.0トン未満と8.0トン以上（貨物の運送の用に供する自動車に限る。）	大型貨物自動車、普通貨物自動車

附則２ 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領

本要領は、法第２９条及び第３０条並びに施行規則第２７条、第３０条、第３１条、第７０条第１項第１号及び第２号の規定によるほか、以下のとおり定める。

１．打刻届出書の提出

(１) 打刻届出書の提出

法第２９条第２項に規定する者（以下「自動車の製作を業とする者等」という。）が、車台番号又は原動機の型式の打刻を行うときは、あらかじめ打刻開始前相当期間の余裕をもって、施行規則第６号様式による届出書に別記の記載例に従って所要の事項を記載し、提出すること。ただし、打刻字体の欄は、当該打刻字体が既に届け出た打刻字体と同一の場合には、その旨を記載することにより、打刻字体の記載を省略して差し支えない。

(２) 打刻変更届の提出

前号の届出をした者が施行規則第７０条第１項第１号に規定する変更をしたとき又は製作をやめたときの届出は、別添第１号様式によること。

(３) 法第３０条第１項の規定による届出書は、輸入の日から２０日以内に施行規則第７号様式により提出すること。また、同条第２項による届出書は、施行規則第６号様式による届出書に別記の記載例に従って所要の事項を記載し、提出すること。ただし、打刻字体の欄は、当該打刻字体が既に届け出た打刻字体と同一の場合には、その旨を記載することにより、打刻字体の記載を省略して差し支えない。

(４) 届出書等に記入する署名

申請書、届出書には、押印することに代えて、申請、届出する者（法人にあつてはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から申請、届出に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。

２．打刻の基準

(１) 打刻の様式

(ア) 型式、番号及び記号（記号にあつては、自動車又は自動車の車台の輸入を業）とする者が打刻をする場合に限る。）の順に配列し、これらをハイフォン等により明確に区分すること。ただし、日本工業規格（JIS）D 4 9 0 1 - 1 9 8 2 「車両識別番号（VIN）」又は同規格 A 8 3 1 3 - 2 0 0 1 「土工機械—製品識別番号（PIN）」により打刻した場合には、この限りでない。また、原動機の番号は、省略することができる。

(イ) 同一型式の車台を用いて乗用に供する自動車と貨物の運送の用に供する自動車を製作するときは、これらが明確に区別できる車台番号の打刻様式とすること。

(ウ) 打刻の総桁数は、１７桁以下とすること。

(２) 打刻の方法

(ア) 打刻は、容易に塗抹できないよう正確鮮明に行うこと。

(イ) 車台番号は、黒皮のまま打刻すること。ただし、自動車の車台の主要部分が金属でない場合には、表面の生地に直接打刻し、又は一体構造として組み込まれた金属部分に打刻することができる。この場合には、表面の生地に直接打刻するものにあつては当該自動車の車台の主要部分が金属でないこと、及び一体構造として組み込まれた金属部分に打刻するものにあつては当該自動車の車台の主要部分が金属でなく、かつ、打刻する金属部分が一体構造であることを証する

当該自動車の製作を業とする者の書面を打刻届出書に添付すること。

(ウ) 原動機の型式は、削正面又は鋳肌面に打刻すること。ただし、鋳造浮出しとして表示して差し支えない。また、原動機の型式を2か所に打刻する場合は、打刻様式及び打刻字体はそれぞれ同一であること。

(エ) 誤打刻又は不鮮明な打刻をしたときは、二重に打刻を行なうことなく、あらかじめ届け出た訂正様式により、訂正して打刻すること。

(例)

ウ  
AB-0123 ~~4~~5 X
6 7
ウ  
AB-0123 ~~4~~5 X

(3) 打刻は、次に掲げる位置に行うこと。

(ア) 車台番号にあつては、フレーム、カウルトップパネル等の車台の主要部分で、その型式、番号等が容易に確認できる位置

(イ) 原動機の型式にあつては、シリンダブロック、シリンダヘッド（他の型式の原動機と互換性がある場合を除く）等の原動機の主要部分で、その型式（2か所に打刻した場合には、いずれかの打刻）が容易に確認できる位置

(ウ) 蓄電池溶液等により腐食等のおそれのない位置

(4) 打刻の様式、位置等の統一

自動車の製作を業とする者等において、2以上の型式の車台又は原動機に打刻するときは、原則として、その様式、位置及び字体（以下「打刻の様式等」という。）が同様となるように統一すること。ただし、輸入自動車であつて、当該自動車の製作者の指示に従って打刻しなければならないものにあつては、当該指示による打刻の様式等によって打刻して差し支えない。

3. 打刻の字体の均一性の保持

刻印等の管理を適正に行い、打刻の字体の均一性の保持を図ること。

4. 部品として譲渡する車枠への打刻

車台番号の打刻位置を含む部分を部品として譲渡するときは、これに車台番号の打刻をしてはならない。

5. 輸入自動車等の打刻指定の申請書等

(1) 外国自動車の輸入を業とする者等が、法第29条第1項の指定を受けようとするときの申請は、別添第2号様式によること。この場合において、自動車の製作を業とする者が自ら製作した自動車以外の自動車又は自動車の車台若しくは原動機に打刻する場合は、別添第2号様式の申請者の経歴の概要欄に最近取得した自動車型式指定番号、新型自動車番号又は自動車認定番号、指定、届出又は認定年月日、車名及び型式を、打刻業務に関する組織及び取扱い内規欄に自動車製作者である旨をそれぞれ記載すればよい。

(2) 前号の申請書には、次の書面を添付すること。なお、添付された書面の原本が日本語以外の場合には、原本（(ウ)及び(エ)にあつてはその写し）及び和訳文を添付し、和訳文が原本と相違ないことを証明すること。

(ア) 当該車名の自動車の車台に車台番号の打刻がないこと又は原動機に原動機の型式がないことを証する当該車名の自動車又は原動機を製作することをそれぞれ業とする者の書面

(イ) 及び (ウ) の場合を除く。)

(イ) 既に打刻届出を行った型式の原動機の修理の用に供するシリンダブロック (以下「修理用シリンダブロック」という。) に打刻をするための申請を行う場合には、当該修理用シリンダブロックに原動機の型式の打刻がないことを証する当該原動機を製作することを業とする者の書面及び当該修理用シリンダブロックにより修理された後に当該原動機の型式を打刻することを申請者に指示する当該原動機を製作することを業とする者の書面

(ウ) 自動車又は自動車の車台を製作する者 (以下「自動車製作者」という。) により打刻された車台番号を、当該打刻を実施した自動車製作者の指示により修正打刻をするための申請を行う場合には、自動車製作者との修正打刻を行うことについての契約書の写し及び自動車製作者の指示により実施する旨を記載した書面

(エ) 当該車名の自動車又は自動車の車台若しくは原動機を輸入することについて、外国において本邦に輸出される当該車名の自動車又は自動車の車台若しくは原動機を製作することをそれぞれ業とする者との契約書の写し

(3) 別添第2号様式の申請書の記載事項に変更があったときの変更届は、別添第3号様式によること。この場合において、打刻しようとする自動車の製作者名若しくは車名、打刻しようとする車台の製作者名又は打刻しようとする原動機若しくは修理用シリンダブロックの製作者名を変更しようとするときは、前号に準じた書類を添付すること。また、自動車の製作を業とする者が自動車の製作を業とする者でなくなったときは、打刻業務に関する組織及び取扱内規を添付すること。

6. 地方運輸局等の経由

前記「1. 輸入自動車等の打刻指定の申請書等」及び「2. 打刻届出書の提出」について車台番号等の打刻届出を行う場合は、以下により地方運輸局 (沖縄総合事務局を含む。以下同じ。) を経由して国土交通大臣に提出することができる。

(1) 法第30条第1項に規定する者が同項の規定により国土交通大臣に届出する輸入自動車又は当該自動車の車台若しくは原動機 (以下「輸入自動車等」という。) の車台番号等の打刻届出書の経由は、次によるものとする。

(ア) 打刻届出書を經由することのできる地方運輸局は、次の住所、所在地又は位置を管轄する地方運輸局のいずれかとする。

- a. 自動車又はその部分の輸入を業とする者の住所
- b. 自動車又はその部分の輸入を業とする者が管轄する保税倉庫の所在地
- c. 打刻届出書に記載された車台番号等を有する自動車の使用の本拠の位置

(イ) 前項の地方運輸局は、打刻届出書を提出した者について「自動車又はその部分の輸入を業とする者」及び「自動車又は自動車の車台若しくは原動機を輸入したとき」にそれぞれ該当する旨を次に掲げる書面を添付させて確認するものとする。ただし、次回以降の届出の際に添付する(1)の書面については、適切な方法により確認することによって省略させて差し支えない。

a. 「輸入を業とする者」に該当する旨を確認する書面は、次のいずれかとする。

① 法人にあつては、次のいずれかとする。

- ・自動車又はその部分の輸入を業とする旨が目的欄に記載されている登記簿謄本若しくは抄本
- ・自動車又はその部分の輸入を業とする旨を地方自治体が証明した書面 (事業開始等届提出済証明書等)

② 個人にあつては、自動車又はその部分の輸入を業とする旨を地方自治体が証明した書面 (個人事業開始届提出

済証明書等)

b. 「輸入したとき」に該当する旨を確認する書面は、税関の確認を受けた輸入（納税）申告書の写し又は税関等の発行する自動車通関証明書の写しとする。

(ウ) 打刻届出書は、正本及びその写各1通を届出の際に提出させるものとする。

この場合において、必要と認められるときは、打刻届出書の正本に自動車の車台番号又は原動機の型式の拓本の貼付を求めることができる。

(エ) 地方運輸局は、打刻届出書を受付するときは、その正本及びその写に受付印を押印するものとする。

(オ) 地方運輸局は、前項の打刻届の写を届出者に返付するものとする。

(カ) 地方運輸局は、打刻届出書を10年間保存するものとする。

(2) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第63条の3第1項の規定により検査対象外軽自動車等（同条第2項ただし書きに規定する小型特殊自動車を除く。以下同じ。）の型式認定（以下「型式認定」という。）を申請する者に限る。）が同条第2項の規定により国土交通大臣に届出する自動車の車台番号等の打刻届出書の経由は、次によるものとする。

(ア) 打刻届出書を經由することのできる地方運輸局は、申請者が型式認定申請書を提出する地方運輸局とする。

(イ) 打刻届出書は、正本1通及び写1通を提出するものとする。

(ウ) 地方運輸局は、打刻届出書を受付するときは、その届出内容を「審査・リコール課個別業務システム」のデータベースに入力し、受付番号を払い出し、届出者に通知するとともにその正本及び写1通に受付印を押印するものとする。

(エ) 地方運輸局は、前項の打刻届出書の写1通を届出者に返付するとともに正本を審査・リコール課に送付するものとする。

(オ) 打刻届出書の正本は、型式認定申請書とともに進達して差し支えないものとする。

(カ) 地方運輸局は、打刻届出に係る事項が適当でないとき、すみやかにその旨を具申すること。

(キ) 第1項から第4項まで及び第6項の規定は、施行規則第70条の規定により変更届等について届け出る場合に準用する。

7. 電子申請による届出

法第29条第1項の指定申請、法第29条第2項の打刻届出、法第30条第1項及び第2項の打刻届出、施行規則第70条第1項第1号及び第2号の変更届出等を行う際、電子申請により行うことができる。

また、電子申請により申請又は届出を行う場合には、6.「地方運輸局等の経由」（6.（1）を除く。）の取扱いによらず、直接、国土交通大臣に申請又は届出を行うものとする。

第2号様式 (輸入自動車打刻指定申請書)

長
○
○
辺

自動車 輸入車 台打刻指定申請書 原動機							
国土交通大臣 殿 年 月 日		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">受付番号</td> <td style="width: 50%;">受付年月日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">※</td> <td style="text-align: center;">※</td> </tr> </table>		受付番号	受付年月日	※	※
受付番号	受付年月日						
※	※						
申請者の氏名又は名称		印					
住		所					
事業場の名称及び所在地							
事 業 内 容	申請者の経歴の概要						
	打刻業務に関する組織及び取扱内規						
	打刻責任者	氏名					
		職名					
打刻しようとする自動車の製作者名							
打刻しようとする 自動車	車名						
	数量						
打刻しようとする車台の製作者名							
打刻しようとする原動機の製作者名							
備考							

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 備考1. 当該欄に「別添」と記載することにより、当該欄の記載内容を別添とすることができる。
2. 申請書の記載項目及び記載内容については、参考として英語訳を併記しても差し支えない。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。
3. 申請書の名称については、不要な文字を抹消すること。また、打刻しようとする自動車の製作者名欄、打刻しようとする自動車欄、打刻しようとする車台の製作者名欄及び打刻しようとする原動機の製作者名欄については、不要な欄を削除することができる。
4. ※印の欄は、記入しないこと。

第3号様式 (輸入自動車打刻指定申請書記載事項変更届)

自動車
輸入車 台打刻指定申請書記載事項変更届
原動機

国土交通大臣 殿
年 月 日

届出の氏名又は名称 印
住 所

指定年月日		指 定 番 号	
変更事項及び 変更年月日			
備考			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

備考

1. 変更届の記載項目及び記載内容については、参考として英語訳を併記しても差し支えない。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。
2. 変更届の名称については、不要な文字を抹消すること。

附則3 自動車排出ガス規制の識別記号

輸入自動車特別取扱の届出を行う場合は、型式の頭部に、下記による識別記号を付与すること。

記

1. 平成16年規制以前の自動車にあつては、型式の頭部に、次表による識別記号を付与する。

自動車排出ガスの状態	識別記号	備 考	
昭和50年度規制に適合させたもの	A	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車	
	H	上記以外の自動車	
昭和51年度規制に適合させたもの	B	1等価慣性重量が1トン以下のもの (軽自動車を除く。) 2等価慣性重量が1トンを超えるもの及び4サイクル軽自動車であつて、窒素酸化物の排出量の値が10モード法により運行する場合には0.84g/km、11モード法により運行する場合には8g以下のもの	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車
	C	等価慣性重量が1トンを超えるもの、及び4サイクル軽自動車であつて上記2以外のもの	
昭和53年度規制に適合させたもの	E	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車	
昭和54年規制に適合させたもの	J	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)	
	K	軽油を燃料とする自動車	
昭和56年規制に適合させたもの	L	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて車両総重量が2.5トン以下のもの(軽自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)	
昭和57年規制に適合させたもの	M	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて車両総重量が2.5トンを超えるもの及び4サイクル軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)	
	N	軽油を燃料とする自動車(直接噴射式の原動機を有するものを除く。)	
昭和58年規制に適合させたもの	P	軽油を燃料とする自動車(直接噴射式の原動機を有するものに限る。)	

昭和61年規制又は昭和62年規制に適合させたもの	Q	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車	
昭和63年規制に適合させたもの	R	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて車両総重量が 1.7トン以下のもの（軽自動車を除く。）	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。
	S	軽油を燃料とする自動車であつて車両総重量が 2.5（直接噴射式の原動機を有するものにあつては 3.5） トン以下のもの	
平成元年規制に適合させたもの	T	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて車両総重量が 1.7トンを超えるもの	
	U	軽油を燃料とする自動車であつて車両総重量が 2.5（直接噴射式の原動機を有するものにあつては 3.5） トンを超えるもの（車両総重量が8トンを超えるセミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車を除く。）	
平成2年規制に適合させたもの	V	4サイクル軽自動車	
	W	軽油を燃料とする自動車であつて車両総重量が8トンを超えるセミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車	
	X	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車であつて車両重量が1265キログラム以下のもの	
平成4年規制に適合させたもの	Y	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車であつて車両重量が1265キログラムを超えるもの	
	Z	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて車両総重量が 2.5トンを超えるもの	
平成5年規制に適合させたもの	KA	軽油を燃料とする自動車であつて車両総重量が 1.7トン以下のもの	
	KB	軽油を燃料とする自動車であつて車両総重量が 1.7トンを超え 2.5トン以下のもの	
平成6年規制に適合させたもの	KC	軽油を燃料とする自動車であつて車両総重量が 2.5トンを超えるもの	

	KD	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車
	GA	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成7年規制に適合させたもの	GB	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって車両総重量が2.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車の自動車を除く。）
平成9年規制に適合させたもの	KE	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	HA	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって車両重量が1265以下のもの
	KF	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動変速装置を備えたものに限る。）
	HB	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものに限る。）
	KG	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	HC	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成10年規制に適合させたもの	KH	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が1265キログラムを超えるもの
	HD	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が1265キログラムを超えるもの

KJ	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものを除く。）
HE	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものを除く。）
KK	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
HF	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
GC	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
HG	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
GD	軽自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のもの
HH	軽自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のもの
GE	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が2.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
HJ	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が2.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
BA	4サイクル軽二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）

		4サイクル第一種原動機付自転車
	BB	2サイクル軽二輪自動車
		2サイクル第一種原動機付自転車
平成10年アイドリング規制に適合させたもの	GF	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって昭和53年度規制に適合させたもの
	HK	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって昭和53年度規制に適合させたもの
	GG	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トン以下のもの（軽自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	HL	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トン以下のもの（軽自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成11年規制に適合させたもの	KL	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が12トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	HM	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が12トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	BC	4サイクル小型二輪自動車
		4サイクル第二種原動機付自転車
	BD	2サイクル小型二輪自動車
2サイクル第二種原動機付自転車		
平成12年規制に適合させたもの	GH	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	GJ	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）

	HN	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	HP	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成13年規制に適合させたもの	GK	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トンを超え3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	HQ	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トンを超え3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	GL	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	HR	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成14年規制に適合させたもの	GM	軽自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のもの
	HS	軽自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外のもの
	KM	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	HT	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が1265キログラム以下のもの

	平成14年規制に適合させたもの KN	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が1265キログラムを超えるもの
	HU	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が1265キログラムを超えるもの
	KP	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	HW	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成15年規制に適合させたもの	KQ	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	HX	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	KR	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が2.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
	HY	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が2.5トンを超え12トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）
平成16年規制に適合させたもの	KS	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が12トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）

	HZ	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。） であつて車両総重量が12トンを超えるもの（専ら乗用の 用に供する乗車定員10人以下の自 動車を除く。）
--	----	---

2. 平成17年規制以降の自動車にあつては、型式の頭部に、次表の1桁目から3桁目に掲げる識別記号を付与すること。

(1) 1桁目

排出ガス規制年	低排出ガス認定	識別記号
平成17年規制	無	A
平成19年規制	無	E
平成21年規制	無（軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外）	L
	無（軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車）	F
平成22年規制	無	S
平成28年規制	無	2

(2) 2桁目

燃料の別	ハイブリット自動車の有無	識別記号
ガソリン又はLPG	有	A
	無	B
軽油	有	C
	無	D
CNG	有	E
	無	F
メタノール	有	G
	無	H
ガソリン・電気又はLPG・電気	有	L
軽油・電気	有	M
その他	有	Y
	無	Z

(3) 3桁目

用途	重量条件等	識別記号
乗用車	平成17年規制のディーゼル車以外	A
	平成17年規制のディーゼル車（車両重量が1265キログラム以下）	B
	平成17年規制のディーゼル車（車両重量が1265キログラム超）	C
貨物・乗合	軽自動車	D
	車両総重量が1.7トン以下	E
	車両総重量が1.7トン超、3.5トン以下	F
	車両総重量が3.5トン超	G
二輪車	小型二輪自動車	L

3. 排出ガス規制の適用を受けない自動車（内燃機関を原動機とする自動車を除く。）にあつては、型式の頭部に、次表の1桁目から3桁目に掲げる識別記号を付与すること。

(1) 1桁目

識別記号
Z

(2) 2桁目

種類	燃料等の別	識別記号
電気	電気	A
燃料電池	水素（圧縮水素）	B

(3) 3桁目

用途	識別記号
乗用車	A
貨物	B
乗合	C

二輪車	小型二輪自動車	E
-----	---------	---

(識別記号の付与例)

ガソリンを燃料とする乗用自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって平成17年規制に適合させたもの

ABA-〇〇〇〇

① ②

①排出ガス識別記号（3桁）

②車両型式

附則4 輸入自動車特別取扱届出書等の提出要領

輸入自動車特別取扱要領（以下「取扱要領」という。）第1第1項の規定による輸入自動車特別取扱届出書、第6の規定による輸入自動車特別取扱変更届出書（以下「届出書」と総称する。）及びその添付書面についての提出方法は、次によるものとする。

1. 届出書の作成と提出先等

(1) 届出書及びその添付書面の作成

届出者は、届出書及びその添付書面を次に掲げる2分冊に区分して作成すること。

ただし、変更届出であって、構造装置以外の変更にあつては第1分冊のみを作成すればよい。

また、電子申請を行った場合には、電子申請により提出した書面については第2分冊の提出を省略することができる。

第1分冊 届出書、別記様式の提出書面一覧表及び別表第1の添付書面

第2分冊 届出書の写し、別記様式の提出書面一覧表及び別表第2の添付書面

(2) 届出書及びその添付書面の提出先

届出者は、前(1)による第1分冊を国土交通省自動車局審査・リコール課（以下「審査・リコール課」という。）による第2分冊を独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所自動車認証審査部（以下「自動車審査部」という。）に、それぞれ記載内容を説明のうえ提出すること。ただし、前(1)ただし書きの場合にあつては、第1分冊のみを審査・リコール課に記載内容を説明のうえ提出すればよい。

電子申請をにより届出を行う場合には、審査・リコール課に対する説明を必要に応じて省略することができる。

(3) 提出時期

第1分冊は届出書等の提出時に提出し、第2分冊は第1分冊の提出時期とほぼ同時期に提出すること。

ただし、第1分冊については別記様式の提出書面一覧表を除き、第2分冊の自動車審査部の審査終了前までに提出することができる。このとき、電子申請による申請である場合にあつては、車両諸元要目表（第2号様式、第2号様式の1及び第2号様式の2に限る。）以外の添付書面については、審査・リコール課個別業務システム別送ファイルの自動引当機能の利用を可能とするファイルを含めて提出すること。

2. 届出資料の提出

取扱要領第1の届出を行い届出済書の交付を受ける際には、これと引き替えに、次に掲げる資料を電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものにより作成されたPDF形式（車両諸元要目表（第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2）にあつては、附則5の2 電子申請を行う場合の車両諸元要目表等の書面の作成要領別紙2 CSV形式による車両諸元要目表の記載要領により作成したCSV形式）にあつては、附則5の2 電子申請を行う場合の車両諸元。

要目表等の書面の作成要領別紙2 CSV形式による車両諸元要目表の記載要領により作成したCSV形式）により提出するものとする。

また、書面での提出に代えて電子ファイルでの提出ができるものとする。

ただし、電子申請により届出を行った場合には、資料の提出を省略することができる。

- (1) 車両諸元要目表
- (2) 外観図
- (3) 構造・装置の概要説明書

別表第1 (届出書の添付書面・審査・リコール課用)

整理 番号	添付書類の名称	提出時の提出事項等
1	車両諸元要目表	
2	外観図及び外観写真	
3	構造装置の概要説明書	
	(1) 主要な構造・装置の概要説明書	<p>記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新規届出又は変更届出の別 ②車名、型式、原動機の型式及び総排気量並びに燃料の種類 ③種別、通称名、用途及び形状 ④適用される排出ガス規制年 ⑤規制適用日前に規制対応した基準 ⑥変更届出の場合は構造変更経緯の内容 ⑦新技術として採用した技術 ⑧旅客運送事業用自動車として適合していない項目
	(2) 改善措置事項説明書	
(3) 検査時に注意する事項	<p>検査時に注意する事項として、記載する内容は当面以下の内容のうち該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①騒音防止対策説明（自動車に備えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。） ②排出ガス対策説明 ③高電圧からの乗車人員保護対策説明 ④かじ取装置の横滑り量の特例を受ける自動車の説明（協定規則第79号に適合しているものを除く。） ⑤常時四輪駆動車などマルチテスター使用を前提とした自動車の説明 ⑥ハイブリッド自動車のアイドリングストップしない方法の説明 ⑦二輪自動車のアイドリング運転における排出ガス測定方法の説明 ⑧突入防止装置、ステー形状及び寸法一覧表（「突入を防止する車体構造」の場合にあつては、突入防止装置の構造等の説明） 	

		<p>⑨前部潜り込みを防止する車体構造の構造等の説明</p> <p>⑩大型貨物自動車スピードリミッタの確認方法</p> <p>⑪有機ガラス（JISマーク無）の確認方法</p> <p>⑫最大安定傾斜角度測定時のエアサスペンション調整に係る説明（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く）</p> <p>⑬ブレーキ適合カテゴリ（協定規則第13号適用車（軽自動車を除く）のみ）</p> <p>⑭指定装置等一覧表</p> <p>⑮かじ取装置適合カテゴリ（協定規則第79号適用車（乗用車（乗車定員9人以下に限る。）及び3.5t以下の貨物自動車（軽自動車に限る。）を除く。）</p> <p>⑯車両接近通報装置が故障していることを示す表示灯等の説明（当該表示灯等が装備されている場合に限る。）</p>
4	騒音及び排出ガスの品質管理説明書	取扱要領第9第1項の規定により届出済書を添付する措置を講ずる自動車の全数について、保安基準第30条及び第31条の規定に適合することが明らかに判かるように記載すること。
5	販売契約書（写し）	
6	車台番号の打刻届書（写し）及び原動機の型式の打刻届出書（写し）	
7	不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	別紙「輸入自動車特別取扱要領」第1の届出において、改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った自動車製作者等により届出があった自動車のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のものが使用されている自動車の届出の場合に限る。

別表第2 (届出書の添付書面・自動車審査部用)

整理番号	添付書類の名称	提出時の提出事項等
1	車両諸元要目表	
2	外観図及び外観写真	
3	構造装置の概要説明書	
	(1) 主要な構造・装置の概要説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ①新規届出又は変更届出の別 ②車名、型式、原動機の型式及び総排気量並びに燃料の種類 ③種別、通称名、用途及び形状 ④適用される排出ガス規制年 ⑤規制適用日前に規制対応した基準 ⑥変更届出の場合は構造変更経緯の内容 ⑦新技術として採用した技術 ⑧旅客運送事業用自動車として適合していない項目
	(2) 騒音防止対策説明	自動車に備えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。
	(3) 排出ガス対策説明	
	(4) 高電圧からの乗車人員保護対策説明	
	(5) かじ取装置の横滑り量の特例を受ける自動車の説明	協定規則第79号に適合しているものを除く。
	(6) 改善措置事項説明書	
4	保安基準の規定に適合することを証する書面	
	(1) 保安基準等適合検討書 (指定装置等を装着している自動車にあっては、装置指定通知書等又は認定証の写並びに指定装置等一覧表を添付すること。)	
	(2) 灯火三面図	

	<ul style="list-style-type: none"> (a) 前照灯 (b) 前部雾灯 (c) 側方照射灯 (d) 番号灯 (e) 後退灯 (f) 後部雾灯 <p>②④視界試験</p> <ul style="list-style-type: none"> (a)直接前方視界試験 (b)直前直左確認鏡試験 <p>②⑤圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験</p> <p>②⑥電力により作動する原動機を有する自動車の高電圧からの乗員保護に関する試験</p> <ul style="list-style-type: none"> (a)高電圧からの乗員保護試験 (b)前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (c)オフセット前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (d)側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (e)衝突後の高電圧からの乗員保護試験 <p>②⑦衝突時等における燃料漏れ防止に関する試験</p> <p>②⑧外装の試験</p> <p>②⑨外装の手荷物積載用部品の試験</p> <p>②⑩外装の電波送受信アンテナの試験</p> <p>②⑪電磁両立性試験</p> <p>②⑫WVTE試験</p>	
5	その他審査の実施に当たって必要があると認められる書面	取扱要領別表4(2)の規定による取扱を受ける場合に試験結果に差異がないことを証する内容についても記載すること。

別記様式 (提出書面一覧表)

<p>提出書面一覧表</p> <p>車名・型式</p>

書 面 の 名 称	提出・省略の別	備 考

(日本工業規格A列4番)

- 備考1 記載内容が多い場合には、別葉とすることができる。
- 2 書面の名称欄には提出を要するとされた別添書面の名称をあらかじめ網羅し、提出・省略の別欄には書面を提出する場合には「○」を、提出を省略する場合には「×」をそれぞれ記入すること。
- 3 備考欄には、書面の提出を省略する理由等を具体的に記載すること。

別紙

指定装置等一覧表

番 号	装 置 名	指定番号（認定番号）	備 考

- 備考 (1) 番号欄には装置毎に番号を振り分け、装置の仕様が複数ある場合には枝番号を加えること。
(2) 指定番号欄には、装置指定通知書等及び認定証に記載された番号等を記載すること。
なお、改訂シリーズを含めた番号とすること。

附則5 車両諸元要目表の記載要領

第1 総則

1 本要領の適用

本要領は、輸入車特別取扱自動車届出に関して作成する車両諸元要目表（以下「諸元要目表」という。）の記載について適用する。

また、電子申請により届出を行う場合には、本記載要領による他、附則5の2の取扱いにより行うこととする。

2 車種別の様式

記載項目のうち車種により不要なものがあるときは、当該項目を削った様式により記載して差し支えない。例えばトレーラの場合には、原動機を削った様式とすることができる。

3 記入項目の記載方法

記入項目の記載は次による。

3-1 記入項目欄の大きさは、順序及び配列を変えない範囲で伸縮してもよい。

また、「仕様」の欄については、他の類別の欄にまたがって記載してもよい。

3-2 同一型式中に複数の類別がある場合には、諸元要目表に欄を追加して記入することができる。ただし、用紙の大きさは、日本工業規格（以下「JIS」という。）A列3番を限度とし、同規格A列4番の大きさとなるように折りたたむか、又は同規格A列4番の大きさに縮小できる。

3-3 記入項目に該当するものがない場合は、「/」又は「-」を記入する。

3-4 同一型式の類別において諸元が相違する項目がある場合には、対応する類別を明らかにして相違する諸元を当該項目の欄に併記することができる。ただし、諸元要目表にあつては「類別区分番号」及び「荷台の内側の寸法」の欄に限るほか、「荷台の内側の寸法」欄については頭部後傾抑止装置の形状若しくは荷台の内張素材の相違によるものにそれぞれ限るものとする。なお、諸元と類別の対応については、表形式とすることができる。

3-5 記載内容が左欄と同一の場合には、当該欄にその旨を示す「←」又は「同左」を記入してもよい。

3-6 装着されている装置に型式がない場合には、一般的に呼ばれている名称等を記入してもよい。

3-7 各装置の「形式」欄には、第2（項目別記載要領）に示す例にならって略称を記載してもよい。

3-8 記入欄の数値をわかりやすくするため、数値に説明語句を付記してもよい。

また、項目欄に複数の記入項目があるものは、各々分けて記載してもよい。

例 触媒：種類及び形式

分けて記載する例 触媒：種類

触媒：形式

3-9 「自動車の種別」、「用途」、「車体の形状」及び「燃料の種類」の欄並びに「備考」の欄に記入する「旅客運送事業用自動車としての適否」は片仮名を用いて記載してもよい。

例 ジョウヨウ

3-10 車体の形状（例キャブ・オーバ）、装置の形式（例リミテッド・スリップデフ）等の名称中の「・」についてはこれを省略してもよい。

3-11 記載値を従来単位からSI単位への換算を行う場合の換算率は、JIS Z8202-1985によるものとする。

4 その他

- 4-1 構造・装置の変更の場合には、変更箇所を明示するため、諸元表の欄外の下方に「※印は、変更箇所を示す。」と記載し、当該変更のあった事項に係る記載欄の欄内左側に※印を付してもよい。
- 4-2 様式中の単位を括る（ ）については、省略することができる。
- 4-3 様式中の単位記号の文字「L」は、「l、ℓ」も使用することができる。
- 4-4 様式中の単位記号の文字「rpm」は、「r/min、min⁻¹」も使用することができる。

第2 項目別記載要領

1 自動車の構造等

1-1 PHP番号

輸入自動車特別取扱制度により届出された際に付与される番号を記入する。

1-2 届出年月日

当該自動車の届出された決裁年月日を記入する。

1-3 変更届出年月日

自動車の構造・装置の変更届出された決裁年月日を記入する。

1-4 車名及び型式

輸入自動車特別取扱制度により届出をした者（以下「届出者」という。）が呼ぶ車名及び型式を記入する。

1-5 車台の名称及び型式

届出者が呼ぶ車台の名称及び型式を記入する。この場合において、型式は、自動車排出ガスの状態を表す識別記号を除き、車台番号の打刻様式中の型式と同一のものを記入する。ただし、車台の名称及び型式が1-4の車名及び型式と同一の場合には、記載を省略して差し支えない。

1-6 車体の名称

届出者が呼ぶ車体の名称を記入する。ただし、記載を省略して差し支えない。

1-7 届出者等の氏名又は名称

届出者の氏名又は名称を記載する。この場合において、届出者が自動車の製作者と購入契約を締結している者であるときは、当該製作者の氏名又は名称を（ ）書で付記する。

1-8 自動車の種別

施行規則別表第1に規定する自動車の種別を次の例により記入する。

例 普通、小型、小型（2輪）、大型特殊、小型特殊、軽

1-9 燃料の種類

メタノール、ガソリン、軽油、液化石油ガス（以下「LPG」という。）、灯油、電気、圧縮天然ガス（以下「CNG」という。）、液化天然ガス（以下「LNG」という。）、吸着天然ガス（以下「ANG」という。）、圧縮水素ガス（以下「圧縮水素」という。）等の別を記入する。

なお、切替式の場合には、それぞれの燃料の間に「」（1字空白）でつなぎ、併用式にあってはそれぞれの燃料を「・」でつないで記載する。

例 メタノール
 ガソリン
 軽油
 電気
 LPG
 灯油
 電気
 ガソリン LPG
 ガソリン 灯油
 CNG
 LNG
 ANG
 圧縮水素
 ガソリン・電気
 LPG・電気
 軽油・電気

1-10 原動機の型式

申請者等が呼ぶ型式を記入する。この場合において、記入内容は、原動機の型式の打刻様式中の型式と同一とする。
 また、ハイブリッド自動車の原動機にあつては、内燃機関と電動機又は油圧モータの型式を「-」でつなぐものとする。

なお、原動機の製作者が自動車の製作者と異なるときは、原動機製作者の名称（略称でもよい。）を冠して記入する。

この場合において、原動機を複数有するものにあつては、次の例により記入する。ただし、原動機の製作者に自動車の製作者を含む場合にあつては、自動車製作者の名称（略称でもよい。）も含め記入する。

例 A社-B社-B社

1-11 総排気量又は定格出力

(1) 総排気量

原動機の種類に応じ、次の各号により記入する。

(ア) レシプロエンジン

次の計算式により求めた値を記入する。記入値は小数第3位までとし、第4位以下を切り捨てる。

$$V = \frac{\pi}{4} D^2 L N \frac{1}{10^6}$$

V：総排気量（L）

D：シリンダ内径（mm、小数第2位以下を切り捨てる。）

L：行程（mm、小数第2位以下を切り捨てる。）

N：シリンダ数

π ：円周率（3.1416とする。）

(イ) ロータリ・エンジン

ロータリ・エンジンである旨を例により記入し、次の計算式により求めた単室容積及びロータ数を () 書で付記する。この場合において、単室容積の記入値は小数第3位までとし、第4位以下を切り捨てる。

$$V = K (A^2 - B^2) b \frac{1}{10^6}$$

V : 単室容積 (L)

$$K : \frac{3\sqrt{3}}{16} (\approx 0.32476)$$

A : トロコイド長軸長さ (mm、小数第2位以下を切り捨てる。)

B : トロコイド短軸長さ (mm、小数第2位以下を切り捨てる。)

b : ロータ・ハウジング幅 (mm、小数第2位以下を切り捨てる。)

例 ロータリ・エンジン (0.573 × 2)

(2) 定格出力

1時間定格出力を記入する。記入値は小数第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。ただし、1kW未満のものにあつては、小数第2位までとし、第3位以下を切り捨てる。

1-12 車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置

(1) 車台番号の打刻様式

次の例により記載する。

例 AUT-100001

(2) 車台番号の打刻位置

次の例により記載する。

例 フレーム右側面中央

(3) 原動機の型式の打刻様式

次の例により記載する。なお、ハイブリッド自動車の原動機にあつては、内燃機関と電動機又は油圧モータの型式を「#」でつなぐものとする。

例 E10

E10#F20#G20

(4) 原動機の型式の打刻位置

次の例により記載する。なお、ハイブリッド自動車の原動機にあつては、内燃機関と電動機又は油圧モータの型式の打刻位置を「#」でつなぐものとする。

例 クランクケース右側

シリンダブロック右側#モータケース右側#モータケース左側

1-13 類別区分番号

次の各号により記入してよい。

(1) 類別区分番号は、4桁の数字とする。また、当分の間、3桁の数字とすることができる。

(2) 類別区分番号は、少なくとも附則1「自動車等の同一型式判定要領」で定める内容により、別のものとする。

- (3) 車名、型式又は原動機の型式の呼称を変更したときは、類別区分番号を変更する。
- (4) 類別区分番号は、同一型式内で重複して使用しないものとする。

1-14 仕様

当該類別の自動車の仕様の主な特徴を文章、略号又は符号で記入する。

なお、用途及び車体の形状を2種類以上設定する場合には、仕様欄に当該類別の用途及び車体の形状を記載すること。ただし、用途及び車体の形状毎に指定番号等の項を別頁とし、用途及び車体の形状欄にそれぞれを記載した場合はこの限りではない。

例 箱型

ステーション・ワゴン

幌型

4ドア・セダン

サンルーフ

三方座席

高床三方開

ピントル・フック付

過給機

給気冷却器付過給機 (220kW)

1-15 通称名

通称名を記入する。

1-16 用途

乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、特種用途自動車、幼児専用車（細目告示第28条第1項第2号の幼児専用車をいう。以下同じ。）又は建設機械（建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に掲げる建設機械に該当する大型特殊自動車をいう。）のいずれかであるかを次の例により記入する。この場合において乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車及び特種用途自動車の区分は、「自動車の用途等の区分について」（昭和35年9月6日、自審第452号）に定めるところによる。

なお、建設機械以外の大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、記載を省略して差し支えない。

用途を2種類以上設定する場合には、各々の用途を「/」でつなぐものとする。また、用途毎に別頁としそれぞれの用途を記載してもよい。

例 乗用、乗合、貨物、特種、幼児専用、建設機械、乗合/幼児専用

1-17 車体の形状

次の表の車体の形状欄の例により記入する。ただし、漢字の部分については片仮名によることができ、() 内に示したものについてはこれを用いることができる。

なお、特種用途自動車及び大型特殊自動車であつて二輪又は三輪であるものについてはその旨（例タンク車三輪）を、また、特種用途自動車であつてセミトレーラ、フルトレーラ又はドリー付トレーラであるものについてはその旨（例タンクセミ・トレーラ）をそれぞれ付記する。

自動車の種類	車 体 の 形 状
--------	-----------

乗用自動車	「箱型」「幌型」「ステーション・ワゴン」「オートバイ」「側車付オートバイ」「三輪箱型」「三輪幌型」
乗合自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「リヤエンジン」「アンダーフロア」
貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」「トラクタ」「三輪トラクタ」「セミトレーラ」「フルトレーラ」「ドリー付トレーラ」「バンセミトレーラ」「バンフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナ専用車」「荷台昇降車」
特 種 用 途 自 動 車	「消防車」「警察車」「救急車」「道路作業車」「医療防疫車」「冷蔵冷凍車」「放送宣伝車」「霊柩車」「護送車」「タンク車」「散水車」「工作車」「架線修理車」「クレーン車」「郵便車」「糞尿車」「コンクリートミキサー車」「塵芥車」「クレーン用台車」「ボートトレーラ」「キャンピングトレーラ」「穴掘建柱車」「粉粒体運搬車」「コンクリート作業車」「採血車」
大 型 特 殊 自 動 車	「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」「ロード・ローラ」「グレーダ」「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」「ロータリ除雪自動車」「アスファルト・フィニッシャ」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイープ」「ダンプ」「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」「ポール・トレーラ」
小 型 特 殊 自 動 車	「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」「ロード・ローラ」「グレーダ」「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」「ロータリ除雪自動車」「アスファルト・フィニッシャ」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイープ」「ダンプ」「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」

1-18 車体の型式

届出者が呼ぶ車体の型式を記入する。ただし、記載を省略して差し支えない。

1-19 長さ、幅、高さ

空車状態の寸法を記入する。記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。(末尾を0又は5に丸める場合には、2捨3入、7捨8入による。以下同じ。)

1-20 軸距

保安基準第1条第1項第3号に規定する空車状態(以下「空車状態」という。)における前後の車軸の中心間で車両中心線に平行な水平距離(カタピラ式にあってはカタピラの接地長さ)を記入する。ただし、セミトレーラにあっては連結部(第5輪)中心から後車軸中心までの水平方向の距離を軸距とし、3以上の車軸を有する自動車にあっては次の例により第1軸距と第2軸距に分けて前から順に記入し、必要な場合には、その合計を付記する。また、フル又はセミ兼用のトレーラでドリーにオフセットがある場合には、それぞれの軸距を記入する。

記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。

例 3軸車の場合 $4.400+1.300=5.700$

1-21 荷台の内側の寸法

次の各号により記入する。

記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。また、「幅」及び「高さ」については、内装仕様差等によりその値が複数得られる場合、最小値のみを記載すれば良い。

(1) 長さ

(ア) 普通型貨物自動車の荷台の長さは、車両中心面付近にある前後の荷台枠の上縁付近の荷台内壁の間における大部分の床面に平行な方向の最短距離とする。

(イ) バン型貨物自動車の荷物室の長さは、車両中心面付近の荷物室前縁（隔壁、座席の後縁又は折り畳んだ座席の部分）と荷物室後縁（突起物及び局部的なくぼみ部を除く。）の間における荷物室高さの midpoint を通る大部分の床面に平行な方向の距離とする。ただし、当該平行線がガラスと交わるときの荷物室後縁は、窓の下縁材に接する鉛直線と当該平行線の交点（交点がガラス内面より外にあるときは、ガラス内面と当該平行線の交点）とする。また、折り畳み座席又は脱着式座席（脱着して使用することを目的とした座席であり、工具等を用いることなく、容易に、かつ、確実に脱着ができる構造の座席をいう。以下同じ。）を有する貨物自動車にあつては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態の荷物室の長さを記入し、乗車設備を最大限に利用して積載量を有するものはその状態の荷物室の長さを（ ）書で付記する。

(2) 幅

(ア) バン型貨物自動車の荷物室の幅は、荷物室長さの中央部で荷物室高さの2分の1の高さにおける荷物室内壁（突起物及び局部的なくぼみ部を除く。）の間の車両中心線に直角でかつ水平な方向の距離とする。ただし、当該水平線がガラスと交わるときの荷物室内壁は、窓の下縁材に接する鉛直線と当該水平線の交点（交点がガラス内面より外にあるときは、ガラス内面と当該水平線の交点）とする。また、折り畳み座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあつては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態の荷物室の幅を記入し、乗車設備を最大限に利用して積載量を有するものはその状態の荷物室の幅を（ ）書で付記する。

(イ) 普通型貨物自動車の荷台の幅は、荷台長さの中央部で荷台枠の上縁付近における荷台内壁の間の車両中心線に直角でかつ水平な方向の距離とする。

(3) 高さ

(ア) バン型貨物自動車の荷物室の高さは、車両中心線付近における局部的凹凸を除く床面から天井までの間における大部分の床面に垂直な方向の最大距離とする。

なお、折り畳み座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあつては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態の荷物室の高さを記入し、乗車設備を最大限に利用して積載量を有するものはその状態の荷物室の高さを（ ）書で付記する。

(イ) 普通型貨物自動車の荷台の高さは、荷台長さの中央部で荷台幅の中央部床面から荷台枠（柵のあるものは柵を含む。）の上縁までの間における大部分の床面に垂直な方向の距離とする。

1-22 荷台オフセット

空車状態における後車軸の中心（後車軸が2軸のものにあつては前と後の車軸の中央。ただし、荷重支点が車軸の中央

にないものにあつてはその荷重中心とする。)から荷台床面の中心までの水平な方向の距離を記入する。この場合において、ミキサー、タンク車等形状が複雑なものにあつては積載物品の体積中心又は積載装置の容積中心を、けん引自動車にあつては連結部(第5輪)中心をそれぞれ荷台床面の中心とみなす。

また、折り畳み座席又は脱着式座席を有するバン型貨物自動車にあつては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態における荷台床面の中心から後車軸の中心までの距離を記入し、乗車設備を最大限に使用した場合でも積載量を有するものは、その状態における、荷台床面の中心から後車軸の中心までの距離を()書で付記する。

なお、荷台床面の中心が後車軸の中心から後方にある場合には、数値の前に「-」の記号を付して記入する。記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。

1-23 車両重量

空車状態(脱着式座席を有する自動車にあつては座席をすべて取り付けた状態をいう。)におけるそれぞれの軸重及びその合計を記入する。

なお、軸の数が1の場合にあつては後軸重又は後後軸重の欄に、カタピラ式にあつては前軸重又は前前軸重の欄に記入する(以下同じ。)。ただし、5軸以上の自動車にあつては第2号様式の2の諸元要目表にそれぞれの軸重を次の例により記入する。

また、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ等の水又は金属のバラストについては車両重量に含める。

記入値は整数位までとし、二輪車を除き、末尾を0に丸める。(末尾を0に丸める場合には、四捨五入による。以下同じ。)

1-24 乗車定員

保安基準第53条の規定による乗車定員を記入する。ただし、幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定期則第14号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車又は協定期則第44号の技術的な要件に定める基準に適合する特定車両用の年少者用補助乗車装置を備える自動車(以下「幼児専用車等」という。)にあつては「大人定員+小人定員/1.5」を記入し、乗車定員11人以上の乗合自動車にあつては「(座席定員+立席定員+乗務員)」を付記する。

なお、乗車定員11人以上の乗合自動車であつて補助座席を有するものについては、これを折り畳んだ状態の乗車定員を記入する。ただし、次の各号に掲げる自動車であつて座席定員を超えて旅客を運送しないことが明らかな構造のものについては、補助座席を使用した状態の乗車定員を記入して差し支えない。

- (ア) 一般貸切旅客運送事業用自動車
- (イ) 一般乗合旅客運送事業用自動車のうち、定期観光に使用するもの
- (ウ) 特定旅客運送事業用自動車

また、折り畳み座席又は脱着式座席を有する自動車のうち、貨物自動車にあつては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態において定めた乗車定員を記入するとともに、乗車設備を最大限に利用した状態において定めた乗車定員を()書で付記し、貨物自動車以外の自動車にあつては、乗車設備を最大限に利用した状態において定めた乗車定員を記入する。

例 幼児専用車等の場合 $3 + \frac{38}{1.5}$

乗合自動車の場合 25 (24+0+1)

折り畳み座席又は脱着式座席を有する 3 (6)
貨物自動車の場合

折り畳み座席又は脱着式座席を有する 6
貨物自動車以外の自動車の場合

1-25 最大積載量

保安基準第53条第1項の規定による最大積載量（けん引自動車にあつては、連結部（第5輪）にかかる最大許容荷重とする。）を100から5,000までは50毎、5,000を超える場合は100毎（単位はkg）に記入する。

ただし、ISO規格の国際海上コンテナを輸送するコンテナ・セミトレーラにあつては、この限りではない。

また、折り畳み座席又は脱着式座席を有するバン型貨物自動車にあつては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態において定めた最大積載量を記入し、乗車設備を最大限に利用した状態において定めた最大積載量を（ ）書で付記する。ただし、次に掲げるものにあつては、次の各号によって算出した値を記入する。

(1) 物品積載設備としてタンク類を使用する自動車（高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉粒体物品を運搬するタンク自動車を除く。）にあつては、タンクの容積（タンクの容積が1,000L以下のものにあつては10L、タンクの容積が1,000Lを超え5,000L以下のものにあつては50L（末尾が50L以上100L未満の場合は50Lとする。）及びタンクの容積が5,000Lを超えるものにあつては100L未満は切り捨てる。）に次表の左欄に掲げる積載物品に応じ、同表の右欄に掲げる比重を乗じて得た数値（0.90から1.00までの数値を乗ずることができる。）を積載物品の重量（10kg未満は切り捨てる。）として用いるものとする。

積載物品	比重
揮発油	0.75
灯油	0.80
軽油	0.85
重油	0.93
潤滑油	0.95
アスファルト溶液	0.90
アルコール	0.80
フォルマリン	1.05
水、牛乳、糞尿	1.00
セメントと骨材の混合物	2.20
生コンクリート	2.40

(2) 高圧ガスの運搬の用に供するタンク自動車にあつては、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第45条の液化ガスの質量の計算の方法により得た数値を積載物品の重量（10kg未満は切り捨てる。）として用いるものとする。この場合において、タンクの容積は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第44条第1項による容器検査に合格したことを証する書面に記載された容器の内容積を用いるものとする。

(3) 専ら土砂等の運搬の用に供するダンプ車にあつては、荷台の容積（0.1m³未満は切り捨てる。）に1.5トン/m³（小型車にあ

っては1.3トン/m³) を乗じた数値以上の値を積載物品の重量として用いるものとする。

(4) コンクリート・ミキサー及びアジテータ・トラックにあつては、ドラムの最大混合容量に2.4トン/m³ (ドライ方式にあつてセメント及び骨材のみをドラムに積載する場合には、2.2トン/m³) を乗じて得た数値に0.9から1.0までの数値を乗じて得た数値と水タンクを満量とした状態の重量とを加算したものを積載物品の重量 (10kg未満は切り捨てる。) として用いるものとする。ただし、ドライ方式にあつては、セメント及び骨材のみをドラムに積載する状態及び生コンクリートをドラム内で製造する状態のそれぞれについて検討するものとする。この場合において、セメント及び骨材のみをドラムに積載する状態における水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態とし、生コンクリートをドラム内で製造した状態における水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態の重量からドラムの最大混合容量に200kg/m³ を乗じて得た重量を減じたものとする。

(5) 専ら粉粒体物品の運搬の用に供するタンク自動車にあつては、タンクの容積 (100 L (タンクの容積が1,000 L未満のものにあつては10 L) 未満は切り捨てる。) に次表の左欄に掲げる積載物品に応じ、同表の右欄に掲げる見掛けの比重 (積載物品の見掛けの比重が明らかな場合には、当該比重) を乗じて得た数値に0.9から1.0までの数値を乗じて得た数値を積載物品の重量 (10kg未満は切り捨てる。) として用いるものとする。

積載物品	見掛けの比重
バラセメント	1.00
フライ・アッシュ	0.80
飼料	0.50
ビニール・パウダ	0.45
小麦粉	0.50
カーボン・ブラック	0.32

(6) タイヤ・ローラ、ロード・ローラ等で転圧作業を行うために必要な散水タンクを備えるものにあつては、当該散水タンクを満量とした状態の水の重量を積載物品の重量 (10kg未満は切り捨てる。) として用いるものとする。

1-26 車両総重量

細目告示第2条第1項第9号に規定する積車状態 (車両重量+最大積載量+乗車定員×55kg (幼児専用車等にあつては、大人定員×55kg+小人定員×55kg÷1.5により得た重量 (1kg未満は切り捨てる。))) におけるそれぞれの軸の軸重及びその合計を1-22の例により記入する。また、折り畳み座席又は脱着式座席を有する自動車のうち、貨物自動車にあつては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態の車両総重量を記入するとともに、乗車設備を最大限に利用した状態の車両総重量を () 書で付記し、貨物自動車以外の自動車にあつては、乗車設備を最大限に利用した状態の車両総重量を記入する。

記入値は整数位までとし、二輪車及び幼児専用車等を除き、末尾を0又は5に丸める。

例 折り畳み座席又は脱着式座席を有する貨物自動車

前前軸重	790 (815)
前後軸重	/
後前軸重	/
後後軸重	1,160 (1,150)

計	1,950 (1,965)
---	---------------

1-27 最大安定傾斜角度

傾斜角度測定機で測定した角度又は計算した角度を記入する。この場合において、セミ・トレーラにあつては、主としてけん引されるけん引自動車と連結した状態の値のみを次の例により記入する。ただし、けん引自動車及びフル・トレーラにあつては、連結状態の値の記入は要しない。

記入値は整数位までとし、1度未満は切り捨てる。

なお、計算値の場合には、() 書によりその旨を付記する。

例 ○○○型と連結時38

1-28 車輪配列

自動車の前から順に車軸毎の車輪数を次の例により記入する。駆動輪は、車輪数の後に「駆動」又は「D」と記載するとともに、駆動選択ができる車輪については、その旨を() 書により付記する。また、前輪と後輪の間に「-」を入れるものとする。

なお、前輪と後輪の車輪数の前に前後の別を記入してもよい。

例 前2-後2駆動、2-2D

前2・2-後4駆動、2・2-4D

前2駆動-後4駆動・4駆動、2D-4D・4D

前2駆動(選択)-後2駆動、2D(選択又はS)-2D

1-29 旅客運送事業用自動車としての適否

旅客運送事業用の適否を下記の例に倣って記入する。

例 旅客運送事業用一適

旅客運送事業用一否(室内照明灯)

1-30 最高出力

審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した全負荷運転における最高出力の値(以下本項において「測定値」という。)を記入する。ただし、当分の間、ECE規則、EEC指令、ISO規格、SAE規格又はDIN規格によることができる。

記入値は測定値が10kW未満にあつては小数第1位までとし第2位を四捨五入し、10kW以上にあつては整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。

なお、最高出力時の回転速度及び試験方法(() 書とする。)を次の例により付記し、この場合において、原動機負荷にあつては「グロス」又は「G」と記載する。また、原動機車載出力にあつては「ネット」又は「N」の記載を省略して差し支えない。

例 147/2,800

147/2,800(グロス)又は147/2,800(G)

184/3,300(ISO)

77/5,500(DIN)

1-31 最大トルク

審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した全負荷運転における最大トルクの値(以下本項において

「測定値」という。)を記入する。ただし、当分の間、ECE規則、EEC指令、ISO規格、SAE規格又はDIN規格によることができる。

記入値は、10N・m未満のものにあつては小数第1位までとし、第2位以下を四捨五入し、10N・m以上のものにあつては整数位までとし、第1位以下を四捨五入する。

なお、最大トルク時の回転速度及び試験方法() 書とする。)を次の例により付記する。この場合において、原動機負荷にあつては「グロス」又は「G」と記載する。また、原動機車載出力にあつては「ネット」又は「N」の記載を省略して差し支えない。

- 例 196/2,000
 196/2,000(グロス)又は196/2,000(G)
 181/3,000(ISO)
 162/3,000(DIN)

1-32 騒音

騒音規制区分は次の例により記入する。

- 例 平成26年騒音規制に適合する場合
 H26年騒音規制

また、平成28年騒音規制に適合する場合は、次の例により記載する。

- 例 H28年騒音規制 M1A1A
 (「M1A1A」は車両カテゴリを表す。)

平成28年騒音規制における5桁の記号による車両カテゴリは、次の表に掲げる記号のうち該当するものを選択し記載すること。

1桁目から4桁目(車両のカテゴリ、サブカテゴリ及びフェーズの別)

	1桁目及び2桁目	3桁目	4桁目		
			協定規則第41号又は協定規則第51号のフェーズ1の要件を適用	協定規則第51号のフェーズ2の要件を適用	
乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車	M1	A	PMR ^{*1} が120以下のもの		1
		B	PMRが120を超え160以下のもの		
		C	PMRが160を超えるもの		
		D	PMRが200を超え、乗車定員が4人以下、かつ、Rポイント ^{*2} の地上からの高さが450mm未満のもの		
乗車定員9人を超える専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量 ^{*3} が5トン以下のもの	M2	A	技術的最大許容質量が2.5トン以下のもの		
		B	技術的最大許容質量が2.5トンを超え、3.5トン以下のもの		
		C	技術的最大許容質量が3.5トンを超え、最高出力が135kW以下のもの		

		D	技術的最大許容質量が3.5トンを超え、最高出力が135kWを超えるもの
乗車定員9人を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超えるもの	M3	A	最高出力が150kW以下のもの
		B	最高出力が150kWを超え250kW以下のもの
		C	最高出力が250kWを超えるもの
貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トン以下のもの	N1	A	技術的最大許容質量が2.5トン以下のもの
		B	技術的最大許容質量が2.5トンを超えるもの
貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下のもの	N2	A	最高出力が135kW以下のもの
		B	最高出力が135kWを超えるもの
貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が12トンを超えるもの	N3	A	最高出力が150kW以下のもの
		B	最高出力が150kWを超え250kW以下のもの
		C	最高出力が250kWを超えるもの
二輪自動車	L3	A	PMRが25以下のもの
		B	PMRが25を超え50以下のもの
		C	PMRが50を超えるもの

※1 協定規則第41号又は第51号の規定により車両の最高出力(kW)を試験時重量(t)で除した値。ただし、当分の間、最高出力は審査事務規程別添の試験規程、ECE規則、EEC指令、ISO規格、SAE規格又はDIN規格の試験方法によることができる。

※2 運転者席の着座位置について自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づいて決定する設計点

※3 安全性の確保及び公害の防止ができるものとして技術的に許容できる自動車の質量であって、自動車製作者が指定したもの

5 桁目 (特例措置の適用)

	特例措置の内容
A	特例措置なし
B	N1カテゴリから派生したM1カテゴリの車両(技術的最大許容質量が2.5トンを超え、かつ、Rポイントの地上からの高さが850mmを超えるものに限る。)
C	オフロード仕様の車両(ただし、M1カテゴリの車両にあつては技術的最大許容質量が2トンを超えるものに限る。)

D	車いすを収容するために製造・変更されたM1カテゴリの車両
E	防弾性能を有した車両
F	M3カテゴリの車両であって、ガソリンのみを燃料とするもの
G	技術的最大許容質量が2.5トン以下のN1カテゴリの車両で、排気量が660cc以下、最高出力を技術的最大許容質量で除した値が35kW/t以下、フロントアクスル中心とRポイントとの水平距離が1100mm未満のもの
H	N1カテゴリ及びN1カテゴリから派生したM1カテゴリの車両であって、技術的最大許容質量が2.5トン以下、Rポイントの地上高さが800mm以上、前軸中心から原動機重心までの水平距離が300～1500mmの間にあり、排気量が660ccを超え1495cc未満であって後輪駆動のもの

騒音諸元値は細目告示技術基準「近接排気騒音の測定方法」、「定常走行騒音の測定方法」及び「加速走行騒音の測定方法」に基づいて測定した場合は測定値又は設計値を記入する。

また、協定規則第41号又は協定規則第51号に基づいて測定した場合は測定値又は設計値（近接排気騒音を除く。）を記載する。この場合、近接排気騒音の測定値は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。

なお、定常走行騒音は指定速度（整数値）（複数ある場合は最大の速度）を（ ）書で、近接排気騒音にあつては測定時の原動機回転数を付記する。

また、平成28年騒音規制より前に協定規則第41号が適用されるものにあつては、騒音値及び定常走行騒音の指定速度を省略してもよく、平成28年騒音規制が適用されるものにあつては、近接排気騒音以外の騒音値及び定常走行騒音の指定速度を省略してもよい。

近接排気騒音欄の記載例

規制区分及び騒音値	記載例
平成28年騒音規制が適用されるもの	近接排気騒音値（測定値）を記載
平成28年騒音規制より前に協定規則第41号が適用されるもの	近接排気騒音値（測定値又は設計値）を記載する場合 騒音値の記載を省略する場合
上記以外の自動車	近接排気騒音値（測定値又は設計値）を記載

1-33 排出ガス重量

表題欄の試験モード名の行に、類別毎に細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」及び「軽・中量車排出ガスの測定方法」に基づく試験モード名を記載し排出ガス成分欄の（ ）内に単位を記載すること。

細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」及び「軽・中量車排出ガスの測定方法」に基づいて測定した排出ガスの重量の値を次の各号により記入する。なお、記入値は、細目告示又は適用関係告示に規定するそれぞれの排出ガスに係る規制値の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

(1)ガソリン、LPG又はCNGを燃料とする自動車であつてJC08H+JC08Cモード試験法が適用されるものについて、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の1キロメートル当たりの排出量をg

の単位で表した値をそれぞれ該当する試験モードのCO、NMHC、NO_x及びPMの欄に記入する。ただし、PMの欄についてはガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車であって、平成21年排出ガス規制以降の規制の適用を受ける場合に限り記入する。

- (2) ガソリン、LPG又はCNGを燃料とする自動車であってJE05モード試験法が適用されるものについて、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の1時間の仕事量当たりの排出量をgの単位で表した値をそれぞれ該当する試験モードのCO、NMHC、NO_x及びPMの欄に記入する。ただし、PMの欄についてはガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車であって、平成21年排出ガス規制以降の規制の適用を受ける場合に限り記入する。
- (3) 軽油を燃料とする自動車であってJC08H+JC08Cモード試験法が適用されるものについて、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行1キロメートル当たりの排出量をgの単位で表した値をそれぞれ該当する試験モードのCO、NMHC、NO_x及びPMの欄に記入する。
- (4) 軽油を燃料とする自動車であってWHTCモード及びWHSCモード及びJE05モード試験法が適用されるものについて、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の1時間の仕事量当たりの排出量をgの単位で表した値をそれぞれ該当する試験モードのCO、NMHC、NO_x及びPMの欄に記入する。
- (5) ガソリンを燃料とする自動車であって二輪車モード試験法又はWMTCモード試験法が適用されるものについて、該当するモード試験法による一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の1キロメートル当たりの排出量をgの単位で表した値をそれぞれ該当する試験モードのCO、HC及びNO_xの欄に記入する。

2 原動機（内燃機関）

2-1 種類

ガソリン、ディーゼル、電気、LPG、CNG、CNG・ガソリン等の別及びサイクル数の別を記入する。

例 ガソリン・4サイクル

2-2 気筒配列、気筒数及び配置

直列、V型、水平対向等の別、気筒数及び横置、縦置等の別を記入する。

例 直6縦置、直4横置、V8縦置、水対4縦置

2-3 内径×行程

小数第1位まで記入し、第2位以下を切り捨てる。

なお、ロータリ・エンジンにあつては、トロコイド長軸及び短軸の長さ並びにロータ・ハウジングの幅を記入し、「(ロータリ)」と付記する。

3 原動機（電動機）（電気自動車及び燃料電池自動車の場合に限る）

3-1 取付位置及び個数

前、後、床下、座席下、後車軸等の別及び電動機の数を記入する。

3-2 種類

直流電動機、交流誘導電動機、交流同期電動機等の別を記入する。

3-3 定格電圧

製作者の定める定格電圧を記入する。記入値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。

3-4 定格出力

ハイブリッド自動車の電動機にあつては、1時間定格出力を記入する。記入値は小数第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。ただし、1kW未満のものにあつては、小数第2位までとし、第3位以下を切り捨てる。

3-5 最高出力

ハイブリッド自動車の電動機にあつては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した全負荷運転における最高出力の値（以下本項において「測定値」という。）を記入する。ただし、当分の間、ECE規則、EEC指令、ISO規格又はDIN規格の試験方法によることができる。記入値は測定値が10kW未満にあつては小数第1位までとし第2位を四捨五入し、10kW以上にあつては整数位までとし小数第1位を四捨五入する。なお、最高出力時の回転速度を付記する。

3-6 最大トルク

ハイブリッド自動車の電動機にあつては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した全負荷運転における最大トルクの値（以下本項において「測定値」という。）を記入する。ただし、当分の間、ECE規則、EEC指令、ISO規格又はDIN規格の試験方法によることができる。記入値は測定値が、10N・m未満のものにあつては小数第1位までとし、第2位を四捨五入し、10N・m以上のものにあつては整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。なお、最大トルク時の回転速度を付記する。

3-7 冷却方式

空冷、油冷等の冷却方式及び冷却装置の駆動装置について次の例により記入する。

例 空冷 Vベルト駆動ファン

3-8 ステータ寸法

ステータ径（エアギャップは除く。）及びステータ又はロータの軸方向長さ（小さい方）の値を記入する。記入値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。

3-9 ステータ内容積

次の式により求めた値を記入する。記入値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。

$$V = \frac{\pi}{4} \times D^2 \times L \times \frac{1}{10^3}$$

V : ステータ内容積 (cm³)

D : ステータ径(mm)エアギャップは除く)

L : ステータ又はロータの軸方向長さの小さい方の値(mm)

π : 円周率 (3.1416とする。)

4 原動機(電動機)用制御装置(電気自動車及び燃料電池自動車の場合に限る) 制御装置形式

4-1 主

トランジスタ・チョッパ式、トランジスタ・インバータ式等の別を記入する。

4-2 主制御装置制御方式

前進3段後進1段接点切替式、定周波数可変パルス幅式等の別を記入する。

4-3 作動電圧

通常の作動時又は回路開放状態においてあらゆる導電性の部分の間に発生する可能性のある最大電位差であって、製作者が定めた数値を記入する。記入値は整数値までとし、小数第1位以下を切り捨てる。

5 原動機（電動機）用電源装置（電気自動車及び燃料電池自動車の場合に限る）

5-1 主電池

(1) 種類及び型式

鉛蓄電池、ニッケル・水素電池、リチウムイオン電池等の別及び製作者等が呼ぶ型式を次の例により記入する。

例 鉛蓄電池、SER63

(2) 電圧

電池単体の公称電圧を記入する。

(3) 容量

電池単体の公称容量を記入し、放電時間率を（ ）書で次の例により付記する。

例 100（5）

(4) 数及び総電圧

電池（セル）の数とそれらの総電圧を記入する。ただし、直・並列切り替え式の場合には、最大電圧時の総電圧を次の例により記入する。

例 20、240V

5-2 過電流保護デバイスの形式

ヒューズ式、サーキットブレーカ式等の別を記入する。

5-3 充電装置

(1) 形式

主電池用の車載充電装置を備えていないものにあつては、「別置形」と記入し備えたものにあつては、「車載形」と記入する。主電池用の充電装置を備えており、かつ、車両外部より電力の供給を受けることができるものにあつては、「車載・別置併用形」と記入する。なお、ポータブル形充電装置は「別置形」とする。また、接続方式が誘導式のものにあつては、「（インダクティブ）」、接触式であつて、接地された外部電源と接続されるものにあつては「（コンダクティブ・接地）」、接触式であつて、接地されていない外部電源のみと接続されるものにあつては「（コンダクティブ・非接地）」と記入する。

例 車載形

別置形（インダクティブ）

車載・別置併用形（コンダクティブ・接地）

(2) 制御方式

定電流、定電流・定電圧充電等の別を記入する。

(3) 交流入力電源

供給する電源の単相又は3相の別、電圧、電流を記入する。電流値については必要最大電流値を整数で記入し、小数第1位以下を切り上げる。

例 単、200V、25A

(4) 直流入力電源

供給する電源の電圧で製作者が定める値及び直流充電をする場合に入力可能な最大電流値を記入する。なお、記入値は整数位までとし、小数第1位以下を切り上げる。

例 200V、25A

(5) 発電用内燃機関

車載充電装置として内燃機関を備えるものにあつては、当該内燃機関の型式、総排気量、水冷、空冷等の冷却方式の別、4サイクル、2サイクルの別を次の例により記入する。

例 ガソリン機関：CB型、0.543L、水冷、4サイクル

5-4 燃料電池

(1) 種類及び型式

固体高分子形等の別及び製作者等が呼ぶ型式を次の例により記入する。

例 固体高分子形、AAA

(2) 数及び総電圧並びに定格出力

燃料電池の数とそれらの総電圧及び定格出力を記入する。

例 1、240V、50kW

5-5 絶縁抵抗低下モニタの形式

絶縁抵抗低下モニタによる警報方式（灯火式、音響式等の別）を記入する。

6 燃料装置

6-1 燃料タンク

(1) 材質

燃料タンクの材質を記入する。

なお、気体を封入する燃料タンクにあつては、次の例により記載する。

例 アルミ合金FRP繊維巻付補強

(2) 容量

タンク毎の容量を「+」の記号を間に入れて記入する。燃料タンク容量は注入口までを含み、実車状態で燃料タンク本体に注入できる全容量を記載する。ただし、空気室及びフューエルチューブは除く。また、製作者が呼ぶ設計値を記入してもよい。

記入値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。ただし、容量が10L未満のものにあつては小数第1位まで記入し、第2位以下を切り捨てる。

なお、気体を封入する燃料タンクにあつては、最高充填圧力をMPa単位により小数第2位まで記載し、小数第3位を四捨五入する。

例 50+50

6-2 気化器型式

製作者が呼ぶ型式を記入する。

6-3 燃料噴射装置形式

ガソリンエンジンの場合には、機械式、電子式等の別を記入する。コモンレール式ディーゼルエンジンの場合には電子式（コモンレール）と記入する。

6-4 高圧ガス減圧装置形式

蒸発方式、減圧段数、一次室圧力、高圧側圧力を記入する。一次室圧力又は高圧側圧力の記入値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。

例 ○○型2段 39kPa

7 電気装置

7-1 点火装置

(1) 断続器形式

フル・トランジスタ式以外の場合に限り、接点式、無接点式等の別を記入する。

8 動力伝達装置

8-1 クラッチ

(1) 倍力装置形式

油圧式クラッチに操作の倍力装置が取り付けられている場合には、その形式を記入する。

例 真空式

8-2 変速機、副変速機

(1) 形式

ギヤ式、流体変速機、遊星歯車式、ベルト式、静油圧変速機等の別を記入する。

(2) 操作方式

ハンドル・チェンジ式、フロア・チェンジ式、押ボタン式、足動式等の別及びパワー・シフト付であるときはその旨を記入する。

(3) 変速比

変速比を小数第3位まで記入し、第4位以下を切り捨てる。シンクロ機構をもつものは「(シンクロ)」と付記する。

ただし、静油圧変速機にあつては、容積効率(ポンプ吐出量とモータ吸入量の比の範囲)を記入する。

また、無段変速機の場合には1速の欄に、最大と最小の変速比の範囲を記入する。

変速比の範囲を段階的に変更できる機構を備えた無段変速機はその旨を変速比の後に記載する。

なお、8速以上の変速を有するものにあつては、欄を追加し記載することができる。

例 2.326~0.434 : 無段変速

2.326~0.434 (マニュアル付) : 無段変速

8-3 推進軸の長さ・外径

機関から減速機までの動力の伝達される順に従って、第1、第2及び第3推進軸のそれぞれについて、自在継手間の長さ及び軸部断面の外径を、次の例により記入する。ただし、中間軸受を有するものにあつては、中間軸受の前後の長さを()書で長さの後に付記する。記入値は、長さについては整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。また、外径については小数第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。

また、四輪駆動方式等の自動車にあつては、前後の別も明示するものとする。

例 801×65.0

801 (400 +401) ×65.0

前 801×65.0

後 790×65.0

8-4 減速機減速比

記入値は、小数第3位までとし、第4位以下を切り捨てる。

9 走行装置

9-1 輪距

空車状態における左右タイヤ踏面の路面との接触面の中心間の距離（カタピラ式にあつては、左右のカタピラの中心間の距離）を記入する。ただし、複輪にあつては、複輪の中心間の距離、タイヤ・ローラにあつては左右の最外側に備えられたタイヤの中心間の距離、ロード・ローラにあつては左右輪の中心間の距離をそれぞれ輪距とする。

記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。

9-2 タイヤの呼び

(1) 専ら乗用の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車、被けん引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪車にあつては、タイヤの呼び（「自動車用タイヤの取扱いについて」（昭和57年6月28日自車第502号）に基づく日本自動車タイヤ協会規格（以下「JATMA規格」という。）、ETRTO規格（The European Tyre and Rim Technical Organisation。欧州のタイヤ規格）又はTRA規格（The Tire and Rim Association。米国のタイヤ規格）（以下「タイヤ規格」という。）に定められたものであつて断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼び、負荷能力指数、速度区分記号、用途記号等からなるものをいう。以下同じ。）、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等を次の例により記入する。

なお、装着されている装置が指定装置等にあつてはタイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等の代わりに「（指定装置等）」と記入する。

また、2種類以上のタイヤを選択使用するときは、タイヤの呼びを併記することができる。

例 195/60R14 86H AA BBB
195/65RF14 89S AA BBB
195/65R16 106/104L LT AA BBB
255/70R22.5 143/140J AA BBB
275/40ZR19 (105Y) EXTRA LOAD AA BBB
P245/65R17 105S AA BBB
7.50R16-10PR LT AA BBB
10.00R20-14PR AA BBB
130/70R17 62H（指定装置等）
205/65R15 94S 215/55R16 91V（指定装置等）

(2) (1)以外の自動車にあつては、JATMA規格に定められたタイヤの呼びを次の例により記入する。ただし、ロード・ローラにあつてはロールの外径及び幅を、カタピラを有する自動車にあつてはカタピラの幅をそれぞれ記入する。

なお、2種類以上のタイヤを選択使用するときは、タイヤの呼びを併記することができる。

例 16.00-25-24PR (OR)
12.4R24119A8 (AG)
275/85D20 152 A5 (I)

9-3 タイヤの空気圧

第2号様式の車両諸元要目表を提出する自動車は記載を要しない。

自動車等の製作者が定める空気圧を整数位まで記入し、末尾を0に丸めるか、又は小数第1位を四捨五入する。

ただし、タイヤ規格に定めがある場合は、これに基づき記入する。

なお、空車状態及び積車状態についてそれぞれ定めている場合には、積車状態について定めた空気圧を記入する。

9-4 許容限度

許容限度は、貨物を運送する自動車、乗車定員11人以上の乗合自動車及び大型特殊自動車について、当該自動車又は車台に許容できるそれぞれの軸重及び車両総重量の限度を次の各号に留意して記入する。ただし、大型特殊自動車にあっては、記入を省略して差し支えない。

記入値は整数位までとし、末尾を0に丸める。

- (1) 許容限度は、限度内で最大の諸元の自動車が製作された場合においても、当該自動車の構造・装置が細目告示第11条第2項、第13条第2項（協定規則第79号の規則5.1.4.に限る。）、第15条第2項第1号（協定規則第13号の規則5.1.1.1及び5.1.1.2に限る。）、第5項第1号）、第6項第1号（協定規則第13号の規則5.1.1.1及び5.1.1.2に限る。）、第17条第2項及び第22条第1項1号（車体を除く）の規定に適合するものであること。
- (2) 許容限度は、当該自動車の車台の構造・装置に変更を加えない場合におけるものであること。この場合において、使用するタイヤの推奨荷重は考慮しないものとする。
- (3) 許容限度は、当該自動車の構造・装置を総合的に考慮のうえ、安定性及び操縦性が確保される範囲内で定められたものであること。
- (4) 車体の形状により許容限度が相違する場合には、それぞれの限度を併記し、それぞれの形状を付記すること。
- (5) 同一型式の自動車又は車台であって、構造・装置が相違することにより許容限度が異なる場合には、限度を併記し、それぞれの構造・装置の状態を付記すること。
- (6) 複軸を有する自動車の軸重については、それぞれの軸重の許容限度の合計を記入すること。

なお、それぞれの軸に係る許容限度が相違する場合には、それぞれの許容限度を付記すること。

10 かじ取装置

10-1 ハンドル

(1) 位置

右、左又は中央の別を記入する。

(2) 軸及び継手形式

軸形式については、調整式、普通形の別を記入し、衝撃吸収式のものについてはコラプシブル式と付記する。
(保安基準第11号第2項の規定を適用する自動車に限る。)

11 盗難防止装置

11-1 施錠装置

ステアリング・ロック、ミッション・ロック、ドライブホイール・ロック等の別を記入する。

11-2 イモビライザ

イモビライザの有無を記入する。

ただし、細目告示第14条に適合した装置を備える場合に限る。

11-3 盗難発生警報装置

盗難発生警報装置（細目告示第67条に適合した装置を備える場合に限る。）について、音響式・灯火式等の別を記入する。

12 制動装置

12-1 主ブレーキ

(1) 形式

ブレーキの作動方式、本体の形式等を記入する。

なお、装着されている装置が指定装置等にあつては、「指定装置等」と付記することができる。

例 空気式 前2リーディング 後リーディング・トレーリング
油圧式 前ディスク 後リーディング・トレーリング
空気油圧複合式 前ディスク 後デュオ・サーボ
慣性機械式 2リーディング
油圧式 前ディスク 後リーディング・トレーリング（指定装置等）

(2) 作動系統及び制動車輪

配管系統の数を記入するとともに、配管系統毎の制動輪について、全輪制動、後2輪制動、後前軸、後後軸4輪制動等の別を次の例により記入する。

例 1-全輪制動
2-前2輪 後2輪制動
2-前左輪・後右輪 前右輪・後左輪制動

(3) ライニング又はパッドの材質

ウーブン、モールド、焼結合金等の別を記入する。

(4) ライニング又はパッドの寸法

ライニング又はパッド1個の長さ、幅及び厚さを記入する。記入値は小数第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。

(5) ライニング又はパッドの面積

ライニング又はパッド1個の面積を記入し、各軸毎の数を併記する。記入値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。

なお、この場合の面積とは、ドラム・ブレーキにあつてはライニングがドラムに接触する部分の面積又はライニングの投影面積を、ディスク・ブレーキにあつてはパッドがディスクに接触する部分の面積又はパッドの投影面積をいう。

例 115×2枚×2輪
154×1枚  ×2輪

小数第2位以下を切り捨てる。空気圧の場合には単位は、MPa を用い、記入値は小数第2位までとし、第3位以下を切り捨てる。

なお、低圧警報装置の装着義務付けの無い車両については、下限の記入を省略することができる。

(4) 真空ポンプ又は空気圧縮機形式

往復式、回転式、遠心式等の別及び水冷式、空冷式等の別を記入する。

(5) タンク容量

タンク毎の容量を「+」の記号を間に入れて次の例により記入する。

なお、タンクの内部が仕切られているものは、仕切られた部分のそれぞれの容量を「+」の記号を間に入れて（ ）書で記入する。記入値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。

例 (13+13)+20

(13) 制動力制御装置形式

アンチロックブレーキシステム (ABS)、プロポーショニング装置、ロード・センシング装置等の制動力制御装置を備えている場合には、次の例により記入する。

例 ABS

プロポーショニング (ロード・センシング)

(14) 制動警報装置形式及び性能

(7) 検出部

液面レベル式、ストローク式、差圧式、圧力式等の別及び警報開始時の空気タンク等の圧力、ブレーキ液の残留量 (細目告示第15条第2項及び第3項に規定する自動車であって、サプライタンク内に隔壁があるものを除く。) 又は正常系統と故障系統との間の差圧を (保安基準第12条第2項並びに細目告示第15条第4項、第5項、第6項及び第7項に規定する自動車を除く。) 記入する。

(4) 表示部

灯火式、音響式の別及びワット数又は音の大きさ (dB) を記入する。

(15) 安全装置形式

第2号様式の車両諸元要目表を提出する自動車は記載を要しない。

ブレーキ装置に備えられている安全装置を次の例により記入する。

作動圧については、単位はkPa を用い、記入値は整数位までとし、10kPa 以下は切り捨てる。

例 セフティ・シリンダ (前及び後配管中)

290kPa 作動 エマージェンシ・バルブ (後輪制動)

290kPa 作動 プロテクション・バルブ (トレーラ接続配管中)

12-2 駐車ブレーキ

(1) 形式

機械式推進軸制動内部拡張形、機械式推進軸制動外締めバンド形、機械式車輪制動形、空気式車輪制動形スプリングブレーキ等の別を記入する。

なお、機械式車輪制動形にあつては、ディスク式、ドラム式等の別を () 書で付記する。ただし、本項(3)において、主ブレーキと共用した場合は省略することができる。

例 機械式車輪制動形（ディスク式）

(2) 制動車輪

後輪、前輪、後前軸2輪等制動する車輪を記入する。

(3) ライニング又はパッド

主ブレーキと共用するものにあつては、この項の各記入欄に「主ブレーキと共用」と記入することができる。

(ア) 材質

9-1(3)に同じ。

(イ) 寸法

9-1(4)に同じ。

(ウ) 面積

9-1(5)に同じ。

(4) ブレーキの胴径又はディスク有効径

9-1(6)に同じ。なお、主ブレーキと共用するものにあつては、この項の記入欄に「主ブレーキと共用」と記入することができる。

12-3 補助ブレーキ形式

第2号様式の車両諸元要目表を提出する自動車は記載を要しない。

制動する箇所、種類等を次の例により記入する。

また、複数の補助ブレーキを有するものにあつては、個々の補助ブレーキについて記入する。

例 推進軸制動渦電流式リターダ

排気管開閉弁式排気ブレーキ

推進軸制動渦電流式リターダ及び排気管開閉弁式排気ブレーキ

12-4 非常ブレーキ形式

第2号様式の車両諸元要目表を提出する自動車は記載を要しない。

制動する箇所、種類等を次の例により記入する。駐車ブレーキと兼用のものにあつては、「駐車ブレーキと兼用」と記入する。

例 後車輪制動 スプリング・ブレーキ

12-5 分離ブレーキ形式

第2号様式の車両諸元要目表を提出する自動車は記載を要しない。

制動する箇所、種類等を次の例により記入する。他の制動装置と兼用のものにあつては、他の装置と兼用である旨を（ ）書で付記する。

例 後輪制動リレー・エマージェンシ・バルブ式エア・ブレーキ

非常弁付中継弁式エア・ブレーキ（兼用）

後前輪2輪制動スプリング・ブレーキ

13 緩衝装置

13-1 前輪、後輪

(1) 懸架方式

車軸式、ウィッシュボーン式、マクファーソン式、トレーリング・アーム式、スイング・アーム式、オレオ式、ボトム・リンク式、テレスコピック式等の別を記入する。

(2) ばね形式

半楕円板ばね、コイルばね、円形ベローズ空気ばね、円形スリーブ空気ばね等の別を記入する。2以上の形式を有している場合には、それらを併記する。

(3) 主ばね寸法

次の例により記入する。記入値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。ただし、コイルばねの有効巻数については小数第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。

なお、左右のばね寸法等が異なるものにあつては、それぞれについて記入する。

板ばねの場合 長さ×幅×厚さ一枚数

例 1, 180×70×9－7

なお、テーパ・リーフにあつては、厚さは中央部のものとし、「(テーパ)」と、また、材質が鋼以外のものにあつては、その旨を()書でそれぞれ付記する。

例 1, 180×70×9－7 (テーパ)

1, 180×70×9－2, 20－1 (樹脂)

コイルばねの場合 線径×中心径－有効巻数

例 14×104－7.0

(14～22)×104－7.0

トーション・バーの場合 直径×有効長さ

例 21×972

空気ばねの場合 空気ベローズの有効径×山数一個数

スリーブの有効径×高さ一個数

例 200×4－2

230×230－2

(4) 補助ばね寸法

第2号様式の車両諸元要目表を提出する自動車は記載を要しない。

10－1(3)に同じ。

なお、ゴムの場合には、外径及び高さを次の例により記入し、「(ゴム)」と付記する。

例 80×125 (ゴム)

14 車わく

14－1 形式

梯子形、A形、一体構造、バックボーン、クレードル等の別を記入する。

14－2 断面形状

最大の断面を有する箇所について、コ形、I形、箱形等の別を記入する。ただし、一体構造である場合は記入を要しない。

例 コ

15 車体

「構造・装置の概要説明書」に当該装置の詳細を記載するものについては、それぞれ該当する装置の記載を省略することができる。また、15-1及び15-2にあつては、第2号様式の車両諸元要目表を提出する自動車は記載を要しない。

15-1 前部潜り込み防止装置形式

本体中央部断面形状及び寸法、材質等を次の例により記入する。

なお、寸法については、丸形（パイプ）の場合には外径×板厚を、異形の場合には縦×横（奥行き）×板厚をmm単位により記入する。記入値は小数第1位までとし、第2位を4捨5入する。

例 [280.0×180.0×1.6 鋼

また、前部潜り込みを防止する車体構造にあつては次の例により記入する。

例 前部潜り込みを防止する車体構造

15-2 巻込防止装置形式

本体の断面の形状、断面の寸法、材質等を次の例により記入する。

なお、寸法については、丸形（パイプ）の場合には外径×板厚を、角形の場合には縦×横×板厚をmm単位により記入する。記入値は小数第1位までとし、第2位を四捨五入する。

例 パイプ 27.2×2.8 鋼管3本

15-3 突入防止装置形式

本体の断面の形状、断面の寸法、材質等を次の例により記入する。

なお、寸法については、丸形（パイプ）の場合には外径×板厚を、角形の場合には縦×横×板厚をmm単位により記入する。記入値は小数第1位までとし、第2位を四捨五入する。

例 コ 120.0×40.0×2.3 鋼

また、本項に記入する内容については、構造・装置の概要説明書に記載することにより省略することができる。この場合は次の例により記入する。

例 構造・装置の概要説明書に記載

なお、突入を防止する車体構造にあつては次の例により記入する。

例 突入を防止する車体構造

16 上部構造支持台

カタピラを有する大型特殊自動車以外の自動車等は記載を要しない。

原動機が搭載される車わく（旋回式車台にあつては、旋回ベアリングに載る上部旋回体の底部。）全体の長さ及び幅を次の例により記入する。記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。

なお、寸法については、機械への昇降用ステップ、ボルト・ナット等の車わくへの付加物及び突起物並びに可動部は含まない。

例 3.375×2.800

17 連結装置

第2号様式の車両諸元要目表を提出する自動車は記載を要しない。

17-1 連結器形式

第5輪方式、ピントル・フック式、ボール・カップリング式等の別を記入する。

なお、JIS、ISO又はJASOの規格によるものは、その規格名を（ ）書で付記する。（17-2及び17-3も同じ）

17-2 電気配線連結器形式

7極端子、4極端子等の別を記入する。

17-3 ブレーキ・ホース連結器形式

合わせ形、さしこみ形等の別を記入する。

17-4 キング・ピンの径

第5輪方式のものは、キング・ピンの径（呼び）、ヒッチ・ボールの径を記入する。記入値は小数第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。

18 乗車装置

18-1 座席形式

前席、後席等に分けて、次の例により座席の形式を記入する。

なお、脱着式座席については、その旨を（ ）書で付記する。

例 前セパレート式 後ベンチ式

前セパレート式 後ベンチ式（脱着式）

18-2 座席ベルト取付装置等

(1) 形式

前席、後席等に分けて、次の例により座席ベルト取付装置の種類（第一種、第二種の別）及び年少者用補助乗車装置取付具（細目告示第32条に適合した取付具を備える場合に限る。）を記入する。この場合、第一種、第二種の「第」は省略して差し支えない。（20-3(1)も同じ。）また、年少者用補助乗車装置取付具については、「ISO FIX」と記入する。

例 座席ベルト取付装置 前二種 後二種・一種

年少者用補助乗車装置取付具 後 ISO FIX

(2) 数

前席、後席等に分けて、前号の記入例の順に、次の例により座席ベルト取付装置の形式毎及び年少者用補助乗車装置取付具の数を記入する。

例 座席ベルト取付装置 前2 後2・1

年少者用補助乗車装置取付具 後2

18-3 座席ベルト

(1) 形式

前席、後席等に分けて、次の例により座席ベルトの種類（第一種、第二種の別）及び座席ベルト非装着時の警報装置の種類（灯火式、音響式の別）を記入するとともに、巻取装置を有するものにあつては、その形式（非ロック式巻取装置（NLR）、自動ロック式巻取装置（ALR）、緊急ロック式巻取装置（ELR）の別）を記入（この場合、「NLR」、「ALR」、「ELR」の略号を用いてもよい。）する。また、ベルト・テンシヨナ、フォースリミツ

タ、ヒューズ付きのものにあつては、その旨を()書で付記する。

例 前二種ELR 後二種ELR・一種NLR

前二種ELR (ベルト・テンショナ、フォースリミッタ付き) 後二種ELR
警報装置：灯火式及び音響式

(2) 数

前席、後席等に分けて、前号の記入例の順に、次の例により座席ベルトの形式毎の数を記入する。

例 前2 後2・1

前2 後2

18-4 頭部後傾抑止装置

(1) 形式

頭部後傾抑止装置(細目告示第31条に適合した装置を備える場合に限る。)の種類について、シートバック差し込み式、シートバックまたがり式、シートバック一体式等の別を記入する外、穴あき式、穴あき梯子式等のものにあつてはその旨をも記入する。

例 シートバック一体式

シートバック差し込み式・穴あき梯子式

(2) 数

頭部後傾抑止装置の数を前席、後席等に分けて記入する。

18-5 エアバッグ容量及びインフレーター出力

エアバッグ容量は、エアバッグ毎に整数位まで記入し、小数第1位以下を切り捨てる。また、インフレーター出力は、エアバッグ毎に整数位まで記入し、10kPa未滿を切り捨てる。

例 運転者席：前面： 60、160

運転者席：側面： 20、70

助手席：前面：140、440

助手席：側面： 20、70

18-6 乗降扉の形式 扉の種類(引戸、折戸、開戸等)、扉数、扉のロック方式(ラック・ピニオン式、ピン・ホーク式等)及び動力式開閉装置を備えている場合にあってはその種類を記入する。

19 ガラス

19-1 前面ガラスの種類

合わせガラス、部分強化ガラス、ガラスプラスチック等の別を記入し、JIS、ECE又はFMVSSの規格によるものは、その規格名を()書で付記する。

なお、一部着色ガラス等(可視光線透過率が70%未滿の部分があるものに限る。)にあつてはその旨を()書で付記する。

また、装着されているガラスが指定装置等であつて、車両取付においても指定装置等である場合には「指定装置等」と付記する。

例 合わせガラス(JIS)

合わせガラス(一部着色)(ECE)

ガラスプラスチック等 (FMVSS)
合わせガラス (指定装置等)

19-2 前面ガラス以外のガラスの種類

側面、後面及び上面の別に合わせガラス、強化ガラス、ガラスプラスチック、有機ガラス等の別を次の例により記入すし、JIS、ECE又はFMVSSの規格によるものは、その規格名を()書で付記する。

なお、一部着色ガラス等(可視光線透過率が70%未満の部分があるものに限る。)にあってはその旨を()書で付記する。

また、装着されているガラスが指定装置等であって、車両取付においても指定装置等である場合には「指定装置等」と付記する。

例 前席側面-強化ガラス (JIS)、後席側面-有機ガラス (JIS)、
後面-強化ガラス (ECE)、ガラスプラスチック (ECE)、
有機ガラス (ECE)、上面-合わせガラス (着色) (FMVSS)、
ガラスプラスチック (FMVSS)、有機ガラス (FMVSS)
後面-強化ガラス (指定装置等)、ガラスプラスチック (指定装置等)

20 騒音防止装置

消音器

(1) 型式

製作者の呼ぶ型式を記入する。

(2) 個数

消音器の数(プリサイレンサーの数を含む。)を記入する。

例 主2 副2

協定規則51号を適用する自動車であって、排出ガス発散防止装置が消音器の機能を兼ねるものにあつては、型式に「排出ガス発散防止装置と兼用」等を記載し、個数の記載は要しない。

21 排出ガス発散防止装置

21-1 ブローバイ・ガス還元装置形式

クローズド式、シールド式等の別を記入する。

21-2 燃料蒸発ガス抑止装置形式

キャニスタ方式、クランクケース・ストレージ方式等の別を記入する。

なお、細目告示第41条第4項の適用を受ける自動車にあつては、キャニスタの個数及び容量(L)を記入すること。

記入値は小数第1位までを記入し、第2位以下を切り捨てる。ただし、容量が0.1未満となる場合にあつては、小数第2位まで記入し、第3位以下を切り捨てる。

例 キャニスタ方式 1個 0.8L

21-3 触媒

(1) 種類及び形式

種類は三元触媒、酸化触媒等の別を記入し、形式はモノリス、ペレットの別を（ ）書で付記する。

例 三元触媒（モノリス）

(2) 個数、容量及び主要成分

容量は触媒毎に小数第2位まで記入し、第3位以下を切り捨てる。

主要成分は白金(Pt)、ロジウム(Rh)、パラジウム(Pd)等の別を記入する。

なお、主要成分は元素記号のみにより記載してもよい。

例 1、1.46、パラジウム

1、1.46、P d

1、1.46、パラジウムーロジウム

1、1.46、P dーR h

1、1.46、白金ーパラジウムーロジウム

1、1.46、P tーP dーR h

21-4 その他の装置の形式

排気ガス再循環装置、二次空気導入装置、連続再生式DPF等を記入する。なお、該当する装置が複数装着される場合には、個数を付記し、ディーゼル微粒子除去装置（DPF等）については、容量を（ ）書で付記する。

例 二次空気供給装置2

排気ガス再循環装置、連続再生式DPF（8.0）強制再生機構付

21-5 警報装置

点火装置の断続器形式が無接点式の自動車であっても、細目告示第41条第2項第3号で規定する警報装置が装着されている場合には、警報装置欄に記載することができる。

(1) 表示部形式

触媒の温度が異常に上昇した場合に作動する警報装置の表示部について、灯火式、音響式等の別を記入する。

(2) 検出部

(ア) 形式

熱電対式、サーミスタ式、ヒューズ式等の別を記入する。

(イ) 個数

備えている個数を記入する。

22 灯火装置等

側方灯及び室内照明灯にあつては、第2号様式の車両諸元要目表を提出する自動車は記載を要しない。

(1) 個数

(ア) 兼用灯火の場合には、その旨を付記する。また、「非常点滅表示灯」の欄にあつては、方向指示器と非常点滅表示灯が兼用灯火である場合は、兼用である旨記入することで個数の記入を省略することができる。

例 2、尾灯と兼用

方向指示器と兼用

(イ) 前照灯にあつては走行用、すれ違い用毎に記入する。

例 走行用：2、白色、60W すれ違い用：2、55W

(ウ) 配光可変型前照灯にあつては、灯火ユニット総数を左右ともに記入する。

例 走行用：左2右1：白色、左35W+55W、右35W

すれ違い用：左右：2、35W

(2) 色

灯火の色を記入し、色電球の場合にはその旨を付記する。

(3) 性能

(ア) ワット数（必要に応じてカンデラ数を付記してもよい。）を記入する外、細目告示第2節において照明部、指示部又は反射部の面積が定められている灯火器にあつてはその有効面積（側面方向指示器については、車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面（前方及び後方）への投影面積）をcm²単位で記入する。ただし、装着されている装置が指定装置等にあつては、ワット数のみの記載とすることができる。また、点滅式灯火にあつては毎分の点滅回数を付記する（ただし、「方向指示器」又は「非常点滅表示灯」であつて、「前面」、「後面」、「側面」及び「補助方向指示器」の灯火の点滅回数が同一となる構造のものにあつては、「前面」の項の記入欄に数値を付記することによって、他の項の記入欄への付記を省略することができる。）。

(イ) CP表示の灯火については、相当するワット数を「32CP（23W）」の例により記入してもよい。

(ウ) 発光ダイオードを用いたものにあつては、その旨及び素子数を（ ）書で付記する。

例 6W、91cm²、（LED、76個）

(エ) 兼用灯火の場合には、その旨を付記する。また、「非常点滅表示灯」の欄にあつては、方向指示器と非常点滅表示灯が兼用灯火でありその性能が同一である場合は、兼用である旨記入することでワット数、有効面積及び点滅回数の記入を省略することができる。

例 25W、86cm²、尾灯と兼用

方向指示器と兼用

(オ) 減速度が1.3m/s²以下の自動車であつて当該自動車に備える補助ブレーキを作動させた場合に制動灯が点灯するものにあつては、制動灯の「個数及び性能」の欄にその旨を付記する。

例 2、20W、110cm²（補助ブレーキ作動時点灯）

(カ) 装着されている装置が指定装置等にあつては、「指定装置等」と付記する。

(キ) 車幅灯の機能を満たしているとみなすことができる走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び前部霧灯の点灯時に車幅灯が消灯する構造のものにあつては、車幅灯の「個数、色及び性能」欄にその旨及び車幅灯の機能を満たしているとみなすことができる灯火器の型式を（ ）書きで付記する。

例 （すれ違い用前照灯(1234-567)の点灯時には消灯）

（前部霧灯(1234-567)の点灯時には消灯）

(ク) 連鎖式点灯により点滅する方向指示器を備えるものにあつては、方向指示器の「個数及び性能」の欄にその旨を付記する。

例 2、10W、20cm²、85回/分（連鎖式点灯）

23 視野確保装置

23-1 後写鏡、直前確認鏡、直左確認鏡

(1) 形式

車体への取付方法（固定式、脱落式、可倒式、可撓式等）、飛散及び眩惑防止の措置等を記入する。なお、その他装置を備えている場合にあつては、その旨を次の例により記入する。

例 カメラ装置

(2) 寸法

鏡面の形状及び有効寸法を記入する。記入値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。

23-2 窓ふき器の個数

ブレードの個数を記入する。

24 消火器

第2号様式の車両諸元要目表を提出する自動車は記載を要しない。

(1) 形式

薬剤の種類、ノズルの種類等を記入する。

(2) 性能

薬剤量、放射時間、能力単位等を記入する。ただし、消防法(昭和23年法律第186号)第21条の4の規定により型式承認を受けているものにあつては、その旨を記入することにより記載を省略して差し支えない。

25 内圧容器

第2号様式の車両諸元要目表を提出する自動車は記載を要しない。

(1) 容量

タンク毎の容量を「+」の記号を間に入れて次の例により記入する。

なお、タンク内部が仕切られているものは、仕切られた部分のそれぞれの容量を「+」の記号を間に入れて（ ）書で記入する。記入値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。

例 (13+13)+20

(2) 最高使用圧力

最高使用圧力を記入する。

記入値は、小数第2位まで記載し、小数第3位を四捨五入する。

26 性能

26-1 最高速度

記入値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。ただし、最高速度50キロメートル毎時以上の自動車（大型トラックの速度制限装置を備えた自動車を除く。）等にあつてはその末尾を0又は5に切り捨て、最高速度が16キロメートル毎時未満の特殊自動車にあつては小数第1位までを記入し、第2位以下を切り捨てる。

なお、計算によるときは「(推定)」と付記する。

また、保安基準第8条第4項の規定に基づく速度抑制装置を備えた自動車にあつては「(速度抑制装置)」と付記し、けん引自動車にあつては、主としてけん引する被けん引自動車と連結した状態の値を「○○○型と連結時80」

の例により併記する。

さらに、前進よりも後進の方の最高速度が高い自動車等にあつては、「(後進20)」の例により併記する。

(km/h) () 書で (政令で定める速度に満たない自動車にあつては、その最高速度)

26-2 制動停止距離

- (1) 乗用自動車 (細目告示第15条第3項に規定する自動車) 又は貨物自動車 (細目告示第15条第2項ただし書きの規定により同条第3項の規定を適用する自動車に限る。) にあつては細目告示技術基準「乗用車の制動装置の技術基準」、貨物自動車等 (細目告示第15条第2項 (同項ただし書きの規定により同条第3項の規定を適用する場合を除く。)) 及び第6項に規定する自動車) にあつては「協定規則第13号の技術的要件」による常温時制動試験に基づいて積載状態で測定した制動停止距離又は平均飽和減速度を記入し制動初速度を () 書で付記する。ただし、設計値を記入してもよい。

なお、記入値は、制動停止距離の場合には整数位までとし、小数第1位を切り上げ、平均飽和減速度の場合には小数第2位までとし、第3位以下を切り捨てる。

例 56(100)

6.70 m/s²(100)

- (2) 二輪自動車等にあつては、「協定規則第78号の技術的要件」による常温時制動試験に基づいて測定した制動停止距離又は平均飽和減速度を記入し、制動初速度を () 書で付記する。ただし、設計値を記入してもよい。

なお、記入値は、制動停止距離の場合には整数位までとし、小数第1位を切り上げ、平均飽和減速度の場合には小数第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。

また、1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を同時に作動させることができない二輪自動車等にあつては、前輪の制動装置のみを作動させた場合及び後輪の制動装置のみを作動させた場合の値を各々記載し、1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を同時に作動させることができる連動式又分配式の制動装置を備えた二輪自動車等にあつては、主たる操作装置で制動装置を作動させた場合の値及び連動式にあつては、主たる操作装置以外の操作装置で制動装置を作動させた場合の値を各々記載する。

例 前：25 (60)，後：41 (60)

前：3.9m/s²(60)，後：2.3m/s²(60)

連動：25 (60)，補助：41 (60)

連動：3.9m/s²(60)，補助：2.3m/s²(60)

分配：25 (60)

分配：3.9m/s²(60)

- (3) 大型特殊自動車等 (保安基準第12条第2項並びに細目告示第15条第5項及び第7項に規定する自動車) にあつては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した値を記入し、制動初速度を () 書で付記する。ただし、設計値を記入してもよい。記入値は小数第1位までとし、末尾を0又は5に切り上げる。この場合において、けん引自動車又は被けん引自動車についての測定は、それぞれ被けん引自動車又はけん引自動車と連結した状態で行う。ただし、フル・トレーラをけん引するけん引自動車にあつては、けん引自動車単体の状態についても測定する。

例 12.0 (50)

18.0 (50)、○○○型と連結時19.5(50)

4.5 (最高速度14.1km/h)

26-3 最小回転半径

第2号様式の車両諸元要目表を提出する自動車は記載を要しない。

最大かじ取角で徐行する場合（このとき二輪車は空車状態とする。）の外側タイヤの接地面中心の軌跡の最大半径を記入する。この場合において、被けん引自動車にあつては、主としてけん引されるけん引自動車と連結した状態の値を記入するものとし、車体外側の軌跡による値を例により（ ）書で付記する。記入値は小数第1位までとし、第2位を切り上げる。

なお、けん引自動車にあつては、連結状態の値は記入しなくてもよい。

例 ○○○型と連結時6.5（車体7.4）

26-4 主ブレーキ

効きおくれ時間

第2号様式の車両諸元要目表を提出する自動車は記載を要しない。

細目告示第15条第2項に規定するトラクタ及び第6項に規定するトレーラは、「協定規則第13号の技術的要件」による応答時間試験に基づいて測定した圧力が飽和値の75%に達するまでの応答時間を記入する。ただし、設計値を記入してもよい。

なお、記入値は小数第1位までとし、第2位を四捨五入する。

26-5 排出ガス濃度又は排出ガス重量

細目告示技術基準「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に基づいて測定した排出ガスの重量又は濃度の値を次の各号により記入する。

なお、記入値は、細目告示又は適用関係告示に規定するそれぞれの排出ガスに係る規制値の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

(1) 8モード黒煙

軽油を燃料とする自動車であつて8モード黒煙試験法が適用されるものについて、黒煙の濃度（各モードのうちで最も大きなものとする。）を%の単位で表した値を記入し、運転モードを（ ）書で付記する。

26-6 その他

自動車の構造が特殊なもの等であつて、性能欄項目以外の性能を記載する必要がある場合は、本欄に記入するものとする。

27 その他（構造、装置に係る事項）

余白の欄には、下記に掲げる装置であつて装着しているものを記入する。

また、装着されている装置が指定装置等にあつては、「指定装置等」と付記する。

- 例
- (1) 前照灯照射方向調節装置
 - (2) 曲線道路用配光可変型前照灯
 - (3) 配光可変型前照灯（C, T, V, E, W）
 - (4) 前照灯洗浄器
 - (5) 低速走行時側方照射灯
 - (6) 緊急制動表示灯

- (7) 後部反射器以外の反射器
- (8) 路肩灯
- (9) その他の灯火
- (10) その他の反射物
- (11) シート組込式年少者用補助乗車装置
- (12) 車高調節装置
- (13) 自動速度制御装置
- (14) 車間距離制御機能付定速走行装置
- (15) 車線逸脱警報装置
- (16) 夜間視界補助装置
- (17) 作業用補助制動装置
- (18) タイヤ空気圧監視装置
- (19) 車両接近通報装置

28 備考（仕様等に係る事項）

備考欄には、次に掲げる項目に該当する事項をそれぞれの例により記入する。

なお、当該欄に「別添参照」と記載することにより、当該欄の記載内容を別添とすることができる。

(1) 改善措置事項

(2) その他

(ア) ダンプの荷台容積

単位はm を用い、小数第1位まで記載し、小数第2位を切り捨てる。

(イ) クレーン車の吊上能力

(ウ) 前又は後に2以上の軸を有する自動車の重量分布の計算式

(エ) タンク車の積載液体の名称及びタンクの容積

(オ) けん引自動車のけん引能力

(カ) 組合せ可能なけん引自動車又は被けん引自動車の車名及び型式

(キ) コンクリート・ミキサー及びアジテータ・トラックにあつては、ドラム及び水タンクの容量

(ク) タイヤ・ローラ、ロード・ローラ等で転圧作業を行うために必要な散水タンクを備えるものにあつては、散水用水タンクの容量

(ケ) タイヤ・ローラ、ロード・ローラ等で転圧作業を行うために必要な水、金属等のバラストを有するものにあつては、バラストの重量

(コ) タイヤの呼びに負荷能力指数及び速度区分記号の表示がないものは、当該タイヤの荷重値（タイヤ製作者又は自動車製作者が定める最大負荷能力をいう。以下同じ。）及び対応速度。ただし、JATMA規格に定められているタイヤに関しては記載を要しない。

また、JATMA規格の暫定規格に記載されたタイヤにあつては、当該タイヤの荷重値及び空気圧。

附則5の2 電子申請を行う場合の車両諸元要目表等の書面の作成要領

第1 総則

電子申請による届出を実施する場合の車両諸元要目表等の添付書面の作成要領を定める。作成にあたっては、附則5「車両諸元要目表の記載要領」による他、この要領に定められている記載方法により行うこととする。

第2 電子申請を行う際の添付書面の様式等

1 電子申請を行う際の添付書面は別紙1「電子申請を行う際の添付書面作成要領」に規定する書面毎に電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下、「電磁的記録」という。）により作成する。

この場合において、添付書面の1ファイルあたりの容量は、5メガバイトを超えないものとする。

2 PDF形式とは、AdobeR PDF(Portable Document Format)形式をいう。作成にあたっては、原則、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成した電磁的記録をPDF形式で記録するものとする。また、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成することができない場合にあつては、画像ソフト等を用いて作成し、PDF形式で記録した電磁的記録でもよいものとする。この場合において、イメージスキャナーにより画像等を読み取る際の解像度は200dpiとする。

3 TXT形式とは、カンマ区切り形式（以下、「CSV形式」という。）の電磁的記録をいう。作成にあたっては別紙2「CSV形式による車両諸元要目表の記載要領」による。

また、記載項目のうち、不要な項目があるときは当該項目コードを省略して差し支えない。

第3 電子申請時の細部取扱い

1 電子申請を行う際の添付書面の欄には、該当する添付書面番号ごとに「1」を記入することとする。

2 電子申請時に添付出来ない電磁的記録については、郵送又は持参により提出することができる。また、複数の電磁的記録を同時に提出する場合には電子申請を行った際に通知された到着番号名のフォルダーを作成し、その中に電磁的記録を格納し、提出する電磁的記録の一覧表を添えて提出すること。

別紙1

電子申請を行う際の添付書面作成要領

- 1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の56に分けて分類する。
- 2 各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
- 3 電子申請時に添付するファイル名は下記のとおり（半角、小文字）とする。
- 4 45及び55の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。

	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1	提出書面一覧表	PDF形式	teishutsuichiran
2	諸元表（TXT）	TXT形式	syogen1
3	諸元表（PDF）	PDF形式	syogen2
4	外観図	PDF形式	gaikanzu
5	構造・装置の概要説明書	PDF形式	gaiyousetsumei
6	走行性能曲線図	PDF形式	soukoukyokusen
7	原動機性能曲線図	PDF形式	gendoukikyokusen
8	車台番号の打刻届出書（写し）	PDF形式	shadaidakoku
9	原動機の型式の打刻届出書（写し）	PDF形式	gendoukidakoku
10	外観写真	PDF形式	gaikansyashin
11	保安基準に適合することを証する書面	PDF形式	hoantekigou
12	指定装置等一覧表	PDF形式	souchiichiran
13	装置指定通知書等又は認定証の写し	PDF形式	souchitsuuchisyo
14	最高速度の計算書	PDF形式	saikousokudo
15	農耕作業用自動車等機能証明書	PDF形式	noukousyoumei
16	農耕作業用自動車等機能確認書	PDF形式	noukoukakunin
17	騒音及び排出ガスの品質管理説明書	PDF形式	souonsetsumei
18	構造変更経緯書	PDF形式	henkoukeiisyo
19	完成検査及び装置の検査の業務組織を記載した書面	PDF形式	kankensoshiki
20	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査の項目等	PDF形式	kankenkoumoku
21	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 装置の検査の項目等	PDF形式	kankensouchikoumoku
22	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査のチェックシート	PDF形式	kankencheck
23	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査ライン工程図	PDF形式	kankenkouteizu
24	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 品質保証体系図	PDF形式	kankentaikeizu
25	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 共同申請の場合の業務分担	PDF形式	kankenkyoudoubuntan

26	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査の一部委託の場合の委託先等－ 委託先及び委託業務の範囲	PDF形式	kankenichibuhani
27	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査の一部委託の場合の委託先等－ 委託先の業務実施体制	PDF形式	kankenichibutaisei
28	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査の一部委託の場合の委託先等－ 委託業務に関する指導監督方法	PDF形式	kankenichibushidou
29	自動車検査用機械器具の管理要領－ 自動車検査用機械器具の一覧表	PDF形式	kiguichiran
30	自動車検査用機械器具の管理要領－ 保守管理体制又は保守管理体制図	PDF形式	kigutaiseizu
31	完成検査終了証の発行要領を記載した書面	PDF形式	kankenhakkou
32	点検整備方式を記載した書面	PDF形式	tenken
33	契約書の写し	PDF形式	keiyakusyo
34	品質管理に係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面	PDF形式	hinkan
35	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲	PDF形式	souchihani
36	特別な表示の表示位置及び表示方式を記載した図面	PDF形式	tokubetsuzumen
37	型式認定番号標取付図	PDF形式	katashikitoritsukeyu
38	原動機総排気量表示図	PDF形式	gendoukitoritsukeyu
39	その他自動車の構造、装置及び性能に関して必要な書面	PDF形式	shiken1
40	申請に係る構造又は装置に関し、保安基準の適用の除外を受ける事項及びその理由を記載した書面	PDF形式	shiken2
41	申請に係る構造又は装置を有する自動車の安全性の確保及び環境対策について記載した書面	PDF形式	shiken3
42	試験運行によるデータ収集項目を記載した書面	PDF形式	shiken4
43	申請に係る自動車又は構造及び装置の開発状況と普及の見通しを記載した書面	PDF形式	shiken5
44	認定を申請する者と申請に係る自動車との関係を表す書面	PDF形式	shiken6
45	車台番号又は原動機の型式の打刻届出書（PDF書面）	PDF形式	dakokutodoke
46	打刻がないことの証明書	PDF形式	dakoku1
47	補修用シリンダブロックに打刻する証明書	PDF形式	dakoku2
48	打刻に係る証明書	PDF形式	dakoku3
49	登記簿等業とする旨を証する書面	PDF形式	dakoku4
50	自動車通関証明書の写し等	PDF形式	dakoku5
51	印鑑・署名（完成検査終了証の印鑑・署名の届出書）	PDF形式	shinseiinkan
52	申請者の経歴の概要（打刻指定申請書）	PDF形式	shinseikeireki
53	打刻業務に関する組織（打刻指定申請書）	PDF形式	shinseigyomu
54	取扱内規（打刻指定申請書）	PDF形式	shinseinaiki
55	打刻様式及び打刻字体（輸入自動車等の打刻届出書）	PDF形式	shinseijitai
56	その他書面	PDF形式	sonota

別紙2

CSV形式による車両諸元要目表の記載要領

CSV形式により、車両諸元要目表（第2号様式、第2号様式の1、第2号様式の2）を提出する場合の作成要領は、以下のとおりとする。

別表1-1の型式データ項目及び別表1-2の類別データ項目を1. レコードの構成に従い、ファイルを作成し、2. ファイルの構成に従い、ファイル名を付けファイルを作成する。

1. レコードの構成

(1) 型式項目管理レコード

(2) 型式データレコードの見出しとなるレコードで、各型式項目に一意に付与された型式項目コードを、必要な項目数分、羅列したレコード。（型式項目コードは、別表1-1参照）

型式項目 コード1	区 切 り	型式項目 コード2	区 切 り	以下、型式項目コード、カンマ区切りの順で必要数 繰り返し
RM010	,	RM020	,	. . .

(2) 型式データレコード

(1) 型式項目管理レコードの各型式項目に対応する、実データを羅列したレコード。各実データは""（ダブルクォーテーション）で囲み設定する。

型式 データ1	区 切 り	型式 データ2	区 切 り	以下、型式データ、カンマ区切りの順で必要数繰り 返し
"999"	,	"A-ABC"	,	. . .

(3) 類別項目管理レコード

(4) 類別データレコードの見出しとなるレコードで、各類別項目に一意に付与された類別項目コードを、必要な項目数分、羅列したレコード。（類別項目コードは、別表1-2参照）

類別項目 コード1	区 切 り	類別項目 コード2	区 切 り	以下、類別項目コード、カンマ区切りの順で必要数 繰り返し
RV010	,	RV020	,	. . .

(4) 類別データレコード

(3) 類別項目管理レコードの各類別項目に対応する、実データを羅列したレコード。各実データは、""（ダブルクォーテーション）で囲み設定する。

類別 データ 1	区 切 り	類別 データ 2	区 切 り	以下、類別データ、カンマ区切りの順で必要数繰り 返し
"999"	,	"A-ABC"	,	. . .

2. ファイルの構成

ファイル構成については、次の(1)又は(2)のどちらか選択出来るものとする。

ファイルの拡張子は「. txt」とし、使用するエディタについては特に規定しない。

(1) 型式データを先に、続けて類別データを記載する構成

型式項目管理レコード
型式1データレコード
型式2データレコード
:
類別項目管理レコード
型式1 類別1データレコード
型式1 類別2データレコード
:
型式2 類別1データレコード
型式2 類別2データレコード
:

(2) 型式データ、類別データを交互に記載する構成

型式項目管理レコード
型式1データレコード
類別項目管理レコード
型式1 類別1データレコード
型式1 類別2データレコード
:
型式項目管理レコード
型式2データレコード
類別項目管理レコード
型式2 類別1データレコード
型式2 類別2データレコード
:

別表1-1

車両諸元要目表CSV化レコード項目一覧表(型式データ項目)

項番	車両諸元要目表項目名	車両諸元要目表項目 細分化項目名	項目 コード	バイト	属性	①	②	③	内 容
1	車名及び型式	車名コード	RM010	3	半角	◎	◎	◎	・ 半角数字3桁で設定する。 ・ 自動車登録検査業務電子情報処理システム(以下「MOTAS」という。)で管理している車名コードを準用して設定する。
2		型式	RM020	15	半角	◎	◎	◎	・ 半角英数ハイフン15桁以内で設定する。
3	車体の名称	車体の名称	RM030	80	全角	◎	◎	◎	・ 全角文字40桁以内で設定する。
4	車台の名称及び型式	車台の名称	M0010	80	全角	○	○	○	・ 全角文字40桁以内で設定する。
5		車台の型式	M0020	18	半角	○	○	○	・ 半角英数ハイフン18桁以内で設定する。
6	車台番号の打刻様式	車台番号打刻様式	M0030	60	混在	○	○	○	・ 混在文字60バイト以内で設定する。 ・ 複数存在する場合は、区切り文字(半角#)を使用して設定する。なお、「概要説明書を参照」等記載し車台番号の打刻様式を別添としてもよい。
7	車台番号の打刻位置	車台番号打刻位置	M0040	90	全角	○	○	○	・ 全角文字45桁以内で設定する。 ・ 複数存在する場合は、区切り文字(全角#)を使用して設定する。
8	届出者の氏名又は名称	届出者の氏名又は名称	M0060	80	全角	◎	◎	◎	・ 全角文字40桁以内で設定する。
9	自動車の製作者名	自動車の製作者名	M0070	80	全角	○	○	○	・ 全角文字40桁以内で設定する。
10	自動車の種別	自動車の種別	M0080	30	全角	○	○	○	・ 全角文字15桁以内で設定する。
11	(車種)	車種具体名	M0090	12	全角	◎	◎	◎	・ 全角文字6桁以内で下記のいずれかを設定する。 建設機械 普通貨物 乗合 普通乗用 小型貨物 小型乗用 小型3輪貨物 小型3輪乗用 特種用途車 特殊車 二輪車 軽乗用 軽貨物 軽特種用途車
12	燃料の種類	燃料の種類(主燃料)	M0100	20	全角	○	○	○	・ 全角文字10桁以内で下記のいずれかを設定する。(燃料をもたない場合は設定不要) メタノール ガソリン 軽油

13		燃料の種類 (併用)	M0110	2 0	全角	○	○	○	LPG 灯油 電気 ガソリン△LPG ガソリン△灯油 CNG LNG
14		燃料の種類3 (混合又は併用される 燃料)	M0120	2 0	全角	○	○	○	ANG 圧縮水素 ガソリン・電気 LPG・電気 軽油・電気 ※「△」は全角スペース
15	原動機の型式	原動機の型式	M0130	1 2	半角	○	○	○	・ 半角英数字ハイフン1 2桁以内で設定する。 (原動機がない場合は設定不要)
16		原動機製作者名	M0140	8 0	全角	○	○	○	・ 全角文字4 0桁以内で設定する。 ・ 原動機の製作者が自動車の製作者と異なる場合 にのみ設定する。
17	原動機の型式の打刻様 式	打刻様式/内燃機関、 電動機1、電動機2	M0150	6 0	半角	○	○	○	・ 半角文字6 0桁以内で設定する。 ・ 内燃機関、電動機1、電動機2の別々に区切り 文字 (半角#)を使用して設定する。
18	原動機の型式の打刻位 置	打刻位置/内燃機関、 電動機1、電動機2	M0160	9 0	全角	○	○	○	・ 全角文字4 5桁以内で設定する。 ・ 内燃機関、電動機1、電動機2の別々に区切り 文字 (全角#)を使用して設定する。
19	総排気量(L)又は定格出 力(kw)	原動機区分 (ロータ数)	M0180	1	半角	◎	◎	◎	・ 半角数字1桁で設定する。 ・ ロータリエンジンの場合はロータ数を、それ 以外の場合は「0」を設定する。
20		単室容積	M0190	5	半角	○	○	○	・ 半角数字5桁以内 (小数点含む) で設定する。 (原動機がない場合は設定不要) ・ L単位で設定する。 ・ ロータリエンジンの場合のみ設定する。
21		総排気量又は定格出力	M0200	6	半角	○	○	○	・ 半角数字6桁以内で設定する。 (原動機がない場合は設定不要) ・ レシプロエンジンの場合は総排気量 (立法c m単位) を設定する。 ・ 電気自動車及び燃料電池自動車の場合は定格 出力 (W単位) を設定する。 ・ ロータリエンジンの場合は「単室容積×ロー タ数」を立法cm単位で設定する。
22	(様式種別)	様式種別	M0270	2	半角	◎	◎	◎	・ 半角数字2桁で下記のいずれかを設定する。 07 : PHP (第2号様式) 08 : PHP (第2号様式の1) 09 : PHP (第2号様式の2)

※「車両諸元目表項目名」に括弧がある項目は、車両諸元目表の記載を要しない。

① PHP (第2号様式)

◎ : 必ず項目コード及び内容を設定

② PHP（第2号様式の1）

○：該当する場合に項目コード及び内容を設定

③ PHP（第2号様式の2）

別表1-2

車両諸元要目表CSV化レコード項目一覧表(類別データ項目)

項番	諸元項目名	車両諸元要目表項目 細分化項目名	項目 コード	バイト	属性	①	②	③	内 容
1	(車名及び型式)	車名コード	RV010	3	半角	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字3桁で設定する。 MOTASで管理している車名コードを準用して設定する。
2		型式	RV020	15	半角	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 半角英数大文字ハイフン15桁以内で設定する。
3	(車体の名称)	車体の名称	RV030	80	全角	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 全角文字40桁以内で設定する。
4	車体の型式	車体の型式	V0010	18	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角英数ハイフン18桁以内で設定する。
5	(諸元情報引渡区分)	諸元情報引渡区分	V0020	1	半角	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字1桁で下記のいずれかを設定する。 1 : MOTASに渡す必要あり 2 : 軽自動車検査協会に渡す必要あり 9 : MOTAS・軽自動車検査協会に渡す必要なし(トレーラに限る。)
6	類別区分番号	類別区分番号	V0030	4	半角	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字4桁以内で設定する。
7	通称名	通称名	V0040	40	全角	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 全角文字20桁以内で設定する。
8	仕様	類別仕様説明(1)	V0050	60	混在	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 混在文字(半角/全角)60バイト以内で設定する。 類別仕様説明(1)～(20)の合計バイト数が250バイト以内で設定する。
9		類別仕様説明(2)	V0060	60	混在	○	○	○	
10		類別仕様説明(3)	V0070	60	混在	○	○	○	
11		類別仕様説明(4)	V0080	60	混在	○	○	○	
12		類別仕様説明(5)	V0090	60	混在	○	○	○	
13		類別仕様説明(6)	V0100	60	混在	○	○	○	
14		類別仕様説明(7)	V0110	60	混在	○	○	○	
15		類別仕様説明(8)	V0120	60	混在	○	○	○	
16		類別仕様説明(9)	V0130	60	混在	○	○	○	
17		類別仕様説明(10)	V0140	60	混在	○	○	○	
18		類別仕様説明(11)	V0150	60	混在	○	○	○	
19		類別仕様説明(12)	V0160	60	混在	○	○	○	
20		類別仕様説明(13)	V0170	60	混在	○	○	○	
21		類別仕様説明(14)	V0180	60	混在	○	○	○	
22		類別仕様説明(15)	V0190	60	混在	○	○	○	
23		類別仕様説明(16)	V0200	60	混在	○	○	○	
24		類別仕様説明(17)	V0210	60	混在	○	○	○	

25		類別仕様説明(18)	V0220	6 0	混在	○	○	○		
26		類別仕様説明(19)	V0230	6 0	混在	○	○	○		
27		類別仕様説明(20)	V0240	6 0	混在	○	○	○		
28	用途	用途(車両カテゴリー)	V0250	2 8	全角	○	○	○	・ 全角文字14桁以内で設定する。	
29	旅客運送事業用自動車としての適否	旅客運送事業用適否	V0260	2	全角	◎	◎	◎	・ 全角文字1桁で下記のいずれかを設定する。 適：事業用へ適合する場合 否：それ以外の場合	
30		旅客運送事業用適否(詳細説明)	V0270	5 0	全角	○	○	○	・ 全角文字25桁以内で設定する。(乗合に限る。) ・ 旅客運送事業用適否が「否」の場合に設定する。	
31	車体の形状	車体の形状コード	V0280	3	半角	◎	◎	◎	・ 半角数字3桁で設定する。 ・ MOTASで管理している車体の形状コードを準用して設定する。	
32	軸距	軸距	V0350	2 4	半角	○	○	○	・ 半角文字24桁以内で設定する。 ・ m単位で設定する。 (例：9.999+9.999+9.999=99.999)	
33	長さ	全長	V0360	6	半角	◎	◎	◎	・ 半角数字5～6桁(××.×××又は×.×××の形式)で設定する。 ・ m単位で設定する。	
34	幅	全幅	V0370	5	半角	◎	◎	◎	・ 半角数字5桁(×.×××)で設定する。 ・ m単位で設定する。	
35	高さ	全高(空車時)	V0380	5	半角	◎	◎	◎	・ 半角数字5桁(×.×××)で設定する。 ・ m単位で設定する。	
36	荷台の内側の寸法	長さ	荷台内側長さ	V0390	6	半角	×	○	○	・ 半角数字5～6桁(××.×××又は×.×××の形式)で設定する。 ・ m単位で設定する。
37			荷台内側(最多乗員時)長さ	V0400	6	半角	×	○	○	・ 半角数字5～6桁(××.×××又は×.×××の形式)で設定する。 ・ m単位で設定する。
38		幅	荷台内側幅	V0410	5	半角	×	○	○	・ 半角数字5桁(×.×××の形式)で設定する。 ・ m単位で設定する。
			荷台内側(最多乗員時)幅	V0420	5	半角	×	○	○	・ 半角数字5桁(×.×××の形式)で設定する。 ・ m単位で設定する。
40		高さ	荷台内側高さ	V0430	5	半角	×	○	○	・ 半角数字5桁(×.×××の形式)で設定する。 ・ m単位で設定する。
			荷台内側(最多乗員時)高さ	V0440	5	半角	×	○	○	・ 半角数字5桁(×.×××の形式)で設定する。 ・ m単位で設定する。
42	荷台オフセット	荷台内側オフセット	V0450	6	半角	×	○	○	・ 半角数字記号5～6桁(×.×××又は-×.×××の形式)で設定する。 ・ m単位で設定する。	
43		荷台内側(最多乗員時)オフセット	V0460	6	半角	×	○	○	・ 半角数字記号5～6桁(×.×××又は-×.×××の形式)で設定する。 ・ m単位で設定する。	
44	車両重量	前軸重	空車重量(前軸重) (前前軸重)	V0470	5	半角	○	○	○	・ 半角数字2～5桁(×××××の形式)で設定する。 ・ kg単位で設定する。(2輪以外は末尾を0に丸める)

45			空車重量 (前後軸重)	V0480	5	半角	×	×	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁 (×××××の形式) で設定する。 kg単位で設定する。(2輪以外は末尾を0に丸める) 	
46		後軸重	空車重量 (後前軸重)	V0490	5	半角	×	×	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁 (×××××の形式) で設定する。 kg単位で設定する。(2輪以外は末尾を0に丸める) 	
47			空車重量 (後軸重) (後前軸重)	V0500	5	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁 (×××××の形式) で設定する。 kg単位で設定する。(2輪以外は末尾を0に丸める) 	
48		計	空車重量 (計)	V0510	5	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁 (×××××の形式) で設定する。 kg単位で設定する。(2輪以外は末尾を0に丸める) 	
49	乗車定員		乗車定員数	V0520	2	半角	◎	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2桁以内で設定する。 乗合の場合「客席+立席+乗務員」の計算結果を設定する。 幼児専用車の場合「0」を設定する。 	
50			乗車定員数 (最多乗員時)	V0530	2	半角	◎	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2桁以内で設定する。 乗車装置を最大にしたときの定員数を設定する。(定員が変わらない車の場合には最少乗員時と同様の値を設定する) 幼児専用車の場合「0」を設定する。 	
51			幼児専用車における大人定員	V0540	2	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2桁以内で設定する。(幼児専用車の場合以外は設定不要) 	
52			乗車定員数 (幼児)	V0550	2	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2桁以内で設定する。(幼児専用車の場合以外は設定不要) 	
53			乗車定員数 (客席)	V0560	2	半角	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2桁以内で設定する。(乗合の場合以外は設定不要) 	
54			乗車定員数 (立席)	V0570	2	半角	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2桁以内で設定する。(乗合の場合以外は設定不要) 	
55		乗車定員数 (乗務員)	V0580	2	半角	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2桁以内で設定する。(乗合の場合以外は設定不要) 		
56	最大積載量		最大積載量	V0590	5	半角	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁 (×××××の形式) で設定する。 kg単位で設定する。 	
57			最大積載量 (最多乗員時)	V0600	5	半角	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁 (×××××の形式) で設定する。 kg単位で設定する。 最小乗員時と同じ場合には最少乗員時と同様の値を設定する。 	
58			最大積載量 (保安基準緩和/海コン)	V0610	5	半角	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁 (×××××の形式) で設定する。 kg単位で設定する。 	
59	車両総重量	(前軸重) (前前軸重)	車両総重量FF	V0620	5	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁 (×××××の形式) で設定する。 kg単位で設定する。 	
60				車両総重量FF (最多乗員時)	V0630	5	半角	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁 (×××××の形式) で設定する。 kg単位で設定する。
61				車両総重量FF (保安基準緩和/海コン)	V0640	5	半角	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁 (×××××の形式) で設定する。 kg単位で設定する。
62			(前後軸重)	車両総重量FR	V0650	5	半角	×	×	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁 (×××××の形式) で設定する。 kg単位で設定する。

63			車両総重量FR (最多乗員時)	V0660	5	半角	×	×	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁(×××××の形式)で設定する。 kg単位で設定する。
64		(後前軸重)	車両総重量RF	V0670	5	半角	×	×	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁(×××××の形式)で設定する。 kg単位で設定する。
65	車両総重量RF (最多乗員時)		V0680	5	半角	×	×	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁(×××××の形式)で設定する。 kg単位で設定する。 	
66	車両総重量RF(保安基準緩和/海コン)		V0690	5	半角	×	×	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁(×××××の形式)で設定する。 kg単位で設定する。 	
67			(後軸重) (後後軸重)	車両総重量RR	V0700	5	半角	○	○	○
68		車両総重量RR (最多乗員時)		V0710	5	半角	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁(×××××の形式)で設定する。 kg単位で設定する。
69		車両総重量RR(保安基準緩和/海コン)		V0720	5	半角	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁(×××××の形式)で設定する。 kg単位で設定する。
70		計	車両総重量合計	V0730	5	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁(×××××の形式)で設定する。 kg単位で設定する。
71			車両総重量合計 (最多乗員時)	V0740	5	半角	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁(×××××の形式)で設定する。 kg単位で設定する。
72			車両総重量合計(保安基準緩和/海コン)	V0750	5	半角	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2～5桁(×××××の形式)で設定する。 kg単位で設定する。
73	最大安定傾斜角度	右	最大安定傾斜角(右)	V0760	2	半角	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2桁以内で設定する。
74			最大安定傾斜角(右一連結時)	V0770	2	半角	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2桁以内で設定する。
75		左	最大安定傾斜角(左)	V0780	2	半角	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2桁以内で設定する。
76			最大安定傾斜角(左一連結時)	V0790	2	半角	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字2桁以内で設定する。
77		前提条件	最大安定傾斜角(計算値/測定値)	V0800	1	半角	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字1桁で下記のいずれかを設定する。 1 : 計算値の場合 2 : 測定値の場合 傾斜角度が計算値なのか測定値なのかを設定する。
78			最大安定傾斜角(連結時条件)	V0810	15	半角	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角英数ハイフン15桁以内で設定する。 けん引されるけん引自動車の型式を設定する。
79			最大安定傾斜角(連結時)(計算値/測定値)	V0820	1	半角	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字1桁で下記のいずれかを設定する。 1 : 計算値の場合 2 : 測定値の場合 傾斜角度が計算値なのか測定値なのかを設定する。
80		車輪配列	車輪配列	V0840	28	全角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 全角文字14桁以内で設定する。

81	最高出力(kw/rpm)	最高出力	V0850	4	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字4桁以内(××××又は×.×の形式)で設定する。 (原動機がない場合は設定不要) kW単位で設定する。 10kW未満は小数点第1位まで、10kW以上は整数値で記載する。
82		最高出力 回転速度(最小)	V0860	5	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字5桁以内で設定する。 rpm単位で設定する。
83		最高出力 回転速度(最大)	V0870	5	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字5桁以内で設定する。 rpm単位で設定する。 範囲指定を行わない場合は設定不要とする。 (「最高出力回転速度(最小)」に設定)
84		最高出力 試験方法	V0880	6	全角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 全角文字3桁以内で設定する。 (例: ネット、グロス、SAE、EEC、ISO)
85	最大トルク(N・m/rpm)	最大トルク	V0890	4	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字4桁以内(××××又は×.×の形式)で設定する。 (原動機がない場合は設定不要) Nm単位で設定する。 10Nm未満は小数点第1位まで、10Nm以上は整数値で記載する。
86		最大トルク 回転速度(最小)	V0900	5	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字5桁以内で設定する。 rpm単位で設定する。
87		最大トルク 回転速度(最大)	V0910	5	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字5桁以内で設定する。 rpm単位で設定する。 範囲指定を行わない場合は設定不要とする。 (「最大トルク回転速度(最小)」に設定する。)
88		最大トルク 試験方法	V0920	6	全角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 全角文字3桁以内で設定する。 (例: ネット、グロス、SAE、EEC、ISO)
89	騒音	騒音規制区分	V0930	9	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角英数字(大文字)ハイフン9桁以内で設定する。(例: H14、H28-M1A1A等)
90		騒音諸元値-近接排気	V0940	3	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字3桁以内で設定する。 dB単位で設定する。
91		原動機回転数-近接排気	V0950	11	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字11桁以内で設定する。 rpm単位で設定する。 平成28年規制以降で過回転防止装置機能を備える場合は、区切り文字(半角#)を使用して近接排気騒音測定回転数の後に過回転防止装置作動回転数を設定する。 (例 3500、3500#3800等)
92		騒音諸元値-一定常	V0960	3	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字3桁以内で設定する。 dB単位で設定する。
93		指定速度-一定常	V0970	3	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字3桁以内で設定する。 km/h単位で設定する。
94	騒音諸元値-加速	V0980	3	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字3桁以内で設定する。 dB単位で設定する。 	
95	排出ガス試験モード	排出ガス試験モード(その1)	V1035	1	半角	○	○	×	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字1桁で下記のいずれかを設定する。 1: 10・15+11 2: 10・15+JC08C 3: JC08H+JC08C (平成17年排出ガス規制の乗用車及び軽中量車並びに平成19年排出ガス規制の軽貨物車に限る。)
96	排出ガス試験モード	排出ガス試験モード(その2)	V1036	1	半角	○	○	×	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字1桁で下記のいずれかを設定する。 1: 二輪車モード 2: WMCモード (平成18年排出ガス規制及び平成19年排出ガス規制の二輪自動車及び原動機付自転車に限る。)

97	排出ガス重量： モードCO値	モードCO値	V1040	6	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字6桁以内(小数点含む)で設定する。 附則5に定める桁数で設定する。
98	排出ガス重量： モードHC値	モードHC値	V1060	5	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字5桁以内(小数点含む)で設定する。 附則5に定める桁数で設定する。
99	排出ガス重量： モードNMHC値	モードNMHC値	V1080	5	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字5桁以内(小数点含む)で設定する。 附則5に定める桁数で設定する。
100	排出ガス重量： モードNO _x 値	モードNO _x 値	V1100	5	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字5桁以内(小数点含む)で設定する。 附則5に定める桁数で設定する。
101	排出ガス重量： モードPM値	モードPM値	V1120	6	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字6桁以内(小数点含む)で設定する。 附則5に定める桁数で設定する。
102	排出ガス重量： 11モード：CO	モードCO値 (11モード)	V1140	6	半角	○	○	×	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字6桁以内(小数点含む)で設定する。 附則5に定める桁数で設定する。
103	排出ガス重量： 11モード：HC	モードHC値 (11モード)	V1160	5	半角	○	○	×	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字5桁以内(小数点含む)で設定する。 附則5に定める桁数で設定する。
104	排出ガス重量： 11モード：NMHC	モードNMHC値 (11モード)	V1180	5	半角	○	○	×	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字5桁以内(小数点含む)で設定する。 附則5に定める桁数で設定する。
105	排出ガス重量： 11モード：NO _x	モードNO _x 値 (11モード)	V1200	5	半角	○	○	×	<ul style="list-style-type: none"> 半角数字5桁以内(小数点含む)で設定する。 附則5に定める桁数で設定する。
106	原動機の型式	原動機の型式	V1300	12	半角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 半角英数字ハイフン12桁以内で設定する。 (同一型式内に複数設定する場合にのみ設定する。)
107		原動機製作者名	V1310	80	全角	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 全角文字40桁以内で設定する。(同一型式内に複数設定する場合にのみ設定する。) 原動機の製作者が自動車の製作者と異なる場合にのみ設定する。

※「車両諸元要目表項目名」に括弧がある項目は、車両諸元要目表の記載を要しない。

① PHP (第2号様式)

② PHP (第2号様式の1)

③ PHP (第2号様式の2)

◎ : 必ず項目コード及び内容を設定

○ : 該当する場合に項目コード及び内容を設定

× : 項目コード及び内容の設定

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

附則6 自動車等の外観図の記載要領

1. 本要領の適用

本要領は、輸入自動車特別取扱要領による届出を行う場合に添付する外観図の記載に適用する。

2. 図面の記載方法

- (1) 自動車等の外観図は、当該自動車等の前面、後面、側面及び平面の4図とし、1枚に表わした4面図とする。
- (2) 図面の大きさは、日本工業規格A列4番又は3番とする。ただし、同規格A列3番を使用した場合は、折りたたんだ状態で同規格A列4番とする。
- (3) 自動車等の図は、その外観が明瞭に示されており、かつ、寸法記入部位が明確に読み取れるものとする。なお、自動車等の一部を透視図により表してもよい。
- (4) 寸法記入部位には、少なくとも別表に掲げる部位がすべて含まれているものであること。

ただし、全ての寸法を外観図寸法一覧表として添付した場合には、寸法記入を省略することができる。

また、別記様式の灯火器類取付一覧表を添付した場合には、灯火器類の寸法記入を省略することができる。

- (5) 灯火器類については、その名称を外観図に記入する。
- (6) 同一型式であって外観上一部が異なる場合は、当該部分の部分図、寸法の併記等の方法により示してもよい。
- (7) 寸法は、mmの単位により記入する。
- (8) 灯火器類の取付位置に係る寸法については、審査事務規程別添の試験規程に定める「諸元測定試験」を適用する灯火器類はその旨を外観図余白又は灯火器類取付一覧表の備考欄に記載すること。

別表

項目	区 別		備 考
	対 象	対 象	
	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車	その他の自動車	

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

寸法	長さ（全長）	○	○	数値の前に「(全長)」と付記すること。 数値の前に「(全幅)」と付記すること。 数値の前に「(全高)」と付記すること。 数値の前に「(軸距)」と付記すること。 数値の前に「(輪距)」と付記すること。 セミトレーラに限る。
	幅（全幅）	○	○	
	高さ（全高）	○	○	
	軸距	○	○	
	輪距		○	
	フロント・オーバハング（車体） リヤ・オーバハング（車体） 連結装置中心から車両後端までの寸法		○ ○ ○	
乗車装置	乗車位置	○	○	
	座席幅		○	
	座席奥行		○	
	座席間隙		○	
荷台・客室	荷台又は客室の内側の寸法（長さ、幅、高さ）		○	
	荷台オフセット		○	
灯火器類	灯火器類の取付位置に係る規定のあるものについては、その寸法	○	○	
後写鏡等	後写鏡の取付高さ並びに前車軸からの距離	○	○	
	直前確認鏡の取付け高さ	○	○	
	直左確認鏡の取付け高さ	○	○	

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

トラックのキャブ幅等	トラック・キャブ幅 トラック・リヤボデー幅 バン後部開口部の寸法 (長さ、幅、高さ) (有効長さ、有効幅) 前部潜り込み防止装置、巻込防止装置及び突入防止装置の取付位置関係寸法等	○ ○ ○ ○	数値に「(開口部長さ)」、「(開口部幅)」、「(開口部高さ)」、「(有効長さ)」、「(有効幅)」と付記すること。 「前部潜り込みを防止する車体構造」及び「突入を防止する車体構造」の場合にあっては、該当する装置の取付位置関係寸法の記載を要しない。また、構造・装置の概要説明書に記載することにより突入防止装置の取付位置関係寸法の記載を省略することができる。
バスの乗降口等	バス乗降口開口部高さ バス乗降口開口部幅 バス非常口寸法 バス立席に係る寸法 バスの座席ピッチ バス乗降口踏段高さ バス乗降口踏段奥行	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
連結装置等	連結装置の高さ及び後車軸からの距離 連結車両の前・後まわり半径	○ ○	

(注) 1. 項目の内容については、審査事務規程別添の試験規程に定める「諸元測定試験」を参照すること。

ただし、灯火器にあっては、試験方法の適用範囲に応じて細目告示技術基準「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」を参照し、前記試験方法によらない灯火器にあっては審査事務規程別添の試験規程に定める「諸元測定試験」を参照すること。

2. 対象欄の○印は、寸法記入部位を有する自動車外観図の場合に記入を要する箇所を示す。ただし、車種により不要なものがある場合は、寸法記入を省略することができる。

3. 外観図寸法一覧表の提出がある場合は、寸法記入部位の外観図への記載を省略することができる。

別記様式(灯火器類取付一覧表) (第2項関係) (用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。)

灯火器類取付一覧表

(単位: mm)

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

項 目		類 別			
すれ違い用前照灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
前部雾灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
側方照射灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両前端からの距離				
	車両前端最外側からの距離				
後退灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
車幅灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
昼間走行灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	内縁間隔				
前部反射器	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
側方灯 (前部)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両前端からの距離				
	隣接する後方にある側方灯等との距離				
側方灯 (中央部)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	隣接する前方・後方にある側方灯等との距離				
側方灯 (後部)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両後端からの距離				
	隣接する前方にある側方灯等との距離				
側方反射器 (前部)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両前端からの距離				
	隣接する後方にある側方反射器等との距離				
側方反射器 (中央部)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	隣接する前方・後方にある側方反射器等との距離				

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

側方反射器 (後部)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両後端からの距離				
隣接する前方にある側方反射器等との距離					
尾灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
車両最外側からの距離					
後部霧灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
制動灯からの距離					
駐車灯	前面	車両最外側からの距離			
	後面	車両最外側からの距離			
後部反射器	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
車両最外側からの距離					
後部反射器以外の反射器	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
車両最外側からの距離					
大型後部反射器	取付高さ	上 縁			
制動灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
車両最外側からの距離					
補助制動灯	取付高さ	下 縁			
	窓下端からの距離				
	車両中心面からの距離				
方向指示器・非常点滅表示灯 (前面)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	内縁間隔				
車両最外側からの距離					
方向指示器 (側面・前部)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
車両前端からの距離					
方向指示器 (側面・中央部)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
客室等の外側後端からの距離					
方向指示器・非常点滅表示灯 (後面)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	内縁間隔				
車両最外側からの距離					
補助方向指示器	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
速度表示灯	取付高さ	中 心			
	取付間隔	中 心			
再帰反射材 (側面)	長さ識別の反射材長さ				
	最も短い反射材長さ				
	反射材間の最大間隔				

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

	取付高さ	下 縁			
再帰反射材 (後面)	幅識別の反射材長さ				
	最も短い反射材長さ				
	反射材間の最大間隔				
	取付高さ	下 縁			

- (注) 1 適用関係告示により中心の高さに係る規定が適用される灯火器類については、「上縁」を「中心」と読み替える。
- 2 取付けのない灯火器類に係る項目及び取付位置に係る規定が適用されない項目については、記載項目から除くことができ、複数備える灯火器類については、記載事項を追加することができる。
- 3 側方灯（中央部）及び側方反射器（中央部）の前方・後方については、該当しないものを抹消する。
- 4 二輪車の方向指示器・非常点滅表示灯（後面）については、「内縁間隔」を「灯火中心間隔」と読み替える。

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

附則7 輸入自動車特別取扱制度における仕様の相違が軽微なものの取扱要領

1. 輸入自動車特別取扱要領第1第4項の規定による「仕様の相違が軽微なもの」の例は、別表に掲げる事項が相違した場合の自動車とする。ただし、その内容が附則1「自動車等の同一型式判定要領」別表第1に掲げる「型式を区別する事項」のいずれかに該当することとなったとき又は取扱要領別表の4（2）に掲げる試験成績表の記載事項に影響を与えることとなったときは、この限りでない。
2. 前項の規定は、取扱要領第6ただし書きの規定による「軽微な変更」の例の場合に準用する。

別表 （仕様の相違が軽微な場合の例）

	車両諸元要目表、外観図、外観写真の項目
諸元要目表	改善措置事項中の操縦装置識別表示及び非常信号用具
	長さ 幅 高さ 輪距 室内又は荷台の内側の寸法 車両重量（±50kg以内でかつ、同一等価慣性重量ランク内に限る。） 車両総重量（車両重量の変更に伴うものに限る。）
	原動機（始動方式に限る。） 動力伝達装置（クラッチの操作方式及び倍力装置形式、変速機の操作方式及び後退変速比並びに副変速機の操作方式に限る。） 走行装置 かじ取装置（倍力装置形式に限る。） 施錠装置形式 制動装置（主ブレーキの真空圧力及び真空ポンプ形式に限る。） 緩衝装置（ショック・アブソーバ形式及びスタビライザ形式に限る。）
外観写真 外観図	ガラス 灯火装置等（車幅灯、側方灯、尾灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器、非常点滅表示灯及び後部反射器に限る。） 計器 その他（側方照射灯を除く。）
	灯火器の取付寸法（車幅灯、側方灯、尾灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器、非常点滅表示灯及び後部反射器に限る。） フロント・オーバーハング、リヤ・オーバーハング、最低地上高、ヘッド・クリアランス サンルーフ、エア・スポイラ、サイド・モールの有無及び形状 フロント・グリル、リヤ・パネル、バンパの形状 前面自動車登録番号標の取付位置

附則 9 製作者試験に係る実施要領

本要領は、輸入自動車特別取扱要領第1第3項における製作者が確認者による立会いの下で実施する騒音試験、ガソリン自動車排出ガス試験、ディーゼル自動車排出ガス試験及び熱害試験（以下「製作者試験」という。）に係る必要事項について定める。

1. 確認者の指定

審査・リコール課長は、4. に規定する製作者試験の確認を行う者（以下「確認者」という。）として、道路運送車両法に基づく国の自動車審査業務に関し十分な技術的能力を有する公的機関を指定することができるものとする。

2. 試験実施の届出

製作者又はその者と当該型式の自動車について販売契約を締結している者は、製作者試験を希望する場合には、原則として製作者試験を希望する3週間前までに確認者に対して、次に掲げる事項について届出を行うこととする。

(1) 試験項目

(2) 試験実施予定（年月日及び時刻）

(3) 試験に係る自動車の車名及び型式

(4) 試験の実施予定事業場の名称及び所在地

(5) 試験に使用する設備並びに当該設備の製造者名、型式及び仕様

(6) 研究所が事前に設備を確認していることを証する書面

3. 製作者試験の実施方法等

製作者は、製作者試験の実施にあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 細目告示技術基準及び審査事務規程別添の試験規程（以下「試験方法」という。）に従い試験を実施すること。

(2) 確認者の立ち会いを認めること。

(3) 製作者試験成績表を試験方法に従って作成し、確認者に提示すること。この場合、備考欄に当該試験における主な対策装置の名称及び個数等を記載すること。

4. 確認者による製作者試験の確認等

(1) 確認者は、製作者試験が2. の届出どおりに、かつ、試験方法どおりに実施されたことを確認するものとする。

(2) 確認者は、(1) が確認できた場合に限り、製作者から提示された試験成績表に立会い者による署名を行った上、製作者に試験成績表を返付するものとする。

(3) 確認者は、製作者試験の立会いを行った場合には、当該立会い後1ヶ月以内に、審査・リコール課長及び研究所に対して、次の項目について報告するものとする。ただし、輸入自動車特別取扱要領第3第2項の規定による場合については、研究所への報告を要しない。

ア. 試験項目

イ. 試験を実施した年月日

ウ. 試験に係る自動車の車名及び型式並びに車両の識別番号

エ. 立会い者の氏名

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

オ. その他特記事項

附則10 製作者試験における確認者

附則9「製作者試験に係る実施要領」に基づき指定された公的機関は下記の者とする。

記

1. 名 称：JAPAN AUTOMOBILE STANDARDS INTERNATIONALIZATION CENTER,
WASHINGTON OFFICE

住 所：1015, 18TH STREET, NW, SUITE 505 WASHINGTON, D. C. 20036, U. S. A.

電 話：(202)887-4830

F A X：(202)887-4834

E-Mail：jasicw@jasic.org

確認できる試験の範囲：騒音試験（細目告示技術基準「近接排気騒音の測定方法」、「定常走行騒音の測定方法」及び「加速走行騒音の測定方法」に限る。）、排出ガス試験、熱害試験

2. 名 称：公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 昭島研究室

住 所：〒196-0001 東京都昭島市美堀町4-2-2

電 話：(042)544-1004

F A X：(042)544-1015

E-Mail：request_php@ataj.or.jp

確認できる試験の範囲：騒音試験（細目告示技術基準「近接排気騒音の測定方法」、「定常走行騒音の測定方法」及び「加速走行騒音の測定方法」に限る。）、排出ガス試験（エンジンダイナモメータで試験する場合に限る。）

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

附則11 輸入自動車特別取扱要領別表の4（2）の公的な試験機関等として認められる機関等

この通達の別紙「輸入自動車特別取扱要領」別表の4（2）の公的な試験機関等として認められる機関は下記の機関とし、実施できる試験項目等は下表の範囲とする。

記

名称：日本自動車輸入組合

住所：東京都港区芝3-1-15

芝ポートビル

試 験 項 目	試 験 実 施 場 所
自動車騒音試験 定常走行騒音（TRIAS 30-J039） 加速走行騒音（TRIAS 30-J040） 近接排気騒音（TRIAS 30-J038）	一般財団法人 日本自動車研究所 城里テストセンター 走行音試験路（ISO路面） 茨城県東茨城郡城里町大字小坂字高辺多1328番23

附則12 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法は、別表のとおりである。

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

別表

保安基準、 細目告示及 び適用関係 告示 告示条項	技 術 基 準	同等と認められる外国の 試験方法	最終確認年月日
細目告示 第11条第 3項 第 1号	乗用車用空気入タイ ヤの技術基準	ECE 30	平成18年 1月 4日
細目告示 第11条第 3項 第 2号	トラック、バス及び トレーラ用空気入タ イヤの技術基準	ECE 54	平成16年 4月20日
細目告示 第11条第 3項 第 3号	二輪車用空気入タイ ヤの技術基準	ECE 75	平成16年 4月20日
適用関係告示 第 7条第 3項	衝撃吸収式かじ取装 置の技術基準 ※	FMVSS 203/93 ECE 12/Add. 24/Rev. 3	平成15年 7月 7日 "
細目告示 第13条第 2項	衝撃吸収式かじ取装 置の技術基準	ECE 12	平成17年12月21日
細目告示 第14条第 1項	二輪車等の施錠装置 の技術基準	ECE 62	平成15年 7月 7日
細目告示 第14条第 1項	四輪自動車等の施錠 装置の技術基準	ECE 18 ECE 116	平成17年 4月 6日 "
細目告示 第14条第 2項	イモビライザの技術 基準	ECE 97 ECE 116	平成17年 4月 6日 "
適用関係告示 第 9条第 2項	乗用車の制動装置の 技術基準 ※	FMVSS 135 (駐車制動装置 の動的性能試験に係る部 分を除く) 1997. 9. 5 ECE 13-H(E/ECE/324 ·	平成10年 8月11日 平成10年 8月11日

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

細目告示 第15条第 3項	乗用車の制動装置の 技術基準	E/ECE/TRANS/505/Rev. 2/ Add. 12H) 1997. 7. 15 ECE 13H	平成14年 9月 1日
細目告示 第15条第 2項 及び第 5項	トラック及びバスの 制動装置の技術基準	ECE 13-07 E/ECE/324・ E/ECE/TRANS/505-Rev. 1/ Add. 12/Rev. 3/Amend. 1 (Annex13を除く。) 1990. 11. 20 EEC 71/320/EEC (ANNEX Xを除く。)1971. 7. 26	平成14年 9月 1日
保安基準 第12条第 2項 細目告示 第15条第 6項 及び第 7項並 びに第16条	トレーラの制動装置 の技術基準	ECE 13 E/ECE/324・ E/ECE/TRANS/505-Rev. 1/ Add. 12/Rev. 3/Amend. 1 (5. 2. 2. 1項、5. 2. 2. 2項、 5. 2. 2. 8. 1項及びAnnex13 を除く) 1990. 11. 20 EEC 71/320/EEC (ANNEX を除く。) 1971. 7. 26	平成14年 9月 1日
細目告示 第15条第 4項	二輪車の制動装置の 技術基準	EEC 78 E/ECE/324・E/EC E/TRANS/505-Rev. 1/Add. 77/Amend. 2 1995. 3. 20	平成14年 9月 1日
細目告示 第15条第 2項 第 5号及び第 16条第 7項	アンチロックブレー キシステムの技術基 準	ECE 13 Annex 13 並びに EEC 85/647ANNEX X 及び EEC88/194 ANNEX X	平成14年 9月 1日
細目告示 第18条第 1項	乗用車用プラスチック 製燃料タンクの技 術基準	ECE 34/Rev. 1/Add. 33/ Amend.	平成15年 7月 7日

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

細目告示 第18条第2項	衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準（圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く。）	FMVSS 301 ECE 34 （前面衝突の方法に係る部分に限る。）	平成15年 7月 7日 ”
細目告示 第22条第2項 第1号	外装の技術基準	ECE 26	平成13年 6月30日
細目告示 第22条第2項 第1号	外装の手荷物積載用部品の技術基準	ECE 26	平成13年 6月30日
細目告示 第22条第2項 第1号	外装の電波送受信用アンテナの技術基準	ECE 26	平成13年 6月30日
細目告示 第22条第8項	前面衝突時の乗員保護の技術基準	FMVSS 208/91 （S5.1の衝突時の乗員保護要件（試験法は、試験自動車の衝突方向に対し垂直なバリアに衝突させるものに限る。）に係る部分であって、座席ベルトを装着した場合に限る。）	平成15年 7月 7日
細目告示 第22条第10号	側面衝突時の乗員保護装置の技術基準	ECE 95	平成15年 7月 7日
適用関係告示 第17条第1項 第2号	突入防止装置の技術基準 ※	ECE 58 EEC 79/490、EEC 81/333 により改正されたEEC 70/221（荷重負荷試験の方	平成 3年11月18日 ”

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

		法に係る部分に限る。)	
細目告示 第24条第1項	突入防止装置の技術 基準	ECE 58	平成16年 4月20日
細目告示 第24条第1項	突入防止装置取付装 置の技術基準	ECE 58	平成16年 4月20日
細目告示 第24条の2 第1項	前部潜り込み防止装 置及び前部潜り込み 防止取付装置等の試 験	ECE 93	平成19年1月30日
細目告示 第26条第2項	内装材料の難燃性の 技術基準	FMVSS 302/71 EEC 95/28	平成15年 7月 7日 "
細目告示 第26条第3項	インストルメントパ ネルの衝撃吸収の技 術基準	FMVSS 201 ECE 21	平成15年 7月 7日 "
適用関係告示 第19条第1項 第6号	座席及び座席取付装 置の技術基準 ※	FMVSS 207 ECE 17	昭和50年10月 6日 "
細目告示 第28条第6 項	座席及び座席取付装 置の技術基準	ECE 17	平成14年 7月15日
適用関係告示 第19条第1項 第7号	シートバック後面の 衝撃吸収の技術基準 ※	FMVSS 201/91 ECE 17/Rev. 1/Add. 16/ Rev. 3/Amend. 1 ECE 21/Rev. 1/Add. 20/ Rev. 2 ECE 25/Rev. 1/Add. 24/ Rev. 2/Amend. 1 (衝撃方向が頭部後傾抑 止装置の上方又は後面上 方からのものに限る。)	平成 6年 9月30日 " " "
細目告示	座席ベルト取付装置	FMVSS 210	平成15年 7月 7日

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

第30条第 2項	の技術基準	ECE 14	〃
細目告示 第30条第 3項	座席ベルトの技術基準	FMVSS 209/91(プリテンショナ装置に係る部分を除く。) ECE 16/Rev. 1/Add. 15/ Rev. 3	平成15年 7月 7日 〃
細目告示 第30条第 4項	運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準	FMVSS 208/91 (S7.3の警報装置に係る部分に限る。)	平成15年 7月 7日
適用関係告示 第21条第 1項	頭部後傾抑止装置の技術基準 ※	ECE 25 ECE 17 (頭部後傾抑止装置を装着した場合に限る。)	昭和58年10月 1日 平成 4年11月24日
細目告示 第32条	頭部後傾抑止装置の技術基準	ECE 25 ECE 17 (頭部後傾抑止装置を装着した場合に限る。)	平成14年 7月15日 〃
細目告示 第32条	年少者用補助乗車装置の技術基準	FMVSS 213/88 ECE 44/Rev. 1/Add. 43 Corr. 1	平成15年 7月 7日 〃
適用関係告示 第24条第 1項 第 4号	とびらの開放防止の技術基準※	FMVSS 206 ECE 11	平成15年 7月 7日 〃
細目告示 第35条第 2項	とびらの開放防止の技術基準	ECE 11	平成16年 4月20日
細目告示 第39条第 1項、 第 2項及び 第 3項	窓ガラスの技術基準 ※	FMVSS 205/92 ECE 43/Rev. 1/Add. 42/ Rev. 1 (「Toughened glass windsscreens」、 「Uniformly-toughened glass panes」及び	平成15年10月 1日 〃

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

		「Laminated-glass panes other than windcreens」に係る基準にあつては、前面ガラス以外のガラス及び大形特殊自動車に備える前面ガラスに係る技術基準に限る。）	
細目告示 第41条第2項 第4号	自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の係る車載式故障診断装置の技術基準（J-OBD I）	CALIFORNIA CODE OF REGULATION, Title 13, Division 3, Chapter 1, Article 2, § 1968. (1985年11月15日改訂) CALIFORNIA CODE OF REGULATION, Title 13, Division 3, Chapter 1, Article 2, § 1968. 1. (1997年9月25日改訂) CFR, Chapter 1, Title 40, Part 86, Subpart A (1998年12月22日改訂) 70/220/EEC Annex XI (1998年12月28日改訂) 又はRegulation (EC) No. 715/2007 に基づく Regulation (EC) No. 692/2008 Annex XI	平成15年10月 1日 " " " 平成21年 8月 1日
細目告示 第41条第2項 第4号	自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の係る車載式故障診断装置の技術基準（J-OBD II）	CALIFORNIA CODE OF REGULATION, Title 13, Division 3, Chapter 1, Article 2, § 1968. 1 (1999年10月28日改訂) CALIFORNIA CODE OF REGULATION, Title 13, Division 3, Chapter 1, Article 2, § 1968. 2 (2003年4月21日改訂)	平成18年11月 1日

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

		CFR Title 40, Part86, Subpart S (2005年12月20日改訂)	
		70/220/EEC Annex XI (2003年8月11日改訂) 又はRegulation (EC) No. 715/2007 に基づく Regulation (EC) No. 692/2008 Annex I (エ バポシステムの不良に係 る機能診断に関する規定 に限る。) 及びXI	平成21年 8月 1日
細目告示第41 条第2項第4号	自動車のばい煙、悪 臭のあるガス、有害 なガス等の発散防 止装置の係る車載 式故障診断装置(デ ィーゼル重量車 J-OBD II)の技術基 準	ECE 49/Rev. 6 595/2011/EC	平成27年 7月 1日
細目告示第41 条第2項第4号	二輪車のばい煙、悪臭 のあるガス、有害なガ ス等の発散防止装置 の係る車載式故障診 断装置(二輪車 J-OBD	134/2014/EC	平成27年 9月 9日
細目告示第41 条第2項第5号	I)の技術基準 オフサイクル時のデ ィーゼル重量車排出 ガスの制御に関する 技術基準	ECE 49/Rev. 6 582/2011/EC	平成27年 7月 1日
細目告示 第41条第 4項			

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

細目告示第41条第4項	燃料蒸発ガスの測定方法	CFR Title 40, Chapter 1, Part 86, Subpart B (平成7年8月23日発行分) California Evaporative Emission Standards and Test Procedures for 1978and Subsequent Model Motor Vehicles (平成8年4月24日発行分) 70/220/EEC Annex VI (平成10年12月28日発行分) 又はRegulation (EC) No. 715/2007 に基づく Regulation (EC) No. 692/2008 AnnexVI	平成15年10月 1日 " "
細目告示第42条第 8項	二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法	134/2014/EC California Evaporative Emission Standards and Test Procedures for 2001 and Subsequent Model Motor Vehicle (平成22年9月27日発行分)	平成27年 9月 9日
細目告示第42条第 9項	前照灯洗浄器の技術基準	ECE 45	平成15年 6月13日
細目告示第43条	前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準	ECE 45	平成15年 6月13日
細目告示第44条	前部霧灯の技術基準	ECE 19	平成14年 9月 1日
細目告示第45条	側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準	ECE 119	平成17年 4月 6日

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

細目告示 第46条	車幅灯の技術基準	ECE 7	平成14年 9月 1日
細目告示 第47条	前部上側端灯の技術 基準	ECE 7	平成14年 9月 1日
細目告示 第48条第 1項	前部反射器の技術基 準	ECE 3	平成14年 9月 1日
細目告示 第47条第 3項	側方灯の技術基準	ECE 91	平成15年 6月13日
細目告示 第49条	側方反射器の技術基 準	ECE 3	平成14年 9月 1日
	番号灯の技術基準	FMVSS 108/76 (番号灯試験に限る。)	平成14年 9月 1日
細目告示 第50条	尾灯の技術基準	ECE 7	平成14年 9月 1日
細目告示 第51条	後部霧灯の技術基準	ECE 38	平成14年 9月 1日
細目告示 第52条	駐車灯の技術基準	ECE 77	平成15年 6月13日
細目告示 第53条	後部上側端灯の技術 基準	ECE 7	平成14年 9月 1日
細目告示 第54条	後部反射器の技術基 準	ECE 3	平成14年 9月 1日
細目告示 第55条の2	再帰反射材の技術基 準	ECE 104	平成17年12月21日
細目告示 第56条	制動灯の技術基準	ECE 7	平成14年 9月 1日

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

細目告示 第57条	補助制動灯の技術基 準	ECE 7	平成14年 9月 1日
細目告示 第58条	後退灯の技術基準	ECE 23	平成14年 9月 1日
細目告示 第59条	方向指示器の技術基 準	ECE 6	平成14年 9月 1日
細目告示 第42条第 3項 第 6項及び第 7項、 第43条第 2項 第44条第 2項 第45条第 2項 第46条第 2項 第47条第 2項 第48条第 2項 及び第 4項、 第49条第 2項 第50条第 2項 第51条第 2項 第52条第 2項 第53条第 2項 第54条第 2項 第55条第 2項 第56条第 2項 第57条第 2項 第58条第 2項 第59条第 3項 第60条第 2項 第61条第 2項	灯火器及び反射器並 びに指示装置の取付 装置の技術基準	ECE 48	平成16年12月 2日
細目告示 第63条第 1項	警音器の警報音発生 装置の技術基準	ECE 28	平成15年 7月 7日
細目告示 第63条第 2項	警音器の技術基準	ECE 28	平成15年 7月 7日

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

細目告示 第66条	停止表示器材の技術 基準	ECE 27	平成15年 7月 7日
細目告示 第67条	盗難発生警報装置の 技術基準	ECE 97 ECE 116	平成17年 4月 6日 "
細目告示 第68条第 1項 第 2号	衝撃緩和式後写鏡の 技術基準	EEC 71/127	平成15年 7月 7日
細目告示 第68条第 1項 第 3号	車室内後写鏡の衝撃 緩和の技術基準	FMVSS 111 EEC 71/127	平成15年 7月 7日
細目告示 第68条第 3項	二輪自動車の後写鏡 の技術基準	ECE 81	平成15年 7月 7日
細目告示 第68条第 4項	二輪自動車の後写鏡 及び後写鏡取付装置 の技術基準	ECE 81	平成15年 7月 7日
細目告示 第69条第 2項 第 3号	バス及びトラックの 洗浄液噴射装置の技 術基準 ※	FMVSS 104/71	平成15年10月 1日
細目告示 第69条第 1項 第 1号及び第 2項第 1号	乗用車等の窓ふき器 及び洗浄液噴射装置 の技術基準 ※	FMVSS 104/71 EEC 78/318	平成15年10月 1日 "
細目告示 第69条第 2項 第 3号	デフロスタの技術基 準 ※	FMVSS 103/92 EEC 78/317	平成15年10月 1日 "
細目告示 第69条第 3項	サンバイザの衝撃吸 収の技術基準 ※	FMVSS 201 ECE 21	平成15年10月 1日 "
細目告示 第70条	速度計の技術基準	ECE 39	平成15年 7月 7日

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

- 備考
- 1 「FMVSS」とは、米国連邦自動車安全基準をいう。
 - 2 「ECE」とは、国際連合欧州経済委員会統一規則を示す。
 - 3 「EEC」とは、欧州経済共同体指令を示す。
「EEC 85/647 ANNEX X」とは、EEC 74/132、EEC 75/524、EEC 79/489 及び EEC 85/647 により改正された EEC 71/320 の ANNEX X を示し、「EEC 88/194 ANNEX X」とは、EEC 74/132、EEC 75/524、EEC 79/489、EEC 85/647 及び EEC 88/194 により改正された EEC 71/320 ANNEX X を示す。
 - 4 「CFR」とは、米国連邦法規総覧をいう。
 - 5 「※」印が技術基準名の後に付く技術基準は旧技術基準を示す。

附則13 外国の自動車試験機関による試験結果の活用

国土交通大臣は、外国自動車試験機関による試験結果を活用して業務を実施することができる。

附則15 輸入自動車特別取扱届出済書の交付

輸入自動車特別取扱届出済書の交付は、輸入自動車特別取扱要領（以下「取扱要領」という。）第3及び第4によるほか、以下により取り扱うものとする。

1. 届出者は、取扱要領第3第2項及び第4の規定による所定の試験成績表を提出する際、別記様式1に試験成績表を添付し、国土交通省自動車局審査・リコール課（以下「審査・リコール課」という。）へ提出するものとする。この場合、部数は1部とする。
2. 審査・リコール課の長（以下「審査・リコール課長」という。）は、取扱要領第6の規定により変更届出（騒音の大きさ又は排出ガスの排出量に影響を与える構造・装置の変更に係るものに限る。ただし、二輪自動車であって、騒音防止装置の装置指定通知書等又は認定証の写しを提出する場合を除く。）があったときは、当該変更届出をした者（以下「変更届出者」という。）に対し、所定の試験成績表が1部提出されるごとに新たな輸入自動車特別取扱届出済書（以下「届出済書」という。）を50部交付するものとする。この場合、届出済書の交付を受けた者は、未使用の届出済書の部数から当該届出済書の仕様に係る未販売の自動車の台数分の部数を差し引いた部数の届出済書を速やかに返納するものとする。この場合において、施行規則第36条第7項第3号の規定に基づき登録された機関、附則11「輸入自動車特別取扱要領別表の4（2）の公的な試験機関等として認められる機関等」に定める機関若しくは附則13「外国の自動車試験機関による試験結果の活用」に定める試験機関による試験結果又は附則9「製作者試験に係る実施要領」に基づき指定された者の立会いの下で実施した試験結果を記載した書面をもって、当該試験成績表として活用することができる。
3. 審査・リコール課長は、前項以外の構造・装置の変更に係る変更届出があったときは、変更届出者に対し、未使用の届出済書の部数から当該届出済書の仕様に係る未販売の自動車の台数分の部数を差し引いた部数の届出済書について提示を求め、当該届出済書に追加記載の修正を行うものとする。
4. 審査・リコール課長は、輸入自動車特別取扱届出書の記載事項（届出者の氏名又は名称に係る変更に限る。）の変更に係る輸入自動車特別取扱届出書の提出があったときは、変更届出者に対し、未使用の届出済書の提示を求め、当該届出済書の記載事項の修正を行うものとする。
5. 取扱要領第3第3項の規定による未使用の届出済書の返納は、未使用の届出済書の部数から当該届出済書の仕様に係る未販売の自動車の台数分の部数を差し引いた部数の届出済書について行うものとする。

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

6. 届出者は、届出済書の使用状況を別記様式2により四半期ごとに取りまとめ、日本自動車輸入組合を經由して審査・リコール課長に報告するものとする。

日本自動車輸入組合は、電子申請により当該報告を行うことができ、その際は届出者毎に電子申請の代理申請により報告を行うこととする。

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

別記様式1 (「輸入自動車特別取扱届出済書」追加交付願)

「輸入自動車特別取扱届出済書」追加交付願

国土交通省自動車局
 審査・リコール課長 殿

年 月 日

願い出を行う者の氏名又は名称

印

住所

〔記載例〕

「輸入自動車特別取扱制度について」(平成10年11月12日付け、自審第1255号)別紙輸入自動車特別取扱要領第3第2項の規定に基づき、別添の排出ガス試験成績表及び騒音試験成績表を提出しますので、当該試験成績表に係る自動車の輸入自動車特別取扱届出済書について下記に掲げる交付願枚数の追加交付方よろしくお願ひします。

なお、追加交付された自動車については、輸入自動車特別取扱届出書に添付した「排出ガス及び騒音の品質管理説明書のとおり道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)の規定に適合したもののみを販売いたします。

記

1. 追加交付の願い出を行う自動車の車名、型式等

車名・型式 (PHP番号)

決裁番号(国自審第 号)、年月日

国自審第 号、平成 年 月 日

自審第 号、平成 年 月 日

自審第 号、平成 年 月 日

2. 届出済書の追加交付枚数等

交付願枚数 枚

年間販売予定台数 台

年間既交付枚数 枚

総既交付枚数 枚

(日本工業規格A列4番)

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

H15. 12. 4改正

附則なし

H16. 4. 20改正

附則

- 1 本改正規定は平成16年4月20日から施行する。
- 2 車両諸元要目表の様式については、電子申請による届出を行う場合を除き、平成16年10月1日までは従前の例により行うことができる。
- 3 附則5「6-4 タイヤの呼び」の記載については平成16年12月31日まで従前の例により行うことができる。

H16. 10. 29改正

附則なし

H16. 12. 2改正

附則なし

H17. 3. 3改正

附則なし

H17. 4. 1改正

附則なし

H17. 4. 6改正

附則なし

H17. 8. 26改正

附則

- 1 本改正規定は平成17年8月26日から施行する。

H17. 8. 29改正

附則なし

H17. 12. 21改正

附則なし

H18. 3. 27改正

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

附則（適用期日）

本改正規定は、公布の日から施行する。ただし、平成18年12月31日以前に申請するものについては改正後の附則6の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

H18. 4. 28改正

附則なし

H18. 11. 1改正

附則（適用期日）

1. 本改正規定は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成18年国土交通省告示第1268号）」の施行の日から施行する。

H19. 3. 29改正

附則（適用期日）

1. 本改正規定は平成19年4月1日から施行する。
2. 本改正規定は平成19年4月1日以降申請されるものに適用する。ただし、附則6. 2「図面の記載方法」（9）については、本改正施行後3ヶ月以内に適用させるものとする。

H19. 8. 31改正

附則

（適用時期）

1. 本改正規定は平成19年9月1日より施行する。ただし、別添1別表4（2）⑨及び附則4別表第2-4（4）⑨の改正規定は、細目告示第41条第1項第6号又は第8号の自動車であって、平成20年6月30日以前に輸入自動車特別取扱届出をした場合については、なお従前の例によることができるものとする。

H20. 2. 1改正

附則

（適用時期）

1. 本改正規定は平成20年2月3日より施行する。

（経過措置）

- 2-1 別添1別表第1関係4（2）㉗、㉘及び㉙並びに附則4別表第2-4（4）㉗、㉘及び㉙の改正規定は、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもののうち、平成20年12月31日以前に製作されたものについては、なお従前の例によることができるものとする。

（2）附則5第2-28の改正規定は、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のものの

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

うち、平成21年10月9日以前に輸入自動車特別取扱届出をした場合については、なお従前の例によることができるものとする。

- (3) 別添1別表(第1関係)4(2)㉓及び㉔、別添1第3号様式、附則4別表第24(4)㉓及び㉔並びに附則5第24及び5の改正規定は、平成24年6月30日以前に製作された自動車については、なお従前の例によることができるものとする。

H20.10.24改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、公布の日より施行する。

(経過措置)

2. 附則4別表第24(4)に係る改正規定については、道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第9条第9項に基づき、改正前の規定を適用する二輪自動車等にあつては、なお従前の例によることができるものとする。
3. 附則5第228-2(イ)の改正規定については、道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示に基づき、細目告示「別添10トラック及びバスの制動装置の技術基準」又は細目告示「別添12乗用車の制動装置の技術基準」を適用する二輪自動車等(三輪自動車に限る。)にあつては、附則5第228-2(ア)の例によること。

H21.3.31改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、公布の日より施行する。

H21.7.30改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成21年8月1日から施行する。
2. なお、附則5については、施行日以降に変更承認申請又は変更届出を行う場合に限り、改正項目に該当する記載内容の変更がない場合にあつては、この限りではない。

H21.10.23改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成21年10月24日から施行する。

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

H22. 10. 28改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成22年10月28日から施行する。

H23. 6. 29改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

2. 平成23年12月31日以前に申請する場合における附則4に定める提出書類については、改正後の規定にかかわらず、従前の例によることができる。

H24. 2. 8改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成24年2月8日から施行する。
2. ただし、平成24年3月31日以前に申請するものについては、改正後の別紙及び附則5に定める規定にかかわらず、従前の例によることができる。

H24. 6. 28改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成24年7月1日から施行する。

H24. 11. 15改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成24年11月18日から施行する。

H25. 1. 25改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成25年1月27日から施行する。
2. ただし、平成25年3月31日以前に申請するものについては、改正後の別紙、附則4及び附則5に定める規定にかかわらず、従前の例によることができる。

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

H25. 5. 10改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成25年5月10日より施行する。

H25. 8. 30改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成25年8月30日から施行する。

(経過措置)

2. 道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示に基づき、細目告示「別添10 トラック及びバスの制動装置の技術基準」又は細目告示「別添15 トレーラの制動装置の技術基準」を適用する自動車にあつては、なお従前の例によることができる。

H25. 10. 29改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成25年10月29日より施行する。

H26. 3. 24改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成26年4月1日より施行する。

H26. 6. 10改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成26年6月10日より施行する。
2. 第3号様式（諸元表）及び附則4については、平成26年9月30日までは、なお従前の例によることができる。

H27. 2. 20改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成27年2月20日より施行する。

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

2. 本改正規定中、第3号様式、附則5及び附則6に係る改正規定については、平成27年8月31日までは、なお従前の例によることができる。

H27.4.27改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成27年4月27日より施行する。

(経過措置)

2. 本改正規定中、附則5第2-1-25及び1-26に係る改正規定について、輸入自動車特別取扱要領第1-1項の届出は平成28年3月31日まで、変更届出は平成30年8月31日まで、なお従前の例によることができる

H27.6.15改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成27年6月15日より施行する。

H27.10.19改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成27年10月19日より施行する。

H28.5.12改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成28年5月12日から施行する。

H28.6.17改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成28年6月18日から施行する。

H28.8.31改正

附則

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成28年8月31日から施行する。

PHP 00-別添 輸入車特別取扱制度

H 2 8 . 1 0 . 7 改正

附則

(適用時期)

- 1 . 本改正規定は、平成 2 8 年 1 0 月 8 日から施行する。

H 2 8 . 1 0 . 3 1 改正

附則

(適用時期)

- 1 . 本改正規定は、平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日から施行する。